

樺太の財政

# 第一章 概 説

## 第一節 序 説

昭和元年度から同二十年度に及ぶ二十年間にわたる樺太庁特別会計の、歳入歳出面の推移を正確精細に叙述することは、今日においては、著しく困難な事情を伴うことを免れ難い点を、まず冒頭に明らかにしておかなければならない。

右期間中における同会計の決算資料は、二十年度のそれを除き、曲がりなりにも一応これを収集することができた。これは旧樺太庁東京事務所が、周辺ほとんど戦災により焼失したにかかわらず、幸いにもその厄から救われ、さらに若干の書類が終戦時の散佚湮滅の機会からも護られた偶然の好運に原因するものである。しかしながら、かく収集しえた決算資料も頒布を期する印刷物の類にはかならないのであって、したがって款項に属する決算額を羅列した以上のデータは、遺憾ながらそこから期待することができないのである。個々の決算数字に即して、歳入歳出面ともに、行政運用の実績を解明し、進んで樺太開発の過程の諸相をつまびらかにするためには、

十分な部内資料に基づく検討が必要とされることは当然である。この希望は、しかし、現在においては全く実現しえざる希望である。本財政史はいきおい不本意ながらも索然たる表面的、機械的記述にとどまり、内容的には粗笨のそしりにも値すべき、きわめて概括的な一財政略史たらざるをえなかった。

一例を証示するならば、樺太庁歳入の大宗である森林収入のごときも、単にその各年度決算額を列記して、同収入の昭和の二十年間における推移と、歳入上における重要度を比較するだけにとどまるとするならば、事は全く容易なのであるが、その各年度収入のよって生ずる根基すなわち各年度ごとの官有材の用途別払下数量および単価、さらにはその単価の構成要素にまで説き及ぼうと欲するにおいては、現在の状況は到底意にそう資料はこれを見し利用することが不可能なのであって、結局は樺太の財政と産業とを結ぶ、興味あり、意義ある見地に立つての森林収入の趨向、したがって樺太庁歳計の最も光彩ある部面の解明の企ては、これを断念するのほかほないいこととなるのである。如上のジレンマは、歳出面の王位にある拓殖事業費の究明についても、等しくこれを感じるのであって、樺太拓殖事業の真相を細密に投影する数字的資料は、きわめて断片的なものそのを除き、これを系列的、總体的に把握することも、その望みを放棄せざるをえないのである。

樺太は領有以来二十年を経て昭和を迎えたのであるが、実のところ、二十年間における島勢の発展は必ずしもはかばかしいとはいいい難いものがある。朝鮮、台湾等の外地に比してはやや幅が狭いものの、樺太においてもいわゆる総合行政の建前が認められ、総合的見地からその拓殖計画を樹立し実施する行政力が与えられていたので

あるが、同島の自然のおよび人文的条件は、これを他の外地のそれと対置するとき、相当の後進性を具有するところとは明らかに看取されるところであり、施政の機動力についても往々にして自主と自由との制約を受けるのを余儀なくされた実情をも無視しえないのであって、樺太の開発がその進程において緩徐の観を呈し、各般の分野を通じ幼弱の域を越えられぬままに昭和の初頭に及んだことはおおう能わざる事実である。ある時期にあっては、邦領樺太を一種の戦利品視して、その建設的経営に確乎たる指標と強い熱意とを欠くことが論議せられ、ある時期にあっては、同島の二大天恵と目せられる森林と水産とは、掠奪の対象として濫伐濫獲せられ、ついに樺太の富源ほとんどが枯渇に瀕するとの警告すらも叫ばれるにいたったことを想起させられるのであって、もちろんこれらの論議も批難も一面的な誤解に基づく点もあるのであるが、樺太開発の基本方針において、またその行政機能において、幾多の盲点を蔵しつつ、大正から昭和へと推移してきたことは、事績に徴してこれを否認することができない。

樺太は、朝鮮、台湾等の外地と趣きを異にし、先住民族と伝承文化とを継受することのない処女的植民地として発足した点において、これら外地の統治に比べて、政治的複雑性を伏在するを要しない方途を選んで、その施政の大本を定めることができたのであって、この一点はまさに樺太を他の四外地と距てる特徴であり、さればこそ樺太経営に臨む為政的意図において、先住民族に対する慎重な顧慮を織り込む必要のないのに乗じて、ややもすれば達識と先見と遠謀とに欠ける嫌いある方向に誘われ易かったことも、これを全くは根拠のない推断としてしり

ぞけ去ることはできないであろう。樺太開発の目的と意義とを広く全日本の視圏において把握せず、ときに樺太のための樺太開発に傾き、ときに樺太の存在が内地の一部階層の関心の一重点に過ぎないような過渡の様相が露わになった期間があったとすれば、ある種の片寄った樺太観、あるいは未熟な樺太認識がその根因をなしていたといえどもあながち失当ではあるまい。樺太がその固有の真価を発現し、その全日本の地歩を確立し、樺太の重要性に対する再評価がほぼ全きを告げるにいたるまでには、昭和に入ってなおいくばくかの年月を要するのである。樺太財政史を貫ぬく底流を見のがさぬためには以上の事柄も念頭におかすべきことを提言したいのである。

樺太財政史の理解に当たって注意すべき一事は、樺太が朝鮮、台湾の道州制のごとき地方制度はもとより、関東州のごとく地方費制度すら有せず、これに加えて管下の市町村もその財政的基盤がおおむね脆弱で、自治体としての固有任務を遂行する上に必要な経費を負荷する能力がいまだそなわらず、教育、土木、厚生等々の公共的諸事業、諸施設も直接国費の支弁による実施にまつか、または国費の補助に依存するかのいずれかであって、自治体業務の主要部分を実質的には国家機関である樺太庁が代行せざるをえないため、樺太庁の歳出が、形実質量ともに、国家機関として担当すべく要請せられる部面以外に、多岐かつ些末の分野にわたる費目を包含するにいたった特殊事情を考慮の中に入れてなければならぬその事である。いかなる費目、いくばくの金額が本来の国家業務に帰し、または地方団体の業務に属すべきかをつぶさに個々について析出することは、外地のごとくそれぞれ特

異の性格を有する地域にあつては、実際上きわめて困難ではあるが、樺太庁の財政の見方に当たって右の点は心得の中に加えられなければならない一要目である。

樺太庁特別会計は、明治四十年四月一日設置以来、三十九カ年度の歴史を後にして終止符をうつにいたつたのであるが、これを概観して、明治四十年度ないし大正六年度の十一年間の開拓草創時代および昭和四年度ないし同七年度の四年間の不況沈滞時代を除き、拓殖の進展と呼応し民力の増進と雁行し、逐年膨脹の趨勢を示し、その歳計構成においてもほぼ均斉を保持して、一見、いわゆる健全財政の型にそう実績を認むるに近いものがあるのである。

樺太庁特別会計に対しては、明治四十年度以降昭和九年度にいたる二十八カ年度にわたり、一般会計から各年度不定額ではあるが補充金が繰り入れられ、その総額は二千八百五十四万五千二百六円に達し、同期間中の拓殖事業費累計額七千三百七十九万四千九百八十八円に対し三割九分に当たるのであるが、右の補充金の繰り入れは必ずしももっぱら樺太庁歳入の不足を補う主旨に基づくものでなく、樺太の開発を助長促進するための内地の財政的援助、別言すれば国家が新邦領たる樺太の経営に対し寄せる関心と熱度との一表徴としての、隠れた政治的意味合いを含むものとして了得せらるべきものと考へるのであって、したがって補充金の存在をもって、樺太財政の内地財政に対する依存性を云々することは真実に適した見方ではないと解すべきである。現に補充金受入額の最高記録(三百十万円)を示した昭和四年度においても、樺太庁財政は三百七十五万二千円の歳計剰余金を擁するの余裕を

示した事実を徴し、以上の見方はおおよそこれを肯くに難しとしないであろう。

樺太庁財政が名実ともに独立の域に達したのは昭和十年度である。補充金は廃され、公債および借入金も歳入予算面から姿を消し、同年度歳計剰余金は実に一千五百四十八万二千円の巨額にのぼるにいたったのである。あるいは同年度をもって樺太財政史上の一転機とも目すべく、樺太拓殖計画の本格的段階に入るに際し、その円滑な遂行を保障する財政的裏づけが自力によりここに確立したかの観があるのである。

樺太財政の自立は、すなわち樺太の財政的基盤の成熟を物語る望み多い明るい事実として迎えられるべきは当然であるが、ひるがえって、右の自立をもたらすにいたった原因が何ものであるかを究明するときは、樺太財政の顕著な特質をになう、ほとんど宿命的な問題性を内包する別個の事実に当面せざるをえないのである。そしてそれは樺太財政が全く森林収入を主軸として存在する端的な事実を指すことにほかならない。

森林は、先きにも述べたごとく、水産とともに樺太の富源の骨格をなすもので、その開発利用を目ざして同島に対する拓殖意欲が鋭く刺激せられ、次いでパルプ工業の勃興によって同島の発展が将来に向かって約束せられた明白な一事は、森林によって樺太は立つと評せられるも失当ではないと思わしめたのであるが、森林はひとりこのような樺太開発の最大動力であるにとどまらず、実のところ樺太財政自体を維持し、樺太経営を可能ならしめる最大寄与者でもあって、樺太の森林こそは重大にして貴重な二重の役割をになう、真に天恵的存在として感謝に値することを顧みるべきである。

森林収入の財源的重要性、すなわち全歳入上に占めるその割合は、もとより比年必ずしも均しからず、明治年間および大正初葉にあっては、資源の開発利用がいまだ本筋の道に入らなかったため、森林収入もまた特に有力視されるにいたらなかったのであるが、大正後半以降、パルプ工場の相次ぐ操業開始を契機として、原木の払下げ数量がとみに増加したことを主因とし、かつ虫害木の大量処分を副因とし、森林収入は刮目すべき躍進を示すにいたり、昭和元年度においては全歳入の四割九分、最高記録の昭和九年度においては五割四分の圧倒的地位を獲得したのであって、昭和十八年度戦時増税により租税収入の激増をみるにいたるまで、森林収入は歳入の王座を譲るところがなかったのである。しかして問題はむしろここに潜むことを知らなければならなかったと思うのである。

樺太の森林蓄積量は領有直後の概況調査においては、約二十一億石と推算されたのであるが、その後各種災害の頻発、処分方法または取締りの欠陥に乗ずる濫伐、過伐等のため、蓄積量の減退をきたし、昭和十二年全管内事業区を通ずる施業案編成当時においては、国有林蓄積量は八億五千万石内外と認定せられ、その年伐量は八百万石内外をもって合理的森林経営標準とすべきものと結論せられるにいたったのである。一時乱脈の非難を受けた林政も、昭和七年のいわゆる林政改革により著しく面目を新たにし、林力の保続涵養に重きをおくにいたった結果、以上の標準年伐量の励行が所期せられまた可能なるにおいては、樺太の森林は、産業および財政の両域を潤おす尽きぬ源流として、その恵沢は無限の長きに及ぶことが確実視せられるのである。このような見方に

即するときは、森林収入はまさに恒久的財源として最も信頼すべきものに属する。しかしながら、時に合するため標準伐採量の限界がほとんど常に侵され、しかも林力の保続がこれに適応しない跛行の状態が久しきにわたる場合、あるいは樺太庁の財政が島勢の伸長に促され、ますます膨張して財源の増強を要求せられる場合、あるいはすでに飽和点に近い観のある島内パルプ工業に、一朝深刻な不況または逆転的危機が訪れた場合、果たして森林収入は恒久性、安定性、弾力性を合わせそなえる強力な財源として晏然これに信倚することが許されるであろうか。もちろんかかる設問は、過度の杞憂に発する非現実的な一個架空の抽象論に基づくものとして、一笑に付し去られることがむしろ望ましいのではあるが、樺太開発の長計を案ずる立場に徹するとするならば、右の設問は樺太財政に関する本質的課題をはらむきわめて重要な問題として、その対策とともに真剣に考慮せらるべきであつたであろうと信ずる者である。ひつきょう樺太財政が、森林資源という北方地帯の自然的宝庫から、余りにも豊富な賜物をうけていた偶然の幸福について、顧みて深く思いをいたすべきである。

## 第二節 樺太の一般情勢

財政史の理解に資するため、昭和初頭前後における島勢の概況を記しておきたい。これにより、樺太の包蔵する優れた潜在的発展力を現実化するのみに、施策の方向、したがって財政の用途がいかにあらねばならなかった

第一表 人口増加の趨勢 (単位 人、戸)

年次	戸数	人口	増加割合 人100に付	年次	戸数	人口	増加割合 人100に付
明治39年末	2,695	12,361		大正14年末	37,402	189,036	23.82
44	8,816	36,725	18.40	昭和1	41,245	203,573	7.69
大正5	14,624	66,280	9.26	2	44,323	221,243	8.68
10	21,131	103,630	13.71	3	48,561	240,502	8.70
11	23,454	120,222	16.01	4	51,299	251,313	4.49
12	27,262	140,361	16.75	5	57,471	284,930	13.38
13	29,976	152,668	8.77	6	57,342	287,377	0.86

備考：樺太庁『樺太庁施政三十年史』、『樺太庁統計書』により作成。

かを、おのずから示唆することができるかと思われる。

### 一 面積と人口

樺太全島は南北九百四十キロ、東西二十七・五キロないし百五十七キロ、面積七万四千四百十五方キロで、ほぼ北海道本島に匹敵するのであるが、北緯五十度をもつてソ連領樺太と境する南半邦領樺太は、南北四百五十五・六キロ（一一六里）、東西二十七・五キロないし百五十七キロ（七里ないし四〇里）、台湾本島よりやや大に当る面積三万六千九十三方キロ（二、三三九方里）を有するのである。

人口増加の趨勢は顕著なものがある。すなわち、第一表により、二十五年間に戸数は二十二倍弱、人口は二十三倍強にそれぞれ躍進を示したことを知る。

また第二表により、業種別人口の増加率は、鉱工業のそれを筆頭に、商業、交通業がやや下位に立ってこれに次ぎ、公務、自由業を経て（その他の有業者を除き）農業および水産業の序列となつていくことがわかる。

第二表 住民の職業別構成 (単位 人)

業 種	大正5年	大正10年	昭和1年	昭和5年
農業	15,668	32,288	41,624	54,809
水産	20,294	20,059	25,478	32,884
工業	4,428	9,168	3,777	8,352
交通			21,781	35,671
公務・自由業者	6,450	11,403	35,218	48,209
その他有業者	4,922	7,445	7,985	13,540
無業	12,107	30,923	16,169	26,486
計	121	43	49,580	60,667
	63,990	101,329	203,573	284,930

備考：前掲書による。

この増加傾向は、大正初期から昭和初期にいたる各拓殖部門の実勢の動きの一斑を表わすものとして注意すべきであろう。

## 二 交 通

鉄道、道路、港湾、舟運等の交通施設は拓殖事業の円滑な遂行に先行するもので、交通施設の密疎と良否とが拓殖の速度に影響することは瞭然である。樺太庁が、総合行政の体制の下に、鉄道および通信の両事業をその傘下におさめ、その建設および運営を常に全拓殖部門の進展と調整する一元の方針を貫いたことは、拓殖政策の当然の要求に従ったものである。

樺太の地理的環境が、交通施設の能う限りの急速な整備を必要とすることは、明らかなるところであつて、そして施設の重点が、

島内的要求と対島外的要求との両面に二分されることも、全く樺太の位置が然らしめるのである。島内的には鉄道と道路の建設が、対島外的には港湾の築造と航路の開設とが、それぞれ率先着手されたことはもちろんである。財政上の制約と、施工上における寒地特有の障害とが、計画にそう事業の遂行を困難ならしめたことが一再

ならず起こつたにせよ、とにかく、交通施設は序を追つてようやく面目を整えつつ、開発の気運に力を添えるにいたつたことは事実である。

鉄道は、樺太の地形、市街地の分布、開拓上の要請等から、玄関口たる大泊港を起点として、庁政の基地豊原を経、それぞれ東西両海岸を国境に向かつて走る縦貫線を基幹線とすること、なお一ないし二カ所においてこれら両海岸線と結ぶ横断連絡線があるいは考慮に加えられるべきこと、必要に応じ基幹線に合流する培養線が計画

第三表 昭和初業までの庁営鉄道営業哩程 (単位 マイル)

年 度	年 度 末 営業哩程	年 度	年 度 末 営業哩程
明治40年度	26.9	大正11年度	130.3
大正 1	57.6	昭和 1	155.6
6	67.9	6	342.9

備考：前掲書による。

されるべきこと等のきわめて定石の見地から逐次建設計画が進められたのであつて、昭和初頭においては、大泊から豊原を過ぎ東海岸の一角栄浜にいたるいわゆる本線(五八・五哩)、豊原と西海岸の要港真岡とを連ねる豊真線の一部(六・一哩)、西海岸の不凍港本斗から中央最狭部の一地点久春内に達するいわゆる西海岸線の大(五八・四哩)が庁営の主なものに属し、私鉄としては、庁鉄本線から分岐し東海岸に沿つて北上する一線が庁鉄代行の使命をもつものとして重視されるものである。昭和年代に引き継がれた鉄道建設および経営上の課題としては、西海岸線の未完成部分を竣工してさらに北進し、同海岸北部の開拓拠点恵須取にまでこれを延長すること、東海岸の動脈線にしてしかも民営に属するものを買収して、全幹線を庁営下に総括することの二点を特にあげなければならない。

参考のため、明治、大正を経て昭和初葉にわたり、庁営鉄道がいかに伸びたかを第三表に示す。

道路は、樺太では開拓施設としてもとりわけ重要な役割を引受けているばかりでなく、その建設、改良、修繕の諸工事には内地等に比べ幾多の不利不便を伴い、自然財政上の見地からも道路関係費は軽視を許さぬものがある。

道路も、鉄道と同じく、東西両海岸に沿う縦貫線、これを繋ぐ横断線、主要地を結ぶ区間線、各開拓地を連ねる農耕道路からなり、昭和初頭においては、大泊に起こり国境に達する東部縦貫線（一一一里）はすでに開通し、本島南端西能登呂岬に発し国境にいたる西部縦貫線（一三〇里）は南半改鑿の工をおえ、横断線としては豊原・真岡間（一九里）、中央最狭部真縫・久春内間（八里）の両街道は車馬を通じ、区間線の主要なもの五線、その延長八十里を超え、農耕道路は官営道路、補助道路を合わせ総延長二百五十里になんなんとする現状であった。したがって道路網の一応の布置を全うするためには、なかならず、西部縦貫線残部の促進、北部横断線の開設、亜庭湾岸と西海岸とにまたがる最南部横断線の着工等が要望され、これらが懸案として解決を後日にまっていたわけである。

樺太庁の歳計面における道路関係費を検討する上に特に着目を要する点は、樺太の気候と、地質とが道路の築造と維持に厳しい悪条件を課するのほかに、

(一) 労働力の不足による労賃の割高

(二) 硬質の砂利または碎石の偏在によるその運搬費の割高

(三) 路線經由地に密林地帯が多いため伐開費が開鑿費を膨脹させること

等々の特殊事情であって、酷寒地帯に共通の工事負担に加え、樺太特有の要素が別個の支出を強いている事實はこれを閑却すべきでない。

港湾は、海岸線単調で天然の良泊地に乏しい本島にあっては、交通上の中枢施設として拓殖の消長をも制する最も重要な任に当たるため、その築設の急務なことは領有直後つとに唱えられていたのであるが、何分にも巨額の経費を要する等のため機運容易に熟せず、ようやくにして大正五年度本斗港を先駆として、大正九年度大泊港、同十年度真岡港がそれぞれ工事に着手し、本斗港は工費二百五十万円をもって昭和元年度、大泊港は工費五百八十七万円をもって昭和三年度、真岡港は工費二百五十万円をもって昭和二年度各々その第一期工事をおわり、ここに島外との交通にほぼ不便のないようになったのである。その他、沿岸航行の小汽船および漁船の繫泊所として船澗の築造にも意を用い、大正五年ないし昭和五年の間に、もっぱら国費によるもの八、国費の補助により町村の築営にかかるもの七、計十五がなり、海運および漁業を益するにいたったことも付記しておきたい。

昭和に入つての新事業としては、島勢の伸長に即応し、林鉱産資源の開発最も有望な北部地帯に集散する物資の吞吐港を東西両海岸に各一港新設することがまず想定され、合わせて前記三港の機能の強化と、船澗の拡充が

とりあげらるべきことが察知されるのであって、いずれも財政上の処置に周到な用意を要する案件であることもとよりである。

航路の開設は比較的順調にすすみ、内地樺太間には、樺太庁命令航路、逓信省命令航路、連絡線、社外不定期航路等がそれぞれ相当回数運航して、貨客輸送の便に著しく欠くところはなく、ただ港湾施設の整備と相まって、優秀船の配置が望まれるほか、冬季結氷期における就航を可能ならしめるため、砕氷船の登場が早晚期待されるべきことが考えられていたといえよう。

### 三 通 信

郵便、電信、電話等の通信施設は産業の振興、鉄道および道路の発達、市街地および集団農村の形成等の事情に誘われ、あるいはこれに伴い、年をおって整備し、昭和元年度末においては、普通特定を合し郵便局数五十五、そのうち電信業務を取り扱うもの五十二、電話業務を取り扱うもの交換十二、通話二十七を算し、島内における郵便業務はその利用上たいした支障がないよう設備されていたのであるが、ただ冬季積雪結氷の期間は陸送海送ともに杜絶すること稀れでなく、したがって本島においては電信の利用度きわめて高く、通信機関中電信の普及は最も緊要とせられるところで、昭和元年現在の島内回線数二十三、その延長三千三百キロ、内地間回線数三、北樺太間回線数三のほか、大泊に無線設備一カ所を有していたのである。電話も市内市外を通じ漸次増設され、

昭和元年には市内延長千百キロ、市外延長千五百キロを超える状況であった。

樺太庁においては電信・電話拡張および改良費として毎年度相当額を支出し、現業の改善と施設の充実に努力するところであったのであるが、なお、西海岸北部においての無線電信設備の新設、内地との無線電話の開通は将来すみやかに実現を期すべきものとして昭和の初めから考慮されていたのである。

### 四 教 育

新開拓地における学校は、子女の教育を表の使命とし、住民の定着を裏の使命とする二重の使命をいいただいいるともいい得る。

樺太においても学校の普及と整備には、開拓進展の実情に応じ、適当な措置が講ぜられきたったのであって、ことに初等教育は内地のそれとあえて遜色のない段階に達したのは比較的早期であった。たとえば、大正十三年の学齢児童就学率は九九・九九%の好成績を示している。また、昭和元年度においては小学校の校数および学級数は、尋常小学校百十五校、二百七十五学級、尋常高等小学校四十四校、三百四十九学級、両者計百五十九校、七百二十四学級を数え、当時、全管内八町三十村を通じ児童収容力に不足のない状態に達していた。小学校は大正九年以来すべて公立の一本建と改まったのであるが、教員の諸給与はこれを国庫の支弁とし、もって一つは町村の負担を減じ、一つは教員資質の向上を図るところであったのであるが、樺太庁歳出中の教育費の七割以上は実

にこの小学校教員の諸給与がこれを占め、そしてその額が各年递增するの理はただちに了解することができる。

中等教育機関としては、昭和元年度現在では、庁立中学校二（大泊、豊原）、庁立女学校一（豊原）、公立女学校一（大泊）、公立実科女学校一（真岡）の五校にとどまり、ことに中学校のごときは志願者の半数をも収容する能わざる状況であり、その一校の増設は喫緊事と認められていたほかに、公立女学校の庁立移管、中部および北部地区における中等学校の新設等も順次具体化する情勢に向かいつつあった。中学校の増設は昭和二年真岡中学校の形において実現し、公立女学校の庁立移管は昭和二年大泊校、同四年真岡校の順をもって行なわれ、また中部地域では西海岸の泊居に公立女学校が出現し、昭和七年これまた庁立に編入されたのであるが、北部地域にあっては時いまだ熟せず、遙か後日を待たざるを得なかった。

実業教育にいたっては、昭和四年公立実業補習学校（八校）が誕生するまで全くなんらの施設をも有するところかなかった。本島開拓に必須な部門についての職業教育をさづけ、有能な本島出身者を育成して地元産業の中堅的部署に進出させることは、方針としてすみやかにこれを確立すべきであったのであるが、諸般の事情がこの分野においての制度および施設の実施を著しく遅延させたために、昭和に入って逐次農林、水産、商工等の学校の設立が計画されるにいたったことは当然であった。

小学校教員養成機関はすでに大正七年から応急的に大泊中学校に付設されたのであるが、教員需給の状況に照らし、漸次本島にも師範学校設立の要あることが認識されるにいたったのであるが、その具現には相当の年をも

ってしなければならなかった。いわんや専門教育機関のごとき、昭和初葉においては、なんびとも現実の問題としてこれをとりあげるものはなかったのである。

各種教育機関は、島勢発展の方向に沿い、樺太独自の必要に応じて、その制度の内容および施設の性格を決定することが望ましいのではあるが、教育は最も鋭敏に社会情勢の動きを感受し、制度も施設も変遷と消長とを免れないものである以上、樺太の教育界においても、昭和初頭前後の展望と、国情の激変した昭和の後年の事実との間に懸隔が生ずるにいたったとしても致し方ないことであろう。

## 五 衛 生

衛生その他保健施設も外地経営上細心の配慮を要する部面であって、長い嚴寒季の籠居生活を強いられる樺太では、別してその要が痛感されるのである。島民の大部分が北海道および東北地方からの移住者である関係上、かれらはおおむね寒地の冬季生活に慣れているとはいい得るものの、樺太の寒さはより嚴烈であり、その食および住生活もさらに不利であり、結核の温床たる条件は十分である。ことに雪上交通の不便等にかんがみ救急の処置をいかにすべきかの問題も切実なものに属する。僻地に医師を招致し開業させることも容易ではない。これらの環境的問題に対して能う限り適切な解決策を講ずることは衛生行政の一眼目である。熱帯衛生があるように寒帯衛生もあり得るし、またあらねばならない。衣食住全般にわたる寒地生活の改善についても、少なからぬ課題が前

途に横たわっていた。その意味において樺太は日本人の寒地植民の可能性と発展性について多くのテスト・ケースを提供していたわけである。単なる医療施設のほかに、保健指導施設、進んで環境衛生に関する研究施設が一連的に着意され、早くその実現をみていたとしたなら、樺太は一段と住みよい土地となっていたと信ぜられる。厚みのある衛生施設としては、樺太は昭和初年前後には、なんら誇るべきものを備えるところがなかった。ただ豊原、大泊、真岡に庁立病院を分置し、主要地の開業医に公医を委嘱して各種医務を担当せしめ、無医の僻陋地には仮免許医なる便法を認めて一時の対策とし、ときに庁立病院の医員を地方に派して巡回治療に当らせる等がやや特記さるべき施設というにすぎない。健康的樺太の建設を目ざし、島民の定住意欲を固くさせるためには、指導、研究、予防、治療の各方面に等しく施設を整える必要が生じてくるであろうことは予測されないことではなかった。後に昭和十年代における結核療養所、中央研究所保健部、医学専門学校等の設置はこの予測に基づく所産の代表的なものと称し得るであろう。

## 六 治 安

為政上治安の確保に万全を期することは、新領土発展の要諦であること言をまたない。樺太においても、行政、司法の両警察ともに、その陣容を強固にすることをゆるがせにするところはなかった。しかし、昭和元年末現在においては警察署六、分署四、派出所駐在所七十四、警察職員三百二十一名で、巡査一人当り受持人口約九百人、受持面積百五十方キロとなり、かく受持区域の広きにすぎるとは、交通・通信の不便をも加えて、職務執行の困難を十分想像せしめるのであって、島勢の進むとともに、警察機関の充実、警察職員の増強を必至とすることもまた予想に難からざるところであった。

樺太では、その住民構成に異民族を有力な要素として包有しないため、他の外地にみるように、民族主義的運動あるいは異民族との混住に伴い避け難い摩擦等のため社会不安を生ずるようなおそれはなく、その視点からは外地中では治安維持上最も苦心を要する点の少ない利点をもっていたのではあるが、他面、島民の大部が労働階層に属すること、島外から相当多数の周期的労働者が来島すること、北方国境地帯では特殊の整備対策を必要とする点等は、島内の秩序保全の見地から、多少異色ある部面として観察されなければならない。第一および第二の事情により、本島では犯罪発生率高くほとんど内地の二倍の数字を示ししかも年々累増の傾向にあり、寒心すべき一事として目せられていたのであって、捜査検挙の能力をこれに追いつけしめる措置が肝要とされることは明らかである。国境警備についても、常に緊張の態勢を堅持して隙を生ずることなきを期するため、警備力の強化は避くべからざる帰結であるが、一面には、国際情勢の動向に照応することく警備対策に機動的屈伸性を認め、他面には財政的制約をも十分に考慮して対策の実施に緩急の別を予定することが望まれるのであった。樺太庁歳計に「国境警備費」なる科目が新設されたのは昭和十五年度であることを付記しておく。

## 七 殖 民

樺太の三大天恵として高く評価され、その開発の三大原動力としておのずから資本と労働力とを吸引する魅力を有する水産、林産および鉱産の事業部門については、樺太庁としては、その健全な自力的発育を助長することを目途とする施策に遺漏なきを期するをもって、一応「親切な行政」としての責を果たし得るわけであるが、ひとり農業については全く事情を異にすることをまず知悉しなければならない。

樺太の農業はいわゆる亜寒帯農業に属する。米作を除外するかかる農業が、生活の基礎として成立し、日本農民を誘致するに足るなにはどうかの発展性を含んでいるかどうかという初期の疑念は、すでに理論的にも実証的にも克服されていたのであるが、しかし樺太農業をとり囲む自然的条件は、原始の姿のままでは冷厳刻薄であって異常な試練を課することをやめない。個人単独の力をもってこの自然の強烈な圧力に抵抗することは愚かでありかつほとんど望みない企てである。ここにおいて、樺太庁は農業に関するかぎり積極的助成策を採用して、業者の意欲と希望をはばむ幾多の自然的障害を排除すると同時に、研究と体験の成果を活用し、亜寒帯農業の欠点を相殺する利点を主体とする営農方式を奨励することにより、樺太農業の漸進的確立にたゆみない努力を傾けきたったのであって、樺太開拓史上最も困難な、しかし最も光彩ある事業として記録される値あるものは、実に殖民事業であり、農業振興事業であると明言してはばからないのである。

樺太における農業移民の歴史はこれを左の四時代に画することができる。

- 一 黎明時代（明治四十年～同四十四年）
- 二 自由移民時代（大正元年～同十四年）
- 三 指定移民時代（昭和元年～同二年）
- 四 集団移民時代（昭和三年以降）

昭和初頭はすなわち自由移民時代を脱し、指定移民時代を経て、集団移民時代に入る移民政策上重視すべき時期に当るのである。

自由移民時代には、移住者が任意に自己の希望する入植地を選び、土地貸付を受けて開墾に従事する一種の放任方式によったため、移住者は無秩序に散在割拠し、ために移民収容上、土地利用上、また農事指導上いずれも支障多く、本島拓殖の強力な推進はこれを期することができない状態であった。指定移民制度は以上の欠陥を補正するため採用された過渡的制度であって、樺太庁において新移民に対する入植地を個別的に指定し、かかる指定移民には三百円ないし四百円の補助金を給し、なお、牛・馬貸付に優先権を認める等の恩典を与えたほかに、庁営をもって農耕道路、大排水溝を施設し、その入植に便ならしめる処置を講じたのである。しかし、この方式は応急的、補短的な着意に基づくもので、本格の農村形成を目ざす制度としては徹底を欠き、弱体を免れない性格のものであった。集団移民制度は、先行する右の両制度の実績に学び、かつ拓殖の新機運に促され、殖民事業。

第四表 昭和初年までの移住者戸口数

(単位 人、戸)

年 次	戸 数	人 口	年 次	戸 数	人 口
明治43年	234	668	大正10年	627	2,348
44	835	2,777	11	1,046	3,949
大正 1	971	2,392	12	2,657	9,218
2	1,123	3,777	13	2,749	9,218
3	1,531	5,085	14	2,378	7,760
4	667	1,908	昭和 1	1,787	7,227
5	295	946	2	1,100	4,751
6	284	890	3	1,429	5,897
7	388	1,474	4	1,242	5,332
8	673	2,626	5	1,132	4,997
9	666	2,569			

備考：樺太庁調。

両入植者を通じ、保護助成の範囲程度が漸時均等化される方向に向かったことは、農業者の定着を奨励する見地からおのずから然らしめたのである。

昭和初頭までの移住者戸口数は第四表のとおりである。

大正十二年から十四年の三年間における移住者の激増は、農産工芸品製造を目的とする大地積未開地の売払を許容した樺太庁の当時の方針に便乗した資本家の手による仮装農業移民ともいふべき労働者が、多数入島したのを主とし、稚泊連絡の開通等に刺激されてあわただしく海を越えた者もこれに加わったがためにほかならないのであって、不健全な一時的現象であった。

樺太庁歳計面で殖民関係費は、昭和八年度までは、歳出臨時部の「款」事業費に属する「項」拓殖費中の「目」土地改良費、殖民費、殖民地画費、殖民地選定費、土地処分費、開墾地検査費を直接支出とし、ほかに同じく臨時部の「款および項」補助費中の「目」移住奨励補助、家畜購入費補助等各種補助がこれに属し、昭和九年度以降は、臨時部「款」樺太拓殖事業費中の「項」殖民費と「項」土地改良費を主体とし、ほかに「項」産業振興費の「目」農業奨励費、畜産奨励費をもってこれを補い、別に補助費の科目の下に各種補助金を計上することを廃したのであるが、昭和十九年度の科目整理に伴い、「款」樺太拓殖事業費に「項」開発費を新設し、なお同款的「項」補助費の中に「目」開発費補助を置いて、合わせて殖民関係費を包括することとし、さらに昭和二十年度予算では科目再整理の結果、殖民関係費は、臨時部の「款」一般費の中の「項」樺太拓殖事業費の「目」事業費に包有され、ほかに「項」樺太拓殖事業補助中の「目」開発費補助の科目の下に各種殖民関係補助が所属することに改まった。

## 八 農 業

樺太庁が農業移民の招致に多くの力を費したのは、寒地農業に属する樺太農業が優に成立しかつ発展の可能性あることを確認し、農業の振興をもって、樺太開発の最も堅実強固な、恒久的基礎を築く最善の道なりとする方針を順次強化したためである。

昭和初年、本島における農牧適地は、全面積三百六十万九千三十ヘクタールの二割、七十二万二千ヘクタール（約七十二万八千町歩）と推定され、そのうち一割三分に当たる四十六万九千ヘクタール（約四十七万三千町歩）が農耕適地、七分に当たる二十五万三千ヘクタール（約二十五万五千町歩）が牧場適地とみなされ、これ等の適地がごとく現実に利用される段階に達したときは、適正経営規模の農家約四万戸、人口二十万人を包容することはあえて困難でないと言観されていたのである。しかるに、樺太の土壤はいわゆるポドゾール土壌系であつて、北海道以南の褐土系土壌とは明確に区別される特性を有し、ために農耕適地のうちわずかに一割に該当する五万ヘクタールの沖積土地帯を除き、残余の四十万ヘクタールは酸性土壌とみられ、そのうえ全適地の約四割八分、二十二万五千ヘクタールは湿地の状態にあつて、土地利用上きわめて不利な宿命的条件をそなえていることは、なんといつても樺太農業がひとまず荆棘の道を越えなければならぬことを覚悟させたのである。したがつて樺太での土地改良事業は実に樺太農業の成否の鍵を握る重大な特別任務になうものであつて、石灰施与と排水溝開鑿は農

村設定に先んずる第一義的施設である。樺太庁が逐年土地改良費として相当多額の経費を支出してきたのもこのゆえんである。

土地改良が功を奏すること確実な以上は、樺太農業はその宿命的条件の第一を克服したこととなる。次いで対決を避け難いものは、寒冷的な気温の支配力からいかにして農業を護りこれを育てるべきかの問題である。寒地農業の進路を決する最大問題こそここにある。しかしてこの問題は、適作物の選定と、その播種収穫の適時励行とによつて解決可能なことが、体験により明らかに実証せられるのであつて、寒地農業の不安は解消され得るのみならず、進んで寒地農業の特異性を發揮して、暖地農業と比べ大した遜色をみない有利な、独自の境地をうち立てることも望なきにあらざることが実績によつて教えられたのである。適作物としてあげられるものは、普通作物は大麥、小麦、裸麥等の麦類を基幹とし、各種豆類、馬鈴薯を含め十数種に及び、その他甜菜を主とする特用産物、甘藍、白菜等の園芸作物、チモシー等の飼料作物はいずれも逞ましい生長をとげ、その収量において北海道を圧する好成績を誇るものも少なくない。庁立中央試験所は、これら適作物の優良品種の選定と、育成と普及とに長い努力をつづけ、樺太農業の前途に光明を投ずる使命に任じつつあつたことは記憶されるべきである。

樺太農業の顯著な欠点は、風土に適應しないため米作を絶望とする一事である。この一事の存するゆえに樺太農業悲観説が速断された時代があつた。しかし、この欠点は、有畜農法の採用によつて、経済的に緩和される見通しが明らかな以上、樺太農業の死命を制するほどに重大視するべきでないことは言をまたない。樺太農業は、

第五表 昭和初年前後における農業戸数、  
作付面積、農畜産物生産額の推移

年 次	農 業 者 数 農 戸	作付面積 ヘクタール	農 畜 産 物 生 産 額	
			農 産 物 額 千円	畜 産 物 額 千円
大正11年	5,551	10,091	2,208	546
12	7,354	11,395	2,745	780
13	8,792	12,605	3,153	694
14	9,625	13,845	3,780	1,145
昭和 1	9,591	14,005	2,941	827
2	9,925	14,527	3,556	1,298
3	9,678	16,913	4,207	1,398
4	9,571	17,099	3,306	1,495
5	9,570	21,200	2,999	1,122
6	9,953	21,362	2,106	1,020

備考：樺太庁『樺太庁統計書』による。

農牧一体の有畜農業に徹することによって、その自然的諸条件の劣性に打ち勝ち、むしろ一転してその優位を打ち立てることが決して難事ではないと認められていたのであって、なお、いろいろの課題を蔵しながらも、樺太農業の将来には明るい希望が託されていたことができる。樺太庁が、着後の移住農民に対し、農業奨励方針に即し、周密な助成、保護、指導を与え、相率いて農業樺太の建設に邁進せしめたのも、その理はここに存するのである。奨励方針の策立およびその実施の過程において、多少の曲折と消長とがあったにせよ、それは多く論ずるに足らないのである。

昭和初年前後における農業者戸数、作付面積、農畜産物生産額の推移を第五表に示し、農業の実勢を推知するたすけとする。この間、農業者戸数において増加の遅々たるは、移住後の転業者または退島者が当時は相当数に上ったためである。

## 九 水 産 業

樺太は、東はオホーツク海に、西は日本海に臨み、その延長千五百キロに及ぶ海岸線一帯は、寒暖二海流の合流による影響を受けて、鯨、鮭、鱒等多数の寒流水族に加え若干の暖流水族を産する豊沃な漁田として、世界三大漁場の一つと呼ばれてきたことは周知のとおりである。水産資源は、領有当時においては、樺太のほとんど唯一の資源として着目され、内地から渡航、漁撈に従う者殺到し、濫獲の弊すでに警戒を要するものがあって、樺太庁においても、漁獲を永遠に保続し、漁業の健全な発達を期するために、鯨、鮭、鱒等の主要魚族については、漁業者の限定、漁具の制限を第一歩とし、逐次漁業制度を補強是正して、漁業をもって樺太における中核的、恒久的産業たらしめるよう画策施為することを怠らなかつたのである。このほか、早くも明治四十一年以来簡素ながらも水産研究機関を設け、大正三年には水産物検査所において市場における樺太水産物の声価の維持につとめ、大正十一年始めて鮭、鱒の増殖を図るためその人工孵化事業に着手し、昭和二年以来水産実習生の養成を行なう等時宜に即して施設するところがあった。

しかるに、樺太水産業の根本的性格を決定するものは、斯業が鯨、鮭、鱒の回游性魚族の漁獲に依存し、その豊凶により事業の盛衰浮沈が分れるような著しい不安定性を始めから潜在していたことである。すなわち樺太漁業が冒険性、投機性を備えるところに企業的魅力があり、またそのゆえにこそ無資力に近い多数の漁業者をも樺太の海岸に群来せしめたのではあるが、その多くはむしろ一攫千金の夢を追う徒であって、略奪漁法を行なつてはばからないとする風が横行し、定着性、回游性の両魚族の豊庫も、年を加うるに伴い荒廃のきざしを示し、大

正中葉以後においては明らかに漁獲高の減退をもたらすにいたつたのであって、漁政轉換の機まさに迫りつつ昭和に入つたのである。幸い、鯿の漁獲高は大正末年から急角度に上昇して昭和初頭の数年に及び、水産界こそって愁眉をひらいたのであるが、これも一時の現象にすぎないことが後に知られたのである。鮭、鱒の漁獲高のごとき、前者は大正二年、後者は大正六年の大豊漁を頂点として、多少の一進一退はあつたとしても、漸次下降の道をたどり、往時の盛況ほとんど望み難い状態であつた。しかし、衰因の一半は無統制な濫獲にあることもちろんであるが、他面には、森林の過伐が招いた河川の荒廢による溯江産卵、稚魚下江の妨害および木材の流送、パルプ工場廢液の流下による害作用等も、その対策の容易ならざるため、鮭、鱒漁業の危機の到来を加速度的ならしめたのである。樺太の二大産業たる林業と水産業との利害の対立をいかに調整すべきかにつき、ほとんど名案なきままに最近年にいたつたことは忘らるべきであるまい。回帰性を有する鮭、鱒の習性を利用し、人工孵化事業を大規模に実施することは、窮地に活路を打開する一つの有力な方策ではあるが、その効果はまだ未知数であつて、ひとりこれをもつて漁獲の永続を待望する上の万全の道として許すことには疑問が存するのである。樺太庁が特に水産増殖事業費として予算面に科目を新設したのは昭和九年度のことであるが、水産会経営の孵化事業に對しては、大正十四年来引きつづき若干の補助金を交付しこれを助成し、昭和初頭には庁営孵化場二、水産会経営四を算していた。

樺太水産業の行きづまりを救い、進んでその振興を計るためには、実に多面にわたつての改革が断行されねば

ならないとは具眼者の一致した意見であつた。そして、改革を緊要とされた事項中代表的なものを挙げると、

#### 一、漁業經濟の改善

- 1、漁業組合の刷新
- 2、樺太共同漁業組合の機能發揮
- 3、許可漁業の範圍の拡張
- 4、漁業労働者の需給調整および労働条件の向上

#### 二、魚族の保護蕃殖の強化

- 1、機船底曳網漁業の全廢
  - 2、小鯿漁業の漁具の制限
  - 3、孵化事業の庁営化およびその拡張
  - 4、鮭、鱒の溯上を容易ならしめるための河川の掘鑿、切換、改修
  - 5、木材流送の制限または禁止
  - 6、水源涵養林および魚付林の設置
  - 7、パルプ廢液の処置
- #### 三、加工、製造、販売上の改良

- 1、塩蔵その他練の食料化
  - 2、水産物の加工、製造、乾燥設備の増設
  - 3、内地その他市場における販売斡旋機関の設置
- 四、漁業施設の拡充
- 1、漁澗および漁港の築設改修
  - 2、共同荷揚場その他陸上設備の改善
  - 3、水産倉庫、冷蔵庫の建設
  - 4、沿海州沖合漁業に適する大型発動機船の建設
- 五、水産試験研究機関の整備
- 六、水産教育の充実

右の列掲事項は単に行政措置をもって解決され得るもの、その実現には相当予算の確保を必要とするもの、関係業者の協力を必須条件とするもの、水産業者の自覚と努力とを先決とするもの等各種各様の事項を含むのであるが、そのいずれを問わず重要な課題として昭和時代に送りこまれたのである。

## 一〇 林 業

樺太の森林か、森林の樺太かと称えられ、あるいは森林王国と樺太が呼ばれるほどに、北方新領土の森林資源は、無尽蔵に近い天与の宝庫として、世人の大きな関心の焦点となったことは、領有当時の情勢に照らし、さこそとうなずけるのであって、しかししてこの富源をいかにして利用開発するかが、明治から大正へかけての樺太施政上の最大問題であった。

樺太における林木が、激烈の風雪に損せず、寒地特有のポドゾール土壌にも妨げられず、夏季陽光の多照により健やかに生育し、全島をおおう鬱蒼たる大処女林を形づくって、邦領に帰するまでしずかに斧鉞の下る機を待っていたことは、まことに天恵そのものと目すべきであり、この天恵にこたえるべくいかに人智と人事とを尽すべきかが、樺太施政発足に当たっての第一方針であらなければならなかったことは、理解しやすいところであろう。

明治三十八年領有直後、間髪をいれず、森林の概況調査を開始し、専門家に委嘱して植物調査をもこれに併行せしめ、同四十一年度にひとまずこれを完了、翌四十二年度には森林の細密調査の計画を立て、合理的保続経営の方法を確立しようとして試みたのであるが、時機いまだ熟せず、四十二、四十三兩年度にわたりわずかに一小部分につき調査を行なったのみで中止、次いで大正二年十五年計画をもって基本調査を実施することとし、同五年に着手、林別区分、森林区画、林況調査、更新方法等を主眼として逐次調査を進めたが、同七年度より調査機構を強化し、かつ十五カ年計画を十カ年計画に短縮し、同十四年度予定のとおりこれを完了したのであるが、

本調査の結果、森林原野面積二百五十四万六千九百三十三町歩、材積針葉樹六億二百八十万石、虫害木五千八百八十六万石、濶葉樹八千三百三十九万石、計七億三千七百三十三万石との概測数字を得るにいたった。右の調査は、しかし、標準地法による蓄積調査および簡易測量法による面積査定以上に多くできることができなかったのであるが、その一応の成果は、昭和八年度以降着手、同十二年度終了した本格的施業案が編成されるまでの林木処分の基礎資料として用いられ、種々の弊をうむ一因をなすこととなった。昭和元年度から同三年度までの林地区分概測、同五、六および九年度の森林航空撮影、同七年度の林地区分等は、この間における補正的階梯として、それぞれ林政上の意義を有する事業である。

一方、森林資源の利用に関しても各般の調査と計画とが進められ、明治四十一年には、全蓄積量の約八割を占めるエゾマツ、トドマツは製紙パルプ原料に最適なりとする意見が樺太庁に具申せられるほか、同四十三年には濶葉樹中の首位を占める樺類の乾留を計画して、樺太庁自から豊原に醋酸石灰、木精、木炭、タール等の生産を目標とする乾留工場を設け、また同年樺太庁は臨時工業調査所において木材の化学的利用方法を研究せしめ、まず試験的に針葉樹から粗製松脂を採取、これを精製してテレピン油およびコロホニーの製造を企てることとし、大泊に精製工場を建設する等樺太庁率先してその先駆をつとめたのであるが、乾留工業はいったん民営に移って後大正九年操業を廃し、テレピン工業試験もまた大正五年をもってうち切られ、木材利用の前途に暗影を投じたのである。しかるに、独りパルプ工業のみは、大正三年大泊工場が操業を開始して以来、工場の建設相次ぎ、昭

和元年にはついに八工場に達し、本邦生産パルプの約五割を本島から供給するの盛況をみるにいたったのであって、ここに樺太森林の恒久的利用ひいては樺太の総合的開発とパルプ工業との不可分のな関係が成立する経緯が明らかに了得されるのである。実にパルプ工業を離れて樺太林業の経営を語ることができないのみでなく、樺太開発の全過程をも説くことができないのである。したがって島内パルプ工場所要の資材の確保は、樺太林政および林業の上に課せられたきわめて重大な責務とも認められ、森林利用の合理化、林力の保続涵養等の施策がこの角度からも力強く要請されるにいたるべきことは必定である。その他諸工事用材、製炭用材、鋳業用材等の需要増大を推定するときは、これらいっさいの給源たる樺太森林の負荷は決して軽いとはいえないのである。なお、そのほかに、昭和七年度までは、個人年期契約の形式において、毎年相当量の引渡を履行しなければならなかったことも林力損耗の一因たるを免れなかった。

樺太庁では、もとより以上の需給状況にかんがみ、林力の保続涵養に意を用い、すでに大正二年国有林経営方針を策定し、国有林の主体たる経済林予定面積二百九万町歩に対し、百年輪伐期方式による皆伐主義を採用して、同年度からむこう十五年間の伐採予定量を定め、各年度の伐採量の基準を示すとともに、更新方法としては、天然更新を主とし人工造林を従とする建前に従うこととし、また、森林の保護管理を周密にすべきことを明らかにし、爾来この方針に即し処置してきたたのである。

しかるに、領有当時ほとんど無尽蔵とうたわれた大美林も、明治、大正を経て昭和を迎えようとした時代には

第六表 不法伐採調 (明治44~昭和9年)

区 分	盗 伐	誤 伐
件 数 ( 件 )	3,732	533
被害材積 (千立方メートル)	1,419	116
被害価格 (千 円)	3,145	210

備考：『樺太庁施政三十年史』による。

二十年前の姿を失い去って、その容相を一変するにいたったのである。しかしてかく林力を衰退せしめ、林相を憔悴せしめた原因として特記すべきものが三つある。不法伐採を含む過伐、山火および虫害がこれである。

過伐量をいかに算定すべきかは、いまだ厳密な標準年伐量の決定をみるにいたらなかった時期においては、困難な問題ではあるが、合理的年伐量が千百万石の上を多くでないことは、その後の検討によってほぼ疑いなくところであるから、この標準に照らして当時の実際年伐量の適否を勘案するときは、実に数倍の多きになっていることが推定され、これにいわゆる不法伐採を加えるときは、さらに過伐率は大きくなるものとの見方がなり立つのである。

不法伐採すなわち誤伐、盗伐は、その件数および被害材積等について数字的な一般傾向を結論することは困難であるが、大体において、誤伐は、その件数において昭和、大正、明治の年次のさかのぼるに従い多く、被害材積において明治、大正、昭和と年次の進むに従い多くなるのに反し、盗伐は、年次の進行に伴い件数材積ともに増加を示していることが看取される。樺太国有森林原野産物特別処分令が制定公布された明治四十四年以来、昭和九年までにいたる被害累計は第六表に示すとおりである。

誤伐、盗伐合わせ一カ年の平均は、件数百七十八件、被害材積六万三千九百九十立方メートル、被害金額十三万九千七百六十三円となり、軽視を許さざる数字である。不法伐採の弊風に対しては逐次取り締りと制裁の強化が講ぜられ、島民の自覚と相まって、昭和の年次を加えるにつれ悪質な事件は漸減に向かったのであるが、その根絶は尋常な努力をもってしてはこれを期することができない状況であった。

山火は、樺太の一名物の観があるほど、毎年融雪後乾燥期に主として発生し、全島官民こそってその警戒と消防とに周到の備えを怠らないのであるが、領有後拓殖の進展と人口の増加とに相並行するかのようになり、連年大小の山火必ず各所に起こり、ほとんど天災視されるまでにその禍害を累積していったことは、いわば、樺太の森林資源の愛護と長養とのために傾倒された莫大な努力を徒勞に帰するような不幸事であって、これのため招く直接

第七表 山火被害状況 (明治41~昭和10年)

区 分	数 量
発生件数 ( 件 )	1,035
被害面積 (ヘクタール)	680,460
被害材積 { 用材 (千立方メートル)	4,797
薪材 (千立方メートル)	3,153
被害価格 (千 円)	18,957

備考：前掲書による。

間接の損失ははかり知れないものがあるとも切言し得るのである。ことに大正五年の南部山火、昭和四年の北部および南部山火のごとき、その猛威と惨状とは、心胆を寒からしめるに足りるものがあり、山火ひとたび発するに及んで、これに応戦する官民の必死の苦闘は、真に名状を超えるものがあるを覚えるのである。山火対策が樺太林政の終始変わらない第一義的な緊要事であり、山火がその対策にかかわらず、依然樺太森林の生存を脅かす恐るべき破壊者であったことは、今日顧みて痛恨の情を禁ずることができない。

明治四十一年から昭和十年まで山火被害状況は第七表のとおりである。

山火が林地の土壌を損傷して長く跡地の造林をはばむことも、計数をもって表わし得ない実害として、注目のそとにおいてはならない。

虫害の発生は、過去の記録においては全く突発的であり、よくこれを予知して事前に手配を施す術もないのであって、人力をもってしてはほとんど処置ない異例現象というのほかはない。樺太における森林害虫のうち著名なものは、

カラフトマツカレハ（鱗翅目枯葉蛾科）

ヤツバキクイムシ（甲翅目小蠹虫科）

の二種である。

前者は、大正八年から同十二年まで五年間、主として南部の森林を蝕害し、特に十一、十二の両年はげしさをきわめ、被害終熄当時の概況調査によると、被害面積約二十二万町歩、被害材積約八千八百万石の驚くべき数字を示し、後者は、大正十二年から昭和七年の十年の長きにわたり、主として中部の森林を侵し、なかならず昭和三、四、五の三年ははなはだしく、被害面積約十八万町歩、被害材積約千三百万石の多きに及んでいる。このような大虫害は世界の森林にも類例のない稀有の事件であって、樺太森林の不幸をさらに深くする災厄であった。しかして、右の巨大な被害木を急速かつ大規模に伐採一掃する必要上、大正十一年五月から官行斫伐事業を拡張して、五年間に約千万石の丸太造材を企て、昭和二年三月ほぼその事業を完了したのである。ただ時たままたま関

東大震災に遭遇し、右被害木は復興用材としてその安価な点から大いに歓迎され、一躍北洋材の名の下に需要を喚起したため、大部分は島外に移出される結果となったのであるが、その惰性として、被害木整理一巡後も引きつづき大量の島外移出が行なわれ、昭和四年頃の財界不況の際にも、その傾向が衰えなかつたため、北洋材市価を低落させ、樺太庁財政もまたその累を受けるに及び、庁政一般にわたり重大な事態を展開するにいたったことを付記しておかねばならない。

昭和初年をはさんでの前後五年の島外移出数量は第八表のとおりである。

過伐のため林力低下のきざしのあるのに加え、前述のとおり災禍が相次いで襲いますます林況を悪化し、ひとり林業の将来に危機の不可避なことを憂懼せしめたのみでなく、樺太開発全局の進路に深刻な不安を抱かせるにいたり、ついに林政林業の各部を尽して大改革の急務なことを痛感せしめ、昭和七年その成案を得、翌八年さら

にこれを補正し、いわゆる昭和の林政改革として実施すること  
を決議させたことは、遅しとするもなお再起更生の転機を逸す  
る前の勇断であった。

森林収入に対する森林費の割合は、昭和六年において、北海道  
を除く内地国有林は六七・一パーセント、北海道国有林は六一・  
七パーセントなに対し、樺太国有林にあっては、昭和二年度以

第八表 木材移出数量  
(単位 石)

年 次	数 量
大正10年	381,997
11	2,494,965
12	6,677,257
13	9,481,692
14	9,562,356
昭和 1年	10,790,317
2	11,563,019
3	11,469,962
4	11,196,127
5	8,541,913

備考：前掲書による。

降同七年度にいたる平均三〇パーセントにすぎず、昭和六年度のごときわずか二〇・七パーセントにとどまったことは、前示林政改革に際し是正すべき一事として省みるところとなり、昭和八年度は過渡的に、同九年度から本格的に経営費を予算面に計上することとなり、特に造林事業を強化する態勢をとったことは喜ぶべき前進であった。

## 一 一 鈹 業

樺太の地下資源については、世上多く知られるところなく近年に及んだ。鈹業も、石炭採掘をほとんど唯一として、はなはだ微々たるままに明治、大正を推移し、昭和を境としやや活況を呈したにすぎなかった。樺太の豊饒な石炭資源がとみにその重要性を発見され、有望な国家資源として、その開発の促進に官民ともに大いに熱意を示すにいたったのは、昭和の十年代に入ってからのことと属するのである。これすなわち全く当時の時局の然らしめたところである。

地下資源の賦存を明らかにするため、明治三十八年領有と同時にただちに地質および鈹物の調査に着手し、同年および翌三十九年には概察的調査を終了し、島内に全般的に石炭を埋蔵することの報告がもたらされたのである。さらに明治四十年から、樺太庁の機構が整うとともに、右の調査をやや細部的に続行し、大正末期までこれを中断するところがなかった。この長期にわたる第二次調査で、本島では石炭のほか石油にも囑望すべきさざしのあることが確認された。ここにおいて、全島を通じ一定方針の下に系統的に部門別調査を施行することと

し、炭田調査は大正十四年以降主要炭田の精査を、油田調査は大正十二年以降主要油田の地質調査を、また一般地質調査は昭和二年以降部分的にと、それぞれ事業を進め近年に及んだのである。これ等調査の成果は逐次発表され、鈹業経営および資源開発上の指針として寄与するところ少なくなかったことはもちろんである。

樺太の鈹産が石炭をもって王者とすることは既知のとおりである。炭田の面積は全面積の約二割に及ぶ広さを占め、その主なものは北部、中部および南部の封鎖炭田、西海岸北部炭田、東海岸炭田等であって、主として白堊系からなる樺太中央山脈の両側に発達する第三系に胚胎し、古第三系に属する下部夾炭層と新第三系に属する上部夾炭層の二群から構成されている。産出炭の一部は黒褐炭であるが、大部分は瀝青炭で用途広く、中にも西海岸北部炭田の一半から産するそれは粘結性強くカロリー特に大であり、同炭田の残部および中部封鎖炭田の石炭は粘結性微弱または不粘結性であるが、カロリー大でかつ揮発分多しとされ、ともに良質炭として推すに足りるものである。

石炭の埋蔵量は、樺太庁が主力をおいて調査を行なった結果、昭和十年末までに調査完了の区域においては、炭層の厚さ二尺五寸以上、水準下二千尺までとして、十五億七千七百六十六万一千トンの数字が現われている。しかし未調査区域および水準下二千尺ないし四千尺までの埋蔵炭量をこれに推定加算するときは、優に二十億トンを超えることは予想されたところである。かりに埋蔵量を二十億として、当時三十六億トンと概算された北海道石狩炭田には遙かに及ばないとはいえ、二十四億トンと目された九州筑豊炭田とはほとんど比肩し得べく、樺

第九表 封鎖炭田の埋蔵量（昭和10年調）  
（単位 千トン）

炭田名	水準以上	水準以下	計
北部封鎖炭田	12,570	85,066	97,636
中部封鎖炭田	134,488	610,266	744,754
南部封鎖炭田	24,105	202,116	226,221
計	171,163	897,448	1,068,611

備考：前掲書による。

太炭田がその炭質および稼行条件等の有利な諸点を合わせ考へるときは、実に優秀な新興炭田としてはなやかにわが鉱業界に登場するであろうことは、わが国内外の情勢の変化に従い、必然視されていたのである。

樺太の鉱業制度中特有なものにいわゆる封鎖炭田制度がある。はじめ領有直後の時代、鉱業制度の確立前に天与の鉱利が先占乱掘されるのを防止するため、軍令をもって全面的に鉱物の採取を許可しない方針を明らかにしたが、明治四十年樺太鉱業令が公布され、鉱業法に基づく採掘出願区域を限定し、自余の区域は採掘料を競争入札に付し落札者に出願資格を認める建前を採り、ここに封鎖制度の原型が生まれたわけである。明治四十二年には採掘出願区域を拡大したが、同四十五年鉱業令廃止と同時に、新たに法律（明治四十五年法律第二十三号）をもって右封鎖制度に関する根拠を定め、閣令をもって三大封鎖炭田を指定した。封鎖炭田制度の精神は、鉱業法上の先願主義を排し、適当な時期に、適当な資格者に採掘を許容し、恒久的施設の下に完全に鉱利を活用するような経営をさせようとするのにあつて、結局は、国家の要請に応じ、樺太開発の本筋に沿つて、最も有効かつ適正に、石炭資源を公益的、経済的に奉仕させようとするところにそのねらいが潜むとみることが出来る。

各封鎖炭田の埋蔵量は第九表のとおりで、前示本島の総埋蔵量の実に六割八分弱に当る。中部封鎖炭田の一部は大正二年開放され、昭和三年には北部および南部炭田もまた一部の封鎖を解かれ、ことに南部の開放炭田は、昭和十年に代用液体燃料工業の起こるに及び、その原料炭を給することとなり、樺太封鎖炭田と石炭液化事業との結合の端緒をひらくにいたり、やがて昭和十四年の中部封鎖炭田の液化事業のためにする大規模な開放の機縁をここにはらむこととなったことは注目すべきである。

昭和元年を一線とし前後五年間の全島の出炭量を掲げると第十表のとおりである。この時期はまだ伸びようとして伸び得ない雌伏時期であり、主として島内の需要を満たすをもって出炭量の限度としたのである。

しかるに、経済界不況時を脱した昭和八年以降、樺太炭に対する需要がにわかに興り、これに促されて九年にはついに出炭量百万トンを突破し、翌十年には一躍百五十万トンの記録を示す盛況期が到来し、爾来年を追つ

第十表  
炭鉱数および出炭量  
（単位 千トン）

年次	炭鉱数	出炭量
大正10	6	115
11	6	115
12	6	167
13	8	199
14	8	251
昭和1	9	245
2	7	357
3	12	539
4	12	636
5	15	645
6	17	638

備考：前掲書による。

て稼行炭鉱数と出炭量を加え、とりわけ西海岸北部地帯における新坑開発と旧坑拡充とは、相まって驚異的増産の成績をあげるにいたり、百万トン出炭を祝したその数年後には、千万トン出炭を目標とする大増産計画をうち立てるにいたつたことは、いまや樺太の開発が林業を主軸とする時代を過ぎて、鉱業中心時代へと切り代えられ

たことを想わせるに十分なほどの変化であった。

石油資源の発見についても、前叙のように、大正十二年以降地質調査を続行し、昭和四年には西海岸南部で日本石油株式会社の手で試掘が行なわれ、爾来昭和十年までに樺太庁の助成の下に九坑の試掘が相次いで実施されたが、いずれも表面油徴の認められるにとどまり出油をみるにいたらず、十年末現在においては七坑は廃井、二坑が掘進中であった。しかし、その後も吉報をもたらすにいたらずして試掘事業は中絶のやむなき次第となり、昭和四年度から同八年度までは石油試掘補助の科目で、昭和九年度以降は燃料資源調査および開発助成費の科目で計上された予算も、同十七年度にいたりその姿を消すにいたった。

石炭以外の鉱物としては不幸にしてみるべきもの発見されず、有用土石類としては石灰石、海緑石および柘榴石があげられ、とりわけ石灰石は酸性土壌の中和にまた製紙工業の漂白に樺太では大きな用途が存するのであるが、わずかに南部の小鉱床のみが採掘され、北部の大鉱床は昭和十八年にその開発に着目されるまでむなく放置されていたのである。

## 一二 原 住 民

樺太の原住土人は、アイヌ、ニクプン（ギリヤーク）、オロッコ、キーリン、サンダー、ヤクートの六種族で、素朴ではあるが概して知能低く、いずれも衰退の径路をたどり、かろうじてその部族的生存を維持しているにすぎない。

アイヌ族は、はじめ北海道から復帰の有籍アイヌと、樺太在来の無籍アイヌとに区別していたが、昭和八年樺太施行法律特例を改正して、在来アイヌに対してもひとしく民法を施行し、就籍の手続をも完了し、右の差別を解消することとなったが、後者は前者に比し知能その他の点で劣っているというのが通念である。かれらに対しては、樺太庁は保護統制の見地から、農漁に適する地点を選び、大正元年から順次東海岸五カ所、西海岸四カ所に集団させる方針を採り、その後若干の移動があったが、大体においてそのまま集団生活を継続していた。昭和元年末現在の戸口は、戸数三百十五、人口千四百九であり、昭和十年十月現在は、戸数三百七十八、人口千四百四十三であって、十年間に戸数において六十三戸、人口において三十四人の増という奇異な対照的数字を示している。

ニクプン族以下五種族はそれぞれ種族的特性をそなえ、ヤクートを除き原始的生活を営んでいるが、その生活は鮭、鱒に対する漁業権の付与によって保障され、なおその他労働、馴鹿飼育等によって収入を補っている。かれ等は国境を貫流する内幌川の下流にある一島を安住の地として与えられ、樺太庁の保護と指導との下に、徐々に風習と生活とを改善する傾向がみられたことは疑いないところである。昭和十

第十一表 原住民戸口調査

(単位 人、戸)

種 族	昭和10年 10月現在		昭和18年 12月現在	
	戸数	人口	戸数	人口
ニクプン	28	110	26	87
オロッコ	56	298	64	285
キーリン	4	21	7	27
サンダー	3	9	4	13
ヤクート	1	2	1	1
計	92	440	102	413

備考：樺太庁調。

年十月および同十八年末現在の戸口は第十一表のとおりである。

右の原始土人に対しては、特にかれらのみを対象とした保護的法制は存しないが、その生活保障のため、定置漁場を設定し、これを樺太庁長官が受理し、内地人中の信用確実な者に賃貸し、その収入をもって保護資金にあて、生活扶助、生業助成、衛生改善等の支出に用いることとしていたが、樺太庁でも土人保護資金補助として、昭和四年度から毎年度若干の補助金を支出してその不足を補うこととしていた。

子弟の教育施設としては、アイヌ族に対しては、明治四十二年教育所を開設、小学校令に準拠して教育を施し、昭和八年これが小学校に昇格あるいは統合された当時は四カ所を数えていた。またニクポン等諸族に対しては、昭和五年教育所を創設し、その子弟の教育に当たらしめていたが、精神の発達は日本の児童に比しおそく理解力に乏しいというのが一般の観察である。

## 第二章 樺太庁特別会計歳計の趨勢

昭和元年度ないし同二十年度における樺太庁特別会計歳入・歳出の推移を展望し、その樺太開発の消長との関連、国家情勢の動向への反応、一般会計との交渉の変遷等の諸観点から、樺太財政の実体を解明すべく試みたいと期するのではあるが、冒頭にも一言したとおり、基礎資料の著しい不足のため、随所に記述上の空白あるいは精粗の差を生じ、全体としてきわめておおまかな略説に墮し去ることをおそれるのである。

樺太財政の趨勢はいろいろな角度からこれを概観することができる。

まず歳入面の主要な変化を基準として、樺太財政の成長の時期を画する見方に従えば、

一、昭和八年度における林政改革に伴う森林収入の躍進

二、昭和十年度における剰余金受入額の激増と一般会計からの補充金の繰り入れおよび起債による事業費財源

調達の廃絶

三、昭和十二年度における租税の臨時増徴および特別課税による臨時租税収入の登場

四、昭和十五年度における石炭増産対策費財源としての一般会計からの経費補充金の受入れ

の四時期を区分することができる。

また歳出面に生じた主要な変化を尺度として、樺太財政の進程を測定するとするならば、

- 一、昭和九年度における拓殖十五カ年計画の樹立と拓殖事業費の膨脹
- 二、昭和十一年度における一般会計への繰り入れおよび同十三年度における臨時軍事費特別会計への繰り入れ
- 三、昭和十五年度における石炭増産対策諸費の新規計上

が欠くべからざる三つの基点でなければならぬ。

しかし、歳入面においてはあくまで森林収入を軸点とし、歳出面においては拓殖事業費が坐標の一位を占めるところに樺太財政の特質が存することは、他の諸要素がいかにその比重を変えたにしても、依然として不動の鉄則とも称すべきであって、樺太財政の総体の動きも、右の二つの主翼の動きに従うとみてあやまちがないのである。

昭和二十年間の樺太財政の年代記的な小区分はおおよそ次のとおりである。

一、昭和元年度ないし三年度の期間は、大正中葉から継続事業として施行中の鉄道、道路、港灣関係の諸工事のようやく完了に近づきつつあった時代で、拓殖進展の速度も、歳計膨脹の趨勢もきわめて好調を示し、昭和三年度の歳入・歳出はともに刮目すべき激増を記録したのである。

二、昭和四年度ないし七年度の期間は、財界不況の深刻な影響を受け、歳入は減退し、歳出は緊縮し、歳計剩

余金もほとんど枯渇するに等しい暗澹たる苦境時代である。

三、昭和八年度ないし十五年度の期間は、林政改革による森林収入の著増、財界の好転等に伴い歳入の上昇力は回復し、歳出また拓殖十五カ年計画の実施とともに増大の勢を挽回し、きわめて均衡ある態勢と健全な傾向を示した時代に属する。

四、昭和十六年度以降は漸次戦時財政体制へ移行し、歳入面においては、經常・臨時の租税収入の台頭顯著となり、かつ石炭増産対策費を補填するための一般会計からの補充金がその比重を加え、歳出面においては防空警備費、石炭増産対策費、臨時軍事費特別会計への繰り入れ等戦時的性格をもつ費目が有力な位置に立つにいたり、一方森林収入は昭和十六年度を頂点として、また拓殖事業費も昭和十七年度を最高として、ともに急転下降の途に入ったのであって、表面歳計額は異常な増進を現わしているが、樺太開発自体の見地からは間接的な部面に重点が異動したことは争えないところである。

以下、歳入と歳出とに分けて、その構成と趨勢とを検討してみたい。

## 第一節 歳入

まず歳入総額の推移を一覧すると第十二表のとおりである。

第十二表 樺太庁特別会計歳入総額決算累年表

(単位 千円)

年 度	経 常 部	臨 時 部	合 計	指 数
昭和 1	14,648	7,674	22,322	100
2	16,978	9,899	26,877	120
3	18,056	14,590	32,646	146
4	18,612	13,728	32,340	145
5	21,029	5,516	26,545	120
6	18,237	5,132	23,369	105
7	17,090	5,548	22,638	101
8	21,439	6,402	27,841	125
9	33,256	6,784	40,040	179
10	27,469	15,435	42,905	192
11	32,843	15,627	48,469	217
12	41,393	15,610	57,004	255
13	41,773	23,191	64,964	291
14	55,301	28,879	84,180	377
15	70,808	44,780	115,588	518
16	84,938	61,833	146,770	658
17	83,285	68,408	151,693	680
18	50,799	79,048	129,846	582
19	56,861	124,496	181,357	812
(予) 20	80,853	73,902	154,755	693

備考：大蔵省主計局、各年度『各特別会計歳入歳出決算』により作成。

右の歳入を構成する各種収入のうち、現業費に還元されることを建前とする特定財源たる現業収入は別とし、経常部においては森林収入が群を抜いて第一位、はるかに後塵を拝して租税収入がこれに次ぎ、煙草専売益金受入がときに年によりその上に出ることがあるがおおむね第三位の順であり、臨時部においては、

剰余金受入がほとんど断然筆頭に立ち、昭和九年度までは公債および借入金と一般会計からの補充金とがおおむね雁行しつつ二位あるいは三位としてその後を追ひ、昭和十三、四年度以降、非常課税としての租税収入が目立って頭角を現わしはじめ、さらに十五年度からは、前の補充金とは性格を異にする補充金が参加し、加速度的にその比率を大にし、ついに昭和十九年度には、補充金第一位、剰余金受入第二位とところを代

え、翌二十年度(予算)では補充金、租税収入、剰余金受入の順位と変わったのである。

## 一 森林収入

森林収入が歳入総額の三〇パーセントを超えるにいたつたのは昭和元年度である。たまたま同年度から四年度までは、虫害木処分のため、大正十二年度から開始された官行斫伐がなお大規模に行なわれていた時期なので、元年度のごときは実に全歳入の四九パーセントを森林収入が占めるといふ異常な増進ぶりを示したのであるが、爾来、昭和八年度の四二パーセント、同九年度の五四パーセント、十二年度の四五パーセントを除いて三〇パーセ

第十三表 森林収入の歳入総額上における実勢

(単位 千円)

年 度	森林収入	指数	歳入総額に 対する比率
昭和 1	10,943	100	49%
2	9,530	87	35
3	11,929	109	37
4	10,422	95	32
5	9,591	88	36
6	8,465	77	36
7	8,005	73	35
8	11,602	106	42
9	21,681	198	54
10	15,210	139	35
11	19,068	174	39
12	25,569	234	45
13	22,874	209	35
14	31,236	285	37
15	43,497	398	38
16	53,371	488	36
17	49,602	453	33
18	33,345	305	26
19	29,085	266	16
(予) 20	39,456	361	25
平均	—	—	34

備考：前掲書により作成。

ント台が普通の比率となっており、昭和十八年度から同二十年度までは、森林収入自体の減少と他の収入の激増と相まって、右の比率が二〇パーセント台あるいは一〇パーセント台に転落したのは、全く当時の特殊

第十四表 昭和十五年度森林収入予算額積算基礎  
(単位 千石、千円)

区 分	数 量	単 価	金 額
原 木 払 下	16,769	円	25,712
パルプ用材	10,656	1.72	18,332
普通用材	4,004	1.72	7,250
薪炭材	807	.45	130
製品払下	1,300	.10	130
製 品 払 下	905		5,705
普通丸太	61,000丁	7.00	4,935
特殊丸太	705	7.00	4,935
枕 木	200	3.50	700
副 産 物	61,000丁	1.15	70
計			31,485

備考：樺太庁作成資料による。

事情によるものにはかならない。要するに昭和年代の森林収入は全歳入の三分の一強に当ると概観することができ。第十三表にその実勢を示す。

森林収入は、立木のままの売り払いと官行斫伐による製品の売り払いの両種の代金収入からなる。そしてその払下単価は、昭和十四年度までは、従前の三年平均実績を基準としてこれを予定したが、昭和十五年度からは、これを時価に合致せしめるため、前年度実績による予定に改めたのであるが、その実際の払い下げに当たっては、価格構成上

の各般の要因を厳密に稽查して、時価との間に過不及なからしめることを期していたのである。各年度の森林収入の内容を明らかにするためには、払下数量と単価とをつまびらかにする必要があるのであるが、今日これを各年度決算について知悉することは、資料の関係上到底望むべくもない。ただ、昭和十五年度森林収入予算額の積算基礎を一例として第十四表に掲げてみる。

このうち、パルプ用材の石当り三年平均払下単価は、

昭和十一年度 一円二一四

同 十二年度 一円五四四

同 十三年度 一円七二一

平 均 一円四五一

であるが、十五年度予算では十三年度の実績一円七二一に基づいて払下価格を予定したのである。しかるに、同年度決算では森林収入は四千三百四十九万七千四百四十円を算し、予算額を超過すること千二百万円以上である。これにより払下数量と払下单価とに相当大きな変動が生じたことが窺知せられるのであって、この開差は比年ほとんど然りなのである。その原因を個々に深く究明する由もないのであるが、森林収入の財源的特殊性の一端がここに現わされていることを推察すべきであらう。

森林収入の財政上における比類ない重要性にかんがみ、そのよって生じる母体である森林資源の保護と涵養とに全力をつくすのはもちろんであるが、林木の売り払いについても慎重厳密の処置を講じ、いやしくも財源としての貴重な価値を損ずることがないよう万全を期することもまた樺太庁当局者としての当然の責務であるべきである。しかるに、領有以来、林政の面においても、国有林経営の面においても、先きに林業の概況の説明の際にいささか触れたとおり、遺憾な点の必ずしも少なくなかったことは事実であり、ために樺太林政一般に対して痛烈な批判が行なわれ、ひいては林木処分前行政措置について種々の誤解と疑惑とをも招くにいたったこともこれを否定することはできない。このことはすなわち林利とともに財源をもそこなうとの憂慮を反映するにほかなら

ないのであって、樺太林政はまさに一大刷新を要する事態に直面しつつ昭和にいたったこともすでに述べた。昭和元年の択伐法の採用、同三年の林政改革の声明、同七年のさらに数歩を進めた林政改革の公表等は、いずれも山雨いたらんとして風動くの感を物語るものであって、しかして昭和八年二月の林政改革の確立こそ、従来の暗影を一掃し、林政の健全な基礎を打ち立てた快挙であることも、あらかじめ説くところによりほぼ明らかである。

昭和七年五月三日、島の内外に発した声明により、立木の売り払いに当り、搬出の便否および出材斗回りの大小等に関係なく、ほとんど一率に処分する従前の単価画一制を廃し、爾後単価算出の基礎因子につき、慎重な基本調査を行なうたうえ売払価格を決定する方針なる旨、また立木売払調査および伐採跡地検査についても、さらに厳格を期すべきことを明らかにし、改革実行の第一歩を投じたのであるが、同年八月第六十三臨時議会において、樺太林政問題が論議を重ねられるに及び、八月十日、当時の主務大臣である拓務大臣は左の声明を発し、樺太森林政策の改善の意図を公にするところがあった。煩をいとわずその全文を左に掲げる。

「樺太の森林払下は、従来主として随意契約により年期売払の方法を採ったのみでなく、その伐採に關しても種々の情弊が纏綿した結果、木材の濫伐盗伐が行はれ、その伐採量は往々にして契約量の倍額にも達したと云はれてをる。これ等濫伐せられた樺太材の内地移入は、内地の木材市価を不当に圧迫し、農山村の生活を脅かすこと甚大なるものあるのみならず、その払下が随意契約であったため、毫も木材を利用する意思及び能力なき所謂利権屋縁故運動によって不当の伐採権を獲得したりと云ふがごとき非難を惹起し、その人心に及ぼす悪

影響亦実に寒心に堪へざるものがあつた。

かくのごときは断じて政治の公明を期する所以にあらざるのみならず、今にしてこれ等の積弊を根絶し、森林更新に努力するにあらずんば、残存木材は恐らく今后十二、三年を出でずして伐採し尽さるべく、その結果、土地は破壊せられ、パルプ工業その他木材に關係ある一切の産業は消滅し、延いて樺太全島に亘る失業問題を惹起し、日露戦役によりわが領有に帰したる貴重なる新領土は、ついに飽くなき利欲の徒の犠牲となることを免れざることは必然である。

政府はこれ等の積弊に鑑み、断然樺太の林政を一新して以て天与の宝库を保全するの急務を痛感するのであるが、先づその第一歩として積弊の根源たる払下方法を変更し、樺太国有林野産物の処分は、住民の生活上、拓殖上及び公益上特に必要とする場合を除き、随意契約を極力制限し、代ふるに競争入札を以てする方針を確立し、同時に従来最も弊害多き年期売払制度を廃止し、ただ現存の年期売払契約については、契約履行の不能等を考慮して適宜整理の上、存続を認むることとした。かくのごとくして出来得る限り森林払下の方法を公明にし、その間一切の情実因縁を廃し、今後この方針の下に契約を締結せしめたいと考へてゐる。吾人は国民の協力により、樺太森林濫伐の積弊を一掃し、以て荒廢に帰せんとする樺太に更生の新氣運を招来せんことを望んで止まぬ。」

右の声明は語気やや峻烈で、言辞もまた強調に奔るの感があるのであるが、要は、林木売払についての禍因と

目せられていた随意契約の大幅の制限と、競争入札の原則的採用および年期売払制度の廃止を二大旗じるしとして、林政改革の突破口を開こうとする決意を表明したもので、公正な世論をうけ入れかつ樺太林業をめぐる不純な策謀を封ずるため、国民の関心を新たに北方領土に向かって喚起しようとした政治的動機がその基底にあることが看取されるのである。

前記の二つの声明により改革の道はほぼ定まったのであるが、この趣意をさらに林政の各分野に広く及ぼし、昭和八年二月最終処置を決定、同年度から全面的に実施されることとなったのが、普通に「昭和の林政改革」と呼ばれるものである。その改革事項のうち、林木売り払いに関するものを要約すれば、

- 一、立木売払調査方法の改善
- 二、立木売払単価の査定
- 三、島外移輸出数量の統制
- 四、島外移輸出用特売ならびに年期売払制度の廃止
- 五、随意契約の制限と競売入札制度の採用

等であつて、これ等諸改革事項の実施は互いにその効果を添え、昭和七年前期北洋材としてほとんどその例をみないまでに低落した市価も、同年後期から急騰に転じ、爾来著しい変動を示さないうようになったため、森林収入も安定し、庁財政に余裕をもたらす結果を生んだことは、前掲森林収入の累年実績表がこれを証示しているの

ある。しかして、この財政状態の好転あつてはじめて昭和九年度から発足の拓殖事業計画はその財源の裏づけを確保し、次いで翌十年度一般会計よりの援助を絶つて樺太財政の自立も可能となったのである。

## 二 租 税 収 入

租税収入の歳入上に占める地位の変遷を達観するため第十五表を掲げる。

すなわち戦時増税により臨時部租税収入が経常部のそれを超え、同時に異常に租税収入の激増した昭和十七年度ないし二十年度を除いた年間の租税収入の全歳入に対する割合は八パーセント弱であり、総体として樺太における租税収入の財源的比重が微弱なことを帰結せしめるのである。ただ租税収入自体としては、昭和六年度ないし八年度のような断層現象は異例として、逐年堅実な上昇線を描いていたことは一見明らかところで、昭和十年代に入り、臨時または特別増徴がしばしば行なわれたためにせよ、拓殖の進展による経済力の向上が、その成果を緩慢ながらも租税収入面に現わしてきたことを見のがしてはならない。

樺太における租税制度の起源は、明治四十年四月一日施行の同年法律第二十一号により、戸数割、営業および雑種税の三税が創設されたときに遡るのであるが、その後漸次各種の租税が追加され、昭和初頭においては次の十二種目の租税をもって内国税体系を形づくっていた。

(一)市街宅地税、(二)所得税、(三)営業税、(四)酒造税、(五)漁業税、(六)鉱業税、(七)酒類出港税、(八)砂糖消費税、(九)織

第十五表 租税収入の歳入上における実勢

(単位 千円)

年 度	経 常 部 租 税 収 入	臨 時 部 租 税 収 入	計	指 数	歳入総額 に対する 比 率
昭和 1	1,965	—	1,965	100	% 9
2	2,530	—	2,530	129	9
3	1,811	—	1,811	92	6
4	2,260	—	2,260	115	7
5	2,388	—	2,388	122	11
6	1,569	—	1,569	80	7
7	1,241	—	1,241	63	5
8	1,197	—	1,197	61	4
9	1,809	—	1,809	92	5
10	1,956	24	1,980	101	5
11	2,216	41	2,257	115	5
12	3,401	255	3,656	186	6
13	4,630	1,882	6,512	331	10
14	5,845	3,101	8,945	455	11
15	6,560	3,315	9,875	503	8
16	7,096	4,630	11,726	597	8
17	10,240	10,815	21,055	1,072	14
18	12,010	27,395	39,405	2,006	30
19	21,749	30,244	51,992	2,646	28
(予)20	35,707	21,086	56,793	2,899	37
平 均 (17~20年度を除く)					7.8

備考：大蔵省主計局，各年度『各特別会計歳入歳出決算』により作成。単位未満四捨五入（以下千円単位のものについては，すべて同じ）。

物消費税、(+)醤油  
税、(+)印紙税、(+)  
登録税。  
右のうち、営業  
税は昭和二年四月  
以降営業収益税と  
改められ、また醬  
油税は同年三月三  
十一日限り廃止さ  
れ、昭和六年十二  
月骨牌税が起こさ

れたのであるが、昭和十年度までの期間は、比較的簡素なかつ安定した税制のつづいた時代であった。しかるに、昭和十年度以後は、内地の税制の急展開に従い、樺太においても相次いで新税が実施され、ために税制は著しく複雑化し、税務行政もまた多端を加え、租税収入もとみに増加のいきおいを盛んにしていったのである。

左に昭和十年度以降実施された新税を示す。

- (一) 臨時利得税(一〇・四・一)
- (二) 資本利子税(二二・四・一)
- (三) 法人資本税( )
- (四) 相続税( )
- (五) 外貨債特別税( )
- (六) 揮発油税( )
- (七) 北支事件特別税(二二・八・一二)
- (一) 利益配当特別税
- (2) 公債及社債利子特別税
- (3) 物品特別税
- (八) 支那事変特別税(二三・四・一)
- (1) 利益配当税(二三・八・一二より適用)
- (2) 公債及社債税( )
- (3) 通行税

- (4) 入場税
- (5) 特別入場税
- (6) 物品税
- (7) 建築税(一四・四・一、支那事変特別税に追加)
- (8) 遊興飲食税( )
- (9) 特別法人税(二五・四・一)
- (10) 広告税(二七・四・一)
- (11) 馬券税( )
- (12) 特別行為税(二八・四・一)
- (13) 清涼飲料税(一九・四・一)

右の新税のうち、北支事件特別税に属する三税は支那事変特別税の実施によりそれぞれ肩代わりされたため、都合二十種目の新税がきびすを接して前記の十二種目の旧税と合一し、税制をして全く面目を異にするにいたらしめたのである。なお、これ等新税のほかに、昭和十二年四月一日臨時租税増徴法の施行に伴い、樺太においても所得税、臨時利得税、営業収益税、酒造税、釵業税、砂糖消費税が増徴され、昭和十二年八月十二日実施の北支事件特別税の一部として、所得特別税および臨時利得特別税の名の下に所得税および臨時利得税の特別増徴あり、翌十三年四月制定の支那事変特別税をもってさらに所得税と法人資本税につき増税が実施される等時局的措置がしきりに行なわれたのである。

昭和十五年には、内地における所得税の画期的改正を機に、樺太所得税令にも若干の改正を加え、爾来所得税は昭和十七年、十九年および二十年と相次ぎ増税され、その他の税種についても、戦時に入ってから改正が行なわれるところが少なくなかったのであるが、ここにはこれら改正の逐一を詳述するに足る完全な資料を整えることができないため、その説明を省略するのほかはない。

樺太における各種租税は、内地の税法をそのまま施行するか、またはこれにのつとることを建前としたため、その基本構造においては特異点としてあげるべきものは多く存しない。いま、昭和十八年四月一日現行の租税についてみると、臨時利得税、外貨債特別税、建築税、通行税、釵区税(昭和十五年四月一日釵業税に代わり実施)、登録税、砂糖消費税、織物消費税、揮発油税、印紙税、骨牌税、物品税、広告税、特別行為税の十四税は課税内容も税率も全く内地のそれと同一であり、利益配当税と公債及社債利子税の両税は内地の配当利子特別税に該当し実質上の差別なく、また特別法人税、相続税、遊興飲食税、入場税、特別入場税、馬券税の六税は、税率において内地税法に比しやや軽減されてあるほかは、課税内容上彼此相分つべきものをみない。ただ、内地の制度と趣きを異にするものとして、所得、営業および土地に対する課税の三者は特にこれを指摘しなければならぬ。

樺太の所得税は、大正十一年四月十五日、大正九年七月三十一日公布の所得税法を原型として制定されたもので、その以前は法人所得課税の範囲に限られていたものを、内地同様、公債、社債、銀行定期預金の利子に課税する第二種所得税および個人所得に課税する第三種所得税をこれに加え、ただ、第三種の税率を内地よりやや低位に定めたのであるが、爾来、昭和二年四月の改正を除き、大きな変更はなく昭和十五年に及び、ここに内地における所得税の全面的改正の機に面するにいたり、樺太の所得税をもこれに追随せしむべきや否やの問題を生じたのである。すなわち従来の三種所得税からなる構成を廃し、法人税の独立とともに第二種および第三種所得税に代え分類および総合所得税の新方式を採るや否やの問題である。しかして右の新所得税体制は分与税制度とともに内地においてもその運用について十二分の成算をもって発足したものと断定し得ない事情にあるとき、市町村財政にも重大な影響を与えるかかる新制度を直ちに外地に及ぼすことは時期尚早なりとする現実的見解が成り立つことは首肯するに難くないところで、結局各外地とも現行制度を維持することとし、ただ税率において適當の調整を行なうこととなったのである。かくて樺太の所得税は大正十一年以来の型態の骨格を変ずることなく昭和二十年に及んだのであって、自然、内地においては第一種所得税が所得税から分離し、法人営業収益税および法人資本税を吸収して法人税として独立したにかかわらず、樺太においては法人資本税は依然存続し、また資本利子税は内地においては分類所得税に統合解消したが、樺太においてはそのまま第二種所得税と相重なって資本利子の負担率を定める結果となっていた。

左に所得税につき、臨時租税増徴前、臨時租税増徴後内地における税制改正前、税制改正後および昭和十八年四月一日現在の四時期に分ち、樺太における負担と内地のそれとを対比してみる。

1 臨時租税増徴前(昭二・三・三一現在)		内地(%)	樺太(%)	
税目	区分			
第一種所得税	甲 普通所得	内国法人	五・〇〇	五・〇〇
		外国法人	一〇・〇〇	一〇・〇〇
	乙 超過所得	一割超過	四・〇〇	四・〇〇
		二割超過	一〇・〇〇	一〇・〇〇
		三割超過	二〇・〇〇	二〇・〇〇
	丙 清算所得	積立金および不課税所得部分	五・〇〇	五・〇〇
		その他の部分	一〇・〇〇	一〇・〇〇
		同族会社加算税		

第二章 樺太庁特別会計歳計の趨勢	
第一種所得税	五〇、〇〇〇円以下
	五〇、〇〇〇円超
	一〇〇、〇〇〇円
	五〇〇、〇〇〇円
	一、〇〇〇、〇〇〇円
第二種所得税	一〇・〇〇
甲	
公債の利子	四・〇〇
その他	五・〇〇
乙	七・五〇
第三種所得税 (山林以外の所得)	
	一、二〇〇円以下
	一、五〇〇円以下
	一、五〇〇円超
	一、〇〇〇円
	三、〇〇〇円

五、〇〇〇円	六・五〇	四・〇〇
七、〇〇〇円	八・〇〇	五・〇〇
一〇、〇〇〇円	九・五〇	六・五〇
一五、〇〇〇円	一一・〇〇	八・〇〇
二〇、〇〇〇円	一三・〇〇	九・五〇
三〇、〇〇〇円	一五・〇〇	一一・〇〇
四〇、〇〇〇円	一五・〇〇	一三・〇〇
五〇、〇〇〇円	一七・〇〇	一五・〇〇
七〇、〇〇〇円	一九・〇〇	一七・〇〇
一〇〇、〇〇〇円	二一・〇〇	一九・〇〇
二〇〇、〇〇〇円	二三・〇〇	二一・〇〇
五〇〇、〇〇〇円	二五・〇〇	二三・〇〇
一、〇〇〇、〇〇〇円	二七・〇〇	二五・〇〇
一、〇〇〇、〇〇〇円	三〇・〇〇	二七・〇〇
三、〇〇〇、〇〇〇円	三三・〇〇	三〇・〇〇

## 2 臨時租税増徴後(昭一四・四・一現在)

税 目 区 分

内地(%)

樺太(%)

## 第一種所得税

甲 普通所得

内国法人

一一・二五

一一・二五

外国法人

二二・五〇

二二・五〇

乙 超過所得

一割超過

四・四〇

四・四〇

二割超過

一一・〇〇

一一・〇〇

三割超過

二二・〇〇

二二・〇〇

丙 清算所得

積立金および不課税所得部分

一一・二五

一一・二五

その他

二二・五〇

二二・五〇

同族会社の加算税

五〇、〇〇〇円以下

一〇・〇〇

八・〇〇

四、〇〇〇、〇〇〇円超

三六・〇〇

三三・〇〇

## 第二種所得税

甲

国債

四分以下

二・〇〇

二・〇〇

四分超

二・五〇

二・五〇

国債以外の公債

四分五厘以下

六・五〇

六・五〇

四分五厘超

七・五〇

七・五〇

社債

四分五厘以下

八・〇〇

八・〇〇

四分五厘超

九・五〇

九・五〇

その他

八・〇〇

八・〇〇

乙

一二・五〇

一二・五〇

第三種所得税（山林所得、一時恩給、退職給与以外の所得）

一、〇〇〇円以上	一・〇〇	一
一、二〇〇円未満	一・二二五	〇・七〇
一、二〇〇円以下	三・六二五	〇・七九四五
一、五〇〇円以下	四・九〇〇	二・〇四三〇
一、五〇〇円超	六・七三七五	二・八三七五
二、〇〇〇円	八・五七五〇	四・五四〇〇
三、〇〇〇円	一一・〇二五〇	六・二四二五
五、〇〇〇円	一三・四七五〇	七・九四五〇
七、〇〇〇円	一五・九二五〇	一〇・二二五〇
一〇、〇〇〇円	一九・六〇〇〇	一一・四八五〇
一五、〇〇〇円	二三・二七五〇	一四・七五五〇
二〇、〇〇〇円	二六・九五〇〇	一八・一六〇〇
三〇、〇〇〇円	三〇・六二五〇	二二・五六五〇
五〇、〇〇〇円		

3 内地税制改正後（昭一六・四・一現在）

税種税目	区 分	内地（%）	樺太（%）	
（内地）法人税	七〇、〇〇〇円	三四・三〇〇〇	二四・九七〇〇	
	一〇〇、〇〇〇円	三七・九七五〇	二八・三七五〇	
	一五〇、〇〇〇円	四一・六五〇〇	三一・七八〇〇	
	二〇〇、〇〇〇円	四五・三二五〇	三五・一八五〇	
	三〇〇、〇〇〇円	四九・〇〇〇〇	三八・五九〇〇	
	五〇〇、〇〇〇円	五二・六七五〇	四一・九九五〇	
	七〇〇、〇〇〇円	五六・三五〇〇	四五・四〇〇〇	
	一、〇〇〇、〇〇〇円	六一・二五〇〇	五一・〇七五〇	
	（樺太）第一種所得税	各事業年度の所得		
		法人資本税		
		内国法人	一八・〇〇	一五・〇〇

外国法人	二八・〇〇
各事業年度の資本	〇・一五

	二五・〇〇
	〇・一五

(内地) 分類所得税

第二種所得税

(樺太) 第三種所得税 (分類所得税中左記以外は本税を課す)  
 資本利子税

二、配当利子所得		
国債の利子	一〇・〇〇	(第二種) 一〇・〇〇
国債以外の公債の利子	四・〇〇	(資本利子税) 四・〇〇
銀行貯蓄預金、産業組合貯金等の利子および産業組合の剰余金の分配	五・〇〇	四・〇〇
その他	一〇・〇〇	四・〇〇
配当金	一〇・〇〇	四・〇〇
四、勤労所得		
{ 施行地外居住者の受くる益金の処分たる賞与 }	一五・〇〇	(第二種乙) 一五・〇〇
六、退職所得		

二〇、〇〇〇円以下	六・〇〇	(第二種丙) 三・五〇
二〇、〇〇〇円超	一二・〇〇	七・〇〇
一〇〇、〇〇〇円 "	二五・〇〇	一八・〇〇
五〇〇、〇〇〇円 "	四〇・〇〇	三七・〇〇

(内地) 総合所得税

(樺太) 第三種所得税

一、二〇〇円以下	〇・七七
一、五〇〇円以下	〇・八七五
一、五〇〇円超	二・二五
二、〇〇〇円 "	三・一二五
三、〇〇〇円 "	五・〇〇
五、〇〇〇円 "	六・八七五
七、〇〇〇円 "	八・七五
八、〇〇〇円 "	八・七五
一〇、〇〇〇円 "	一一・二五

一、〇〇〇円超	一一・〇〇	一一・二五
一五、〇〇〇円"	一一・〇〇	一三・七五
二〇、〇〇〇円"	一一・〇〇	一六・二五
三〇、〇〇〇円"	三〇・〇〇	二〇・〇〇
五〇、〇〇〇円"	三五・〇〇	二三・七五
七〇、〇〇〇円"	三五・〇〇	二七・五〇
八〇、〇〇〇円"	四〇・〇〇	二七・五〇
一〇〇、〇〇〇円"	四〇・〇〇	三一・二五
一二〇、〇〇〇円"	四五・〇〇	三一・二五
一五〇、〇〇〇円"	四五・〇〇	三五・〇〇
二〇〇、〇〇〇円"	五〇・〇〇	三八・七五
三〇〇、〇〇〇円"	五五・〇〇	四二・五〇
五〇〇、〇〇〇円"	六〇・〇〇	四六・二五
七〇〇、〇〇〇円"	六〇・〇〇	五〇・〇〇
八〇〇、〇〇〇円"	六五・〇〇	五〇・〇〇

4 昭和十八年四月一日現在  
 一、〇〇〇、〇〇〇円超 六五・〇〇 五六・二五

税種税目 区分 内地(%) 樺太(%)

(内地) 法人税

(樺太) 第一種所得税  
 法人資本税

各事業年度の所得		
内国法人	二五・〇〇	二一・〇〇
外国法人	三七・〇〇	三一・〇〇
各事業年度の資本	〇・一五	〇・一五
清算所得	二五・〇〇	三・〇〇

(内地) 分類所得税

第二種所得税

(樺太) 第三種所得税 (分類所得税中左記以外は本税を課す)

資本利子税

第一節 歳入

二、配当利子所得

国債の利子	九・〇〇	(第二種) (資本利子税)	四・〇〇
国債以外の公債の利子	一四・〇〇		六・〇〇
銀行貯蓄預金、産業組合貯金 等の利子および産業組合等の 剰余金の分配	一〇・〇〇		一
その他	一五・〇〇		六・〇〇
配当金	一五・〇〇		六・〇〇
四、勤労所得			
施行地外居住者の受くる 益金の処分たる賞与	二二・〇〇	(第二種乙)	二二・〇〇
六、退職所得			

(内地) 総合所得税

一〇、〇〇〇円以下	一〇・〇〇	(第二種丙)	五・〇〇
二〇、〇〇〇円超	一七・〇〇		一〇・〇〇
一〇〇、〇〇〇円	三二・〇〇		二五・〇〇
五〇〇、〇〇〇円	五〇・〇〇		四〇・〇〇

(樺太) 第三種所得税

一、二〇〇円未満	一	〇・七〇
一、五〇〇円以下	一	一・二二五
一、五〇〇円超	一	三・一五〇
二、〇〇〇円	一	四・三七五
三、〇〇〇円	六・〇〇	七・〇〇
五、〇〇〇円	一二・〇〇	九・六二五
七、〇〇〇円	一二・〇〇	一二・二五〇
八、〇〇〇円	一八・〇〇	一二・二五〇
一〇、〇〇〇円	一八・〇〇	一五・七五
一二、〇〇〇円	二四・〇〇	一五・七五
一四、〇〇〇円	二四・〇〇	一九・二五
一五、〇〇〇円	二四・〇〇	二二・七五
二〇、〇〇〇円	三〇・〇〇	二二・七五
三〇、〇〇〇円	三六・〇〇	二八・〇〇
五〇、〇〇〇円	四二・〇〇	三三・二五

七〇、〇〇〇円超	四二・〇〇	三八・五〇
八〇、〇〇〇円 "	四八・〇〇	三八・五〇
一〇〇、〇〇〇円 "	四八・〇〇	四三・七五
一二〇、〇〇〇円 "	五四・〇〇	四三・七五
一五〇、〇〇〇円 "	五四・〇〇	四九・〇〇
二〇〇、〇〇〇円 "	六〇・〇〇	五四・二五
三〇〇、〇〇〇円 "	六六・〇〇	五九・五〇
五〇〇、〇〇〇円 "	七二・〇〇	六四・七五
七〇〇、〇〇〇円 "	七二・〇〇	七〇・〇〇
一、〇〇〇、〇〇〇円 "	七二・〇〇	七八・七五

右の昭和十八年四月一日現在の税率に基づき、内地および樺太の個人所得税額を左に比較してみる。

所得金額	内地 (分類、総合合算)	樺太
一、〇〇〇円	六〇円	七円
一、五〇〇円	一三三円	一八円
二、〇〇〇円	一九二円	三四円

三、〇〇〇円	三二二円	七八円
五、〇〇〇円	六七二円	二一八円
一〇、〇〇〇円	一九九二円	七七八円
三〇、〇〇〇円	九、六七二円	四、八〇三円
五〇、〇〇〇円	一九、二七二円	一〇、四〇三円
一〇〇、〇〇〇円	四七、四七二円	二八、六〇三円
二〇〇、〇〇〇円	一一二、二七二円	七四、九九八円
五〇〇、〇〇〇円	三四〇、二七二円	二四八、二二八円
一、〇〇〇、〇〇〇円	七六〇、二七二円	五八七、七二八円

(分類所得税額は乙種事業所得による)

樺太の租税中、内地の同種租税と課税範囲および課税標準を異にするものの第二は土地課税である。すなわち内地の地租に対し、樺太における土地課税としては市街地宅地のみ課税する市街地宅地税が存し、その課税標準も地租の賃貸価格に対し地価(官有地の払下価格)により、税率も地租の単一に対し一級二級の二本建である。

市街地宅地税の税率は、本税が創定された大正十年四月以来、一級千分の五、二級千分の三として長く変更されなかったが、昭和十九年度始めからそれぞれ二倍に増率された。昭和十九年四月一日現在、課税基礎としての地

価の総額は一級地二百五十八万四千九百五円、二級地十一万二千四円、計二百七十七万七千九百九円であった。

樺太における営業課税は明治四十年営業税として制定されたのに始まり、昭和二年五月営業収益税に改正、爾来その形を変えることなく昭和二十年にいたった。営業収益税の税率は当初法人三・六パーセント、個人二・八パーセントであったが、昭和六年五月減税され、法人は昭和七年四月一日以後に終了する事業年度分から三・四パーセント、個人は昭和六年分は純益千円以下は二・五パーセント、純益千円を超えるものは千円以下の金額につき二・五パーセント、千円を超える金額につき二・八パーセントを課し、昭和七年分以後は右の二・五パーセントが二・二パーセント、二・八パーセントが二・六パーセントとそれぞれ減ずることに改められた。昭和十二年四月、法人の営業収益税にかぎり税率三・四パーセントが四・〇パーセントに引き上げられたが、これは臨時増徴の一部をなすものである。

右の税率の改正過程は内地樺太同一であつて、昭和十五年四月、内地の税制改革の一要素として、内地の営業収益税が営業税と変じ、その税率が法人個人を通じ一・五パーセントへと引き下げられるまでは、営業課税はその形式内容ともに両地の間になんらの別はなかつたのである。しかるに、内地の直接税体系が一新され、従来のも営業収益税の因子が法人税および分類所得税の中に包摂され、かつ新営業税が名は国税、実は地方税としての性格へと切り換えられたため、内地における営業課税の税制上の部署が大きく動いたこととなり、樺太の営業収益税との通有性の一半を失うにいたつたのであつて、ここに税制上における役割および財政上の立場からみて、内

地の営業税と樺太の営業収益税との間に一線を画する必要があるためである。樺太の営業収益税は、昭和十九年度から法人の税率だけが四・〇パーセントから五・〇パーセントに引き上げられた。内地でも同年度から営業税の税率を一・五パーセントから二・〇パーセントに引き上げている。

樺太の租税で内地に類例のないものは漁業税である。漁業税は明治四十年三月樺太漁業令が制定されたとき、租税外の漁業料として徴収されたのがその前身であつて、大正四、五年頃までは樺太の最大財源であつた。このことは、大正元年度の森林収入九万九千七百三十五円、租税収入六万四千八百五十八円、一般会計からの補充金五十九万一千八百十九円に対し、漁業料収入は六十五万七千二百三十三円をあげ同年度全歳入の二八パーセント強を占めていたことにより明らかである。明治四十二年のごときは全歳入の実に四二パーセント強を漁業料収入が占め、昭和年代における森林収入の盛んな財源力に匹敵するほどの勢を示していたのである。漁業料は大正十二年三月漁業税として制定、同年四月一日から実施され、免許漁業の定置漁業権者に対し、一漁業権につき百円、生産価格(二年平均)の五パーセントを課したのであるが、大正十四年分から右の一漁業権百円の課率は五十円と半減され、さらに昭和二年分から課税範囲を免許漁業の区画漁業および専用漁業にも及ぼし、課税標準の生産価格を漁獲価額(二年平均)と改め、課率は次の区分によることとした。

一漁業権につき	三〇円
専用漁業	
組合員の漁獲総価額	二・五パーセント

第十六表 樺太における税

税種	年度								
	昭1	2	3	4	5	6	7	8	9
市街宅地税	8	9	9	9	9	9	10	10	10
所得税	537	826	373	597	692	396	275	197	240
营业税	407	442	4	1	.09	.06	2	.05	.2
営業収益税	—	—	242	353	576	308	178	175	392
酒造税	630	857	872	979	849	579	549	618	889
出港税	146	118	1	.5	.3	1	.1	.2	.3
鉱業税	70	95	108	162	146	127	119	118	153
漁業税	158	177	202	160	115	129	109	79	124
醬油税	1	.2	—	—	—	—	—	—	—
雑種税	6	5	—	—	—	—	—	—	—
消費税	—	—	—	—	.05	—	.02	.001	.001
臨時利得税	—	—	—	—	—	—	—	—	—
相続税	—	—	—	—	—	—	—	—	—
資本利子税	—	—	—	—	—	—	—	—	—
法人資本税	—	—	—	—	—	—	—	—	—
外貨債特別税	—	—	—	—	—	—	—	—	—
揮発油税	—	—	—	—	—	—	—	—	—
北支事件特別税	—	—	—	—	—	—	—	—	—
利益配当税	—	—	—	—	—	—	—	—	—
公社債利子税	—	—	—	—	—	—	—	—	—
通行税	—	—	—	—	—	—	—	—	—
入場税	—	—	—	—	—	—	—	—	—
物品税	—	—	—	—	—	—	—	—	—
建築税	—	—	—	—	—	—	—	—	—
特別法人税	—	—	—	—	—	—	—	—	—
広告税	—	—	—	—	—	—	—	—	—
馬券税	—	—	—	—	—	—	—	—	—
清涼飲料税	—	—	—	—	—	—	—	—	—
特別行為税	—	—	—	—	—	—	—	—	—
遊興飲食税	—	—	—	—	—	—	—	—	—

備考：大蔵省主計局、各年度『各特別会計歳入歳出総決算』により作成。

種別収入額累年比較表

(単位 千円)

	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20 (予)
	10	10	10	10	11	11	11	12	12	26	27
	257	317	418	944	1,392	2,048	1,875	4,052	4,015	5,898	7,421
	—	.02	.01	.01	—	.02	—	.01	—	—	—
	392	454	924	865	1,408	1,294	1,608	1,822	1,843	1,362	2,463
	1,036	1,093	1,213	1,473	1,746	1,647	2,024	2,283	2,876	12,120	22,944
	.3	1	9	1	58	231	255	563	1,454	48	4
	150	218	282	369	512	281	259	251	274	249	317
	110	124	117	114	137	257	381	436	403	370	388
	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
	—	—	382	779	524	428	281	223	490	466	658
	24	41	176	1,425	2,263	1,582	1,307	2,602	2,035	2,672	2,432
	—	—	1	5	11	24	33	36	25	33	49
	—	—	26	18	22	205	308	396	490	411	674
	—	—	17	53	64	124	62	166	129	111	366
	—	—	—	.01	—	—	—	—	—	—	—
	—	—	2	—	—	8	—	.4	—	—	—
	—	—	79	203	32	1	5	.3	.002	—	—
	—	—	—	47	94	10	12	4	.2	3	—
	—	—	—	.03	.09	.1	.1	.1	.1	.2	.2
	—	—	—	44	66	130	159	426	423	671	886
	—	—	—	11	21	46	106	384	509	1,075	1,219
	—	—	—	151	378	744	1,495	3,268	16,268	16,347	9,937
	—	—	—	—	5	1	44	5	50	53	33
	—	—	—	—	—	1	19	28	122	149	214
	—	—	—	—	—	—	—	17	23	48	56
	—	—	—	—	—	—	—	9	16	—	—
	—	—	—	—	—	—	—	—	—	10	130
	—	—	—	—	—	—	—	—	306	599	208
	—	—	—	—	241	799	1,484	4,072	7,643	9,274	6,340

単位以下四捨五入。

定置漁業	一漁業権につき	三〇円
区画漁業	漁獲価額	五・〇パーセント

右の漁業税の課税対象たる三種漁業の改正当時の漁業権数は、定置漁業七百四十八、区画漁業一、専用漁業六十六であった。

漁業料収入はすでに大正五、六年を境として漸減傾向を示していたが、大正十二年漁業税時代に入って減収の速度衰えず、同十四年の一部減税でさらに収入が落ち、昭和二年課税範囲の拡大でやや回復したものの退潮やまらず、昭和八年度のごときはわずか七万八千九百十四円の実績という貧弱さであつて、昭和十四年度までは十万円台で一貫したが、翌十五年度から漁獲価額の好調で増収に転じ、十七年度には四十三万五千九百五十一円の最高記録をつくるにいたつたといふものの、歳入面における地位は全く往年の余勢すらもとどめないあわれさであつた。

酒類出港税は、樺太において製造した焼酎、酒精および酒精含有飲料を本邦内の他の地域へ移出するとき、移出先の税率と同一の税率により課税するもので、大正元年九月一日からの実施にかかり、その収入はきわめて不定であり、また財源として依存すべき性質のものでもない。ただ、昭和十五年度ないし十八年度は、右の酒類の内地移出が増加したため、出港税収入も上昇し、十八年度には百四十五万三千八百二十円の破格的数字を示したのであるが、翌十九年度には四万八千四百八十八円と急転直下したのである。

なお、内地にあり樺太に設けなかつた国税は有価証券移転税、電気瓦斯税、取引所税および狩猟免許税であるが、狩猟免許税に代わるものとして樺太では狩猟免許料が徴されていた。

昭和二十年間における税種別累年収入額を第十六表に掲げる。収入額の消長の主要原因を個々の租税につき細説することが望ましいのであるが、適確な資料による基礎づけは到底不可能であるので、断念した。

### 三 現業収入

樺太庁特別会計において官業収入とは、昭和十七年度までは、

- 一、郵便、電信および電話収入
- 二、鉄道および自動車収入
- 三、医院収入
- 四、中央試験所収入

の四者であり、昭和十八年度通信および鉄道事業がそれぞれ通信省および鉄道省へ移管されたので、同年度における官業収入は、

- 一、医院収入
- 二、中央試験所収入

第十七表 通信・鉄道事業収入累年比較  
(単位 千円)

年 度	通信収入	鉄道収入	計	歳入総額 に対する 比	指数
昭和 1	1,546	1,917	3,463	16%	100
2	1,846	2,106	3,952	15	114
3	1,831	3,655	5,485	17	158
4	1,912	4,770	6,682	21	193
5	1,777	4,453	6,229	23	183
6	1,610	4,000	5,610	24	162
7	1,568	3,865	5,432	24	157
8	1,692	4,365	6,057	22	175
9	1,863	5,277	7,141	18	206
10	2,040	5,518	7,558	18	218
11	2,171	6,126	8,297	17	240
12	2,486	6,864	9,350	16	270
13	2,789	8,522	11,311	17	327
14	3,490	11,130	14,619	17	422
15	4,213	12,649	16,862	15	487
16	4,033	13,846	17,879	12	513
17	4,950	12,366	17,316	11	500
18	.2	26	27	.02	.7

備考：大蔵省、各年度『大蔵省年報』により作成。

による効果をその事業面に端的に反映する通信事業と鉄道事業とについて、その収入の実績がどんな足取表となつて表わされているかを一瞥することとしたい。前に述べたように、この両収入は昭和十七年度限り樺太庁特別会計からその姿を消すのである。

収入額を通じてみるときは、両事業とも年度を加えることに順調な成績をおさめていることがわかる。ただ、

歳入総額に対する両収入の割合は、昭和五、六年度まで上昇、それ以後は順次下降の判然とした弧線をえがいている。しかして、右の両年度において収入額減じ比率のかえつて伸びているのは、経済界不振により歳入総額が萎縮したための数字的現象にすぎない。

前表については、鉄道収入中に内地運輸機関との連帯輸送に伴う仮収入が含まれていることに注意しておきたい。したがって、樺太の鉄道事業自体の運営の所産であり、樺太庁に帰属する本来の収入は、右の鉄道収入から仮収入を控除した爾余の金額であらねばならない。だとすると固有の鉄道収入の歳入上の重量は著しく減じ、また前表に示す現業収入の歳入上の地位も当然低下をきたすのである。例えば、

昭和五年度	鉄道収入	四、四五二、五九六円
	内仮収入	一、八四四、九六八円
	差 引	二、六〇七、六二八円
昭和十年度	鉄道収入	五、五一七、八三八円
	内仮収入	二、八三〇、〇一七円
	差 引	二、六八七、八二一円
昭和十四年度	鉄道収入	一一、一三〇、〇三二円
	内仮収入	七、一五二、一三八円

差 引 三、九七七、八九五円

の示すように、年度により仮収入が鉄道収入の大半を占めていることを知るのである。もちろん、鉄道仮収入はいったん歳入に計上され、歳出面においてほとんど同額の諸払戻金として相殺されるいわゆるトンネル勘定に属し、歳計の実態には関係ないのであるが、決算形式に従ってこれをも取り入れ、現業収入の一応の変遷を眺めたのである。

#### 四 補 充 金

一般会計から、主として拓殖事業費の財源に充当するため、補充金が繰り入れられたのは、明治四十年樺太庁特別会計設置の当時からのものであり、爾来年度によりその金額を等しくしないが、大正七年度を除き毎年度多きは三百十万円、最低二十九万三千五百七十五円の繰り入れが行なわれ、昭和十年度内地および樺太の財政事情を両々相酌んでこれが打ち切られるまで、

明治時代	二、八七四、二八三元
大正時代	九、五三四、四一〇円
昭和時代	一六、一三六、六一三元
計	二八、五四五、三〇六円

の補充金が樺太の開発に資するため投入せられたのであって、この総額は明治四十年以降昭和九年度までに支出された拓殖事業費の通算額七千三百七十九万四千九百八十八円の三九パーセントに当ることを省み、樺太がその発展一般会計の援助に負うところ少なくなかったことに思いいたらねばならない。

昭和年代における補充金繰入額は第十八表のとおりである。  
すなわち昭和元年度ないし九年度の拓殖事業費合計額三千八百五十三万五千八百四十六円に対し、同期間の補充金合計額の歩合は四二パーセントに近く、またこれに同期間の起債額を加えるときは、両者合算額の拓殖事業費に対する歩合は七五パーセントになんなんとするのであって、右の期間において拓殖事業費に充当された樺太自

体の歳入との比は実に三対一となり、内地が樺太拓殖のため提供した財政資金のもたらした恵沢に対しては、樺太居住者の均

第十八表 経費補充金繰入額  
(単位 千円)

年 度	補充金繰入額	総額に対する比率	事業費に対する比率
昭和 1	1,577	7.1	38.3
2	2,030	7.6	48.8
3	2,030	6.2	33.9
4	3,100	9.6	50.9
5	1,600	6.0	45.1
6	1,600	6.9	60.6
7	1,600	7.1	63.8
8	1,600	5.7	45.9
9	1,000	2.5	16.5

備考：前掲書により作成。

第十九表  
石炭増産対策費充当  
のための経費補充金  
(単位 千円)

年 度	金 額
昭和 15	4,408
16	5,926
17	11,153
18	13,743
19	62,594
20(予)	42,143

備考：大蔵省主計局、各年度『各特別会計歳入歳出総決算』による。

しく深くこれを多としたことは言をまたないところである。

なお、昭和

十五年度以降経費補充金として一般会計から受入れた第十九表の金額は、石炭増産対策費に充当するための特定財源で、前示の補充金とはその目的、性格を異にするものである。

五 国 債

樺太庁特別会計設置当初においては、その歳計は樺太自体から生ずる歳入および一般会計からの補充金の両財

源をもって経理する方針であったが、本島の開発に伴い、拓殖

第二十表 国債発行額 (単位 千円)

年 度	国 債 行 額	備 考
昭和 1	1,787	鉄 道 建 設
2	1,845	"
3	1,858	"
4	5	
5	—	
6	1,408	船 濶 修 築, 道 路 開 鑿 改 良
7	1,656	"
8	2,955	船 濶 修 築, 道 路 開 鑿 改 良, 電 信 電 話 拡 張 改 良, 土 地 改 良, 国 有 林 經 営
9	5	
計	11,517	

備考：大蔵省『大蔵省年報』により作成。

第二十一表 事業別国債額 (昭和10年度末現在) (単位 千円)

区 分	金 額
鉄道建設改良	22,013
電信電話拡張改良	392
港湾修築	7,846
道路開鑿改良および殖民地改良	3,338
国有林事業経営	457
官行斫伐事業	3,366
行政整理	161
計	37,572

備考：樺太庁『樺太庁施政三十年史』による。

た財源をもつてしては到底これを賄う余力の存しない状態にかんがみ、大正七年三月法律第二十一号をもつ

て樺太事業公債法の制定をみ、その発行限度額は当初鉄道建設費支弁のための五百五十万円と限られたのであるが、爾来数次にわたり公債支弁事業の拡大、発行限度額の増増が行なわれ、昭和八年三月には鉄道改良、船濶修築、道路の開鑿と改良、電信電話の拡張と改良、国有林経営等の事業費支弁のため、発行限度額を四千六百六十万円と改訂されたが、昭和九年度以降新規発行を中止したため、事業公債法(第一条)による発行額は三千五百八十万八千七百五十九円にとどまり、差引き五百七十九万一千二百四十一円の発行余力を擁したまま、ついにその後は起債の拳をみることなくして終わったのである。もっとも右の発行制限外に、発行価格差減額補填、行政整理および国債借換等の起債があるので、昭和十年度末現在の国債総額は三千七百五十七万二千三百二十五円を算していた。

昭和年代に入つての発行額および昭和十年度末現在の事業別国債額を第二十表、第二十一表に示す。

六 前年度剰余金繰入

歳入構成上、前年度剰余金繰入は、昭和十八および十九年度は異例として、例年森林収入に次ぐ重要部門である。第二十二表に繰入額と歳入上の割合を示す。

昭和六、七、八の三年度の繰入額と歳入上の割合が目立って低位にあるのは、五年度ないし七年度の大半をおおった経済界の不況の圧力により、歳入歳出ともに減じ、しかも両者が著しく接近してその差を狭めたためであ

第二十二表  
前年度剰余金繰入額  
(単位 千円)

年 度	前年度剰余金繰入額	歳入総額に対する率
昭和 1	619	3%
2	4,588	17
3	6,895	21
4	6,955	22
5	3,752	14
6	1,915	8
7	2,189	10
8	1,775	6
9	5,627	14
10	15,339	36
11	15,442	32
12	15,241	27
13	21,198	33
14	25,510	30
15	36,871	32
16	50,537	34
17	46,164	25
18	37,706	29
19	31,291	17
(予)20	9,083	6

備考：大蔵省主計局，各年度『各特別会計歳入歳出決算』により作成。

り、十年度の繰入額が九年度のそれに比し一躍千万円を激増したのは、九年度における情勢好転により特に

森林収入の伸長が新剰余金を作ったがためである。十五および十六年度におけるそれぞれ千万円を越す繰入増もともに主として森林収入の力に負うのであり、十七年度以降の繰入額の減退もまた森林収入の逆調によりその説明がつくのである。

剰余金繰入は他の科目の歳入と異なり、その全額が直接当該年度の歳出の財源として引き当てられるものでなく、当初予算面では、歳出に対応する歳入の不足を補う金額の限度で剰余金繰入額が計上され、年度経過中に前年度決算が完了した後、剰余金確定額が当該年度の歳入として繰り入れられるのであるから、予算面の剰余金繰入額と決算面のそれとの間には、毎年度相当大きな開きの生じるのが通例であり、繰入剰余金の支出残額と当該年度の新規剰余金とが相合して次年度へ繰り越され、有力な現実の財源予備軍としてその主力は待機の位置におかれるのである。樺太庁の歳計の安定性は、この財源予備軍を優勢ならしむることとく財政経理の配意をゆるがせ

にしなかったことにより、比較的堅く保持されたのであって、しかも、予備軍を形成し補強する任務の大半は森林収入がこれを果たしていたことはほとんど自明の事実である。

### 七 煙草専売益金受入

樺太に煙草専売法が販売事業の面に限り実施されたのは明治四十二年六月であって、その実施は大蔵省の所管に属する。大正七年度以降、樺太における煙草専売益金はこれを前々年度の決算額により樺太庁特別会計に繰り入れることとなり、その金額は産業の発展と人口の増加に従い大体徐々に上昇の実績を現わしていた。財源としては取りたてて説明するほどの重要性をもつものでもないが、やや異色ある一歳入要素として第二十三表にその受入金額を掲げておく。

第二十三表  
煙草専売益金受入額  
(単位 千円)

年 度	金 額
昭和 1	925
2	1,123
3	1,444
4	1,484
5	1,581
6	1,602
7	1,413
8	1,229
9	1,245
10	1,253
11	1,459
12	1,460
13	1,560
14	1,851
15	2,002
16	2,376
17	2,648
18	2,918
19	2,946
20(予)	2,580

備考：前掲書により作成。

右の二十年度の受入予算額は十八年度の益金実績に基づくものであるが、これを大正七年度の第一回受入額十四万四千百十三円に比べると十八倍弱、昭和元年度の受入額に

比べるとほぼ二・七倍に当たる。

## 第二節 歳 出

歳出の大勢を把握するため第二十四表の累年比較表が役立つであろう。

第二十四表 歳出累年比較表

(単位 千円)

年 度	経 常 部	臨 時 部	合 計	指 数
昭和 1	8,937	8,797	17,734	100
2	9,869	10,113	19,982	113
3	12,672	13,019	25,691	145
4	16,640	11,947	28,587	161
5	15,627	9,003	24,629	139
6	14,581	6,599	21,180	119
7	14,657	6,207	20,864	117
8	15,234	6,580	22,215	125
9	14,196	8,504	24,700	139
10	17,051	10,412	27,462	155
11	18,317	14,911	33,228	187
12	18,848	16,957	35,806	202
13	22,014	17,439	39,453	222
14	25,843	21,466	47,309	267
15	30,354	34,697	65,051	367
16	38,248	62,358	100,606	567
17	39,052	74,935	113,987	643
18	19,354	79,201	98,556	556
19	20,645	131,811	152,455	859
(予)20	25,846	128,909	154,755	878

備考：前掲書により作成。

昭和十九年度歳入の指数八一二に対し歳出の指数八五九で、歳出の増加率が最終的にはやや歳入のそれを上回っているが、その他の年度においては、昭和四年度ないし七年度を除き、歳出の指数は歳入のそれに及ばないのを見る。しかし、全体的に通観するとき、歳入歳出ともにその消

長の方向をおおよそ等しくしていることが了解されるのである。

昭和元年度の歳出中の主要科目につき金額の大きさにより順位を付してみると、

### 経 常 部

- 1、現 業 費
  - 2、国債整理基金特別会計へ繰入
  - 3、樺 太 庁 費
  - 4、教 育 費
  - 5、警 務 費
- 臨 時 部

- 1、特別事業費
- 2、官行研伐費
- 3、事 業 費
- 4、補 助 費
- 5、災 害 費

となり、昭和十年年度の歳出につき同様順位をつけてみると、

經常部

- 1、現業費
- 2、教育費
- 3、国債整理基金特別会計へ繰入
- 4、林務署費
- 5、樺太庁費
- 6、警務費

臨時部

- 1、樺太拓殖事業費
- 2、補助費
- 3、営繕土木費
- 4、災害費

となり、經常部においては現業費の第一位は動かないが教育費が第二位に登り、林務署費が昭和四年度から加わって庁費、警務費の上に出、臨時部においては特別事業費と事業費が昭和八年度限り廃されて、樺太拓殖事業費と営繕土木費とがそれぞれその後を襲い、前者の首位に変わりなく、ただ、昭和元年度の次位官行斫伐費は一時

的事業のための支出として四年度限り打ち切られ、補助費がその後にせり上っている。

しかるに、昭和十五年度には歳出上の科目と順位とはどう変ったか。

經常部

- 1、現業費
- 2、林務署費
- 3、教育費
- 4、樺太庁費
- 5、警務費
- 6、国債整理基金特別会計へ繰入

臨時部

- 1、樺太拓殖事業費
- 2、臨時軍事費特別会計へ繰入
- 3、石炭増産対策諸費
- 4、営繕土木費
- 5、補助金

すなわち、經常部では林務署費が教育費を越えて第二位を獲得し、臨時部では昭和十三年度始めて歳計面に姿を現わした臨時軍事費特別会計へ繰入、これも十五年度から初登場した石炭増産対策諸費がそれぞれ新たに第一、第三の順位を占めていることは当時の情勢の変転を反映したものにほかならない。

昭和十八年度には現業費が消え、また十九および二十年度とつづいて科目整理が行なわれ、經常部では樺太庁費、林務署費、警務費等が樺太庁本庁費として統合され、教育費も樺太庁各庁費の一部たる諸学校費と改められ、臨時部では時局対応の諸施設費を臨時行政諸費として一括し、石炭増産対策諸費も款としての形を失って補助費の中に吸収される等の変更があり、ことに最終年度の二十年度予算面では学校費すらも解体されて、教育費予算額の捕捉も困難となり、樺太拓殖事業費も一般費である款の下で樺太拓殖事業費、樺太港灣事業費、樺太拓殖事業補助の三項に分割される等の意味の明らかでない科目改訂までが行なわれているので、主要支出項目の連年比較にも不便を感じ、一貫した見方をそこなう混乱をすら覚えさせられるのである。

昭和十九年度の支出順位は左のとおりであり、補助費が臨時部の中で群を抜いているのは、この費目の下に多額の石炭増産関係、石炭鉱業整備関係の補助金または補償金が所属させられているからである。

#### 經常部

- 1、樺太庁本庁費
- 2、樺太庁各庁費

- 3、国債整理基金特別会計へ繰入

#### 臨時部

- 1、補助費
- 2、臨時軍事費特別会計へ繰入
- 3、樺太拓殖事業費
- 4、營繕土木費
- 5、臨時行政諸費

以下やや数字の羅列に偏するおそれはあるが、主要歳出科目について昭和年間の支出実績の動向を観察してみたい。

### 一 教育費

教育費が歳出面に独立の一科目として現われたのは大正十一年度である。当時は庁立の中学校二、女学校および小学校教員講習所各一にすぎず、その経費は少額で、公立小学校教員の諸給（俸給、賞与、赴任旅費等）を国費支弁としたための支出が教育費の大部を占めていたわけであるが、その後といえども、教育費の膨脹は小学校教員の人件費の負担増加がその主因をなしていることに変わりはない点に注意しておきたい。

第二十五表 教育費の趨勢 (単位 千円)

年 度	教育費	指数	備 考
昭和 1	1,336	100	
2	1,569	117	庁立真岡中学校開校 公立大泊女学校を庁立へ移管
3	1,738	130	
4	1,984	148	公立真岡女学校を庁立へ移管
5	2,040	152	
6	1,910	143	公立泊居女学校を庁立へ移管
7	1,975	148	
8	2,055	154	
9	2,152	161	庁立拓殖学校開校
10	2,260	169	
11	2,409	180	
12	2,560	192	
13	2,655	198	
14	2,841	213	庁立師範学校開校
15	3,427	256	庁立敷香中学校開校, 庁立工業学校開校, 公立本斗水産学校を庁立へ移管
16	3,801	285	庁立恵須取中学校開校
17	4,745	355	
18	5,370	402	師範学校制度改善 庁立医学専門学校開校
19	6,927	518	青年師範学校設置
(予)20	不詳	—	

備考：前掲書により作成。

昭和年間における教育費の趨勢は第二十五表のとおりである。最終年度における庁立諸学校は中学校五、女学校四、実業学校三、専門学校三であって、昭和年間に中学校、女学校各三校を増し師範学校以下六校が新設されたこととなる。なお、専門学校三校は昭和二十年度をもって文部省へ移管のことに決定していた。

割合は第二十六表のとおりであって、十九年度の高率は教育費の増嵩と經常部歳出の圧縮との両原因に基づく。

小学校教員人件費が教育費中のいく割に当たるかは、累年比較の資料を欠くため、二十年間にわたってこれをいちいち明らかにすることはできないが、試みに中間期である昭和五年度ないし十四年度の十年間について検すると、第二十七表のとおりである。

第二十六表 樺太庁特別会計歳出經常部内に占める教育費の割合

年 度	割 合
昭和 1	15%
5	13%
10	13%
15	11%
19	36%

備考：樺太庁作成資料による。

第二十七表 樺太における小学校教員人件費の教育費中に占める割合

年 度	割 合
昭和 5	73%
6	76%
7	76%
8	76%
9	75%
10	75%
11	75%
12	75%
13	75%
14	74%

備考：前表に同じ。

第二十八表 昭和十年度初等教育費の庁および町村分担割合

(単位 千円)

区 分	教 育 費	比 率	1 学 級 当 り	児 童 1 人 当 り
町村經常部総経費 2,222	經常部教育費 517	23%	円 439	円 10
樺太庁教育費 2,302	小学校教員諸給 1,682	73%	1,431	32

備考：樺太庁『樺太庁施政三十年史』により作成。

すなわち全教育費の七五パーセント内外が公立小学校の人件費に投ぜられ、残り二五パーセント内外が庁立諸学校の校費および人件費に当てられていたことが帰結されるのである。

初等教育費を樺太庁と管下町村とがどう分担していたかを昭和十年度の予算に一例を引いて大体的見当をつけてみる(第二十八表)。

すなわち町村一に対し樺太庁三・三弱の分担割合となる。このほかに農漁村部落における小学校建築費、公立実業学校等に対する補助が教育費補助として毎年度相当額支出されていたことを付記しておく。

## 二 警 務 費

警務費が款として歳出面に計上されたのは教育費と同じく大正十一年度に始

第二十九表 警務費支出額  
(単位 千円)

年 度	金 額	指 数
昭和 1	517	100
2	539	104
3	600	116
4	726	140
5	712	138
6	771	149
7	792	153
8	815	158
9	847	164
10	851	165
11	859	166
12	950	184
13	1,075	208
14	1,842	356
15	1,764	341
16	2,043	395
17	2,335	451
18	2,548	493
19	不詳	—
20	"	—

備考：大蔵省主計局，各年度『各特別会計歳入歳出決算』により作成。

まる。ただし、従来支庁長の下にあった警察行政が独立して警察署および同分署が新設されたのは、これより先き大正六年のことに属する。

昭和年間における警務費支出額は第二十九表のとおりである。昭和十七年十一月、機構整備のため警察行政は

第三十表 臨時警察費および防空及警備費支出額  
(単位 千円)

年 度	臨時警察費	防空及警備費
昭和13	47	—
14	88	1,043
15	222	844
16	303	846
17	345	1,372
18	378	1,206
19	不詳	892
20	不詳	不詳

備考：前掲書による。

ふたたび支庁長の司掌に帰し、また十九年度予算編成に際しては、科目整理のため警務費の款も消えて樺太庁本庁費に解体吸収されたため、第二十九表は十八年度までである。

右は歳出經常部に属する警務費の累年比較であるが、内外諸情勢の変転に応じ、昭和十三年度から「臨時警察費」が、また十四年度から「防空及警備費」が臨時部に計上されるにいたり、警察関係費が目立ってその金額を増してきた。すなわち第三十表のとおりである。

右の「防空及警備費」の大半は国境警備費であり、そのほか実質的の国境警備費に属すとみなしてさしつかえ

第三十一表 臨時道路及電話施設費，特殊道路施設費  
(単位 千円)

年 度	臨時道路及電話施設費	特殊道路施設費
昭和16	1,029	—
17	958	—
18	—	2,828
19	—	2,668

備考：前掲書による。

ないものに第三十一表の施設費がある。

樺太が陸接国境を有する特殊環境にあったため、一般警務費以外別途に警備費を相当多額負担しなければならなかったことは、なんびとも理解に苦しまない一事であろう。

なお、警察職員の定員は、

昭和元年末

三三二人

昭和一〇年末

四六〇人

一九年十一月末

一、三九四人

と累増し、また警察署の数は昭和元年度六署が翌二年度分署の昇格等により十二署となり、その後一署を廃し五署を新設し、最終年度には十六署を算していた。

## 三 林務署費

昭和五年一月樺太庁林務署官制が公布され、官行斫伐事業の実行機関であった樺太庁森林作業所の事業をも継承することとなり、独立科目としての林務署費が昭和四年度から歳出面に掲げられることとなった。虫害木の大量処分を目的とした応急的官行斫伐事業もほぼ昭和四年度で一段落を告げたため、また造林費も昭和九年度から

第三十二表 林務署費累年表  
(単位 千円)

年 度	林 務 署 費	指 数	林務署の 林費中 事業費	指 数
昭和 4	2,298	100	1,565	100
5	2,061	90	1,206	77
6	1,324	58	679	43
7	1,504	65	730	47
8	1,482	64	578	37
9	1,596	69	536	34
10	1,749	76	616	39
11	1,944	85	777	50
12	1,974	86	789	50
13	2,257	98	905	58
14	2,693	117	1,270	81
15	3,526	153	1,913	122
16	5,107	222	3,212	205
17	5,205	227	3,200	205
18	4,972	216	3,016	193

備考：前掲書による。

三十二表)。

昭和十七年十一月機構改革により林務署は廃されてその事務事業は支庁に引継がれ、翌十八年度には林務署費は林務費とその名を改めたのであるが、さらに十九年度にはその名も消えて樺太庁本庁費の中に包摂され、わずかに斫伐費が名目をとどめるだけとなったのは、森林王国として自他ともに許した樺太だけにある物足りなさを感ぜさせられるのである。

なお、事業費の一部造林費は昭和八年度僅少額を残して臨時部特別事業費中の国有林事業経営費に移され、翌九年度にはそれが樺太拓殖事業費中の同じく国有林事業経営費として本格的な形をとるにいたる事情は、後段補

足して説明することとしたい。

## 四 現 業 費

歳出経常部の現業費は昭和十七年度まで存続し、左の科目を含んでいた。

第三十三表 通信費，鉄道費累年歳出表  
(単位 千円)

年 度	通 信 費	鉄 道 費	計	指 数
昭和 1	1,349	2,170	3,519	100
2	1,552	2,357	3,909	111
3	1,742	3,752	5,494	156
4	1,964	4,680	6,644	189
5	1,896	4,434	6,330	180
6	1,793	4,340	6,133	174
7	1,775	4,343	6,118	174
8	1,790	4,675	6,465	184
9	1,823	5,270	7,093	202
10	1,878	5,507	7,385	210
11	1,949	6,052	8,001	227
12	1,913	6,180	8,093	230
13	2,063	8,114	10,177	289
14	2,270	10,373	12,643	359
15	2,584	12,579	15,163	431
16	3,870	15,506	19,375	558
17	4,713	13,432	18,145	515

備考：前掲書による。

- 1、通 信 費
  - 2、鉄 道 費
  - 3、医 院 費
  - 4、測 候 費 (昭和十七年度気象台費と改む)
  - 5、結核療養所費 (昭和十四年度から)
- 右のうち、医院費以下は財政的観点からは格別説明を要するほどの重要性を認め難いので、ここでは通信費と鉄道費に

ついでのみ第三十三表でその変遷をたどる。

右の事業費の動きを見わたすと、両部門とも明らかに進展の速度が後期の数年において別して顕著なことが看

取される。これは当時島内の経済活動が活況を加えきたったことの一証とみなし得るのであるが、ただ、鉄道費中のかかりの額は鉄道収入中の仮収入に対応する諸払戻金により占められており、したがって鉄道費の総額の累増ぶりをもって直ちに島内の鉄道事業の業績を推断することは当を得た見方でないことは言を要しないところである。

### 五 国債整理基金特別会計繰入

歳出経常部において五指の一つに数えられるものに国債整理基金特別会計繰入がある。

歳入の部で説明したように拓殖事業の財源にあてるため国債を発行したのは大正七年度のことであり、本繰入が歳出の一科目として新設されたのも同年度である。昭和三年度までは利子のみの繰入であったが、四年度以降は元本償還額の繰入も行なわれ、国債額の増加にほぼ比例して繰入額も増加している。

国債の発行は昭和八年度限りうち切られたことは既述のとおりであり、したがって国債総額も同年度末現在の

第三十四表  
樺太庁特別会計から  
の国債整理基金  
特別会計繰入額  
(単位 千円)

年 度	金 額
昭和 1	1,408
2	1,504
3	1,559
4	1,639
5	1,995
6	2,014
7	1,877
8	1,931
9	2,069
10	2,198
11	2,343
12	1,966
13	1,916
14	1,894
15	1,868
16	2,408
17	2,654
18	741
19	729
(予)20	1,258

備考：前掲書による。

三千七百七十三万六千六百二十一円を最高として逐年漸減し、昭和十九年度は

じめの未償還額は千四百六十九万六千三百三十三円であり、既往十年間に二千三百万円以上を償還したこととなる。

昭和年間における本繰入額は第三十四表のとおりである。

昭和元年度から十九年度までの繰入総額は三千四百七十一万六千四百四十八円、一年度平均繰入額は百八十二万七千六百六十円であり、さらにさかのぼって大正七年度からの繰入額通計は三千九百七十八万三千三百四円となる。

### 六 拓殖事業費

拓殖事業費は樺太財政史上最も特筆さるべき歳出臨時部の枢要部門であり、その動態の究明はすなわち樺太拓殖の実相の把握に相通するのである。

歳出科目として「樺太拓殖事業費」が設けられたのは昭和九年度のことであるが、その第一前身である「事業費」は明治四十年からすでに存在し、またその第二前身ともいえるべき「特別事業費」がその名の下に誕生したのは大正五年度のことであるが、事業費中の道路開鑿、電信電話拡張及改良費が事業費・営繕土木費から本費目へ組み替えられた経緯に基づき沿革を形づくとするならば、特別事業費もその実は同じく明治四十年に発端したとも解し得るのである。いま便宜上実質の見方に立って特別事業費が明治四十年に始まるものとし、事業費中の「拓殖費」と相合して拓殖事業費としての役割をになつていたのであるから、昭和時代に先だちこの両事業費がどんな足跡を残してきたかを第三十五表で一応ふり返ってみたい。

すなわち、両事業費あわせて四千万円に近い金額が大正末年までに拓殖事業のため投ぜられていたこととなる。もつとも拓殖事業費の決める方についても、

第三十五表 拓殖事業費(←)  
(単位 千円)

年 度	事業費中 拓殖費	特 別 事業費	計
明治40	11	73	84
41	28	179	207
42	109	102	211
43	222	390	612
44	160	190	349
大正 1	130	347	478
2	364	374	738
3	359	223	582
4	162	181	343
5	87	248	336
6	112	404	516
7	113	722	836
8	277	2,217	2,494
9	447	2,975	3,422
10	436	4,530	4,966
11	300	6,892	7,192
12	524	5,799	6,323
13	415	4,815	5,230
14	345	4,160	4,505
計	4,500	34,821	39,321

備考：樺太庁作成資料による。

1、特別事業費  
2、特別事業費プラス拓殖費  
3、特別事業費プラス拓殖費  
中の土地改良費  
をもってそれぞれそれであると  
なす主張が行なわれ得るわけで

あるが、便宜上第二の見方によって考察をすすめている。もし第一の見方に即すれば、昭和以前の拓殖事業費は前表第二欄の数字がそれに当り、第三の見方に立てば三千五百二十五万三千六百五十六円がそれに当たる。

昭和に入つて右の拓殖事業費はどんな曲折をえがいたか(第三十六表)。

八年度において拓殖費が急減しているのは、その大半に当たる土地改良費が同年度から特別事業費へ組み替えられたためである。

前二表に徴し明らかなく、昭和四年度までは大体において堅実な歩武をもって前進をつづけてきた拓殖事

業費が、五年度にいたりには停滞否かえって後退の姿を呈するにいたったことは、たまたま鉄道建設および改良事業が一段落を告げたための支出減が主因の一つではあるが、当時の経済界の逆調にあおられた歳入減のために、いきおい事業の抑制を必至とするにいたったことも、背後の理由としてみのがすことはできないのである。しかして、右の三、四年間に及んだ経済界の沈衰の影響圏内にあつて、創夷を被つた樺太経済のあり方について深い反省が加えられ、その弱体性の認識とともに新活路をいかに打開すべきかの将来の建設方針につき厳密な検討が行なわれるべきことは、当時の情勢から判断してきわめて当然の成りゆきであつて、林政改革と相前後して、拓殖計画の全面的再発足につき議を練るの気運が醸成されたのである。すなわち昭和八年政府は樺太拓殖調査委員会を設置し、

- 1、農業、牧畜、植民
- 2、林 業
- 3、水 産
- 4、鉱 業
- 5、交通、金融

の五部門に分けて樺太拓殖の基本方針につき調査審議せしめ、その  
答申をくみ、財政の現状をかんがえ、樺太拓殖十五カ年計画を策定

第三十六表 拓殖事業費(←)  
(単位 千円)

年 度	拓殖費	特 別 事業費	計
昭和 1	659	3,954	4,613
2	810	4,021	4,831
3	858	5,844	6,702
4	996	5,760	6,757
5	935	3,180	4,115
6	683	2,327	3,010
7	802	2,049	2,850
8	263	3,484	3,747

備考：前表に同じ。

するにいたったのは、全く樺太が直面していた当時の危機的情勢が然らしめたものにほかならない。本計画の樹立と実施とにより、樺太をしてその暗憚たる経済的窮境から脱却せしめると同時に、その開拓の前途に向かつて指針と道程とを示し、島民に努力の目標と希望とを与えることが企図されていたのであって、その個々の計画の具体化については、時宜に応じ調整すべく、必ずしも本計画当初の構造と規模とに拘束さるべき筋合のものとするべきではない。

右の樺太拓殖十五カ年計画の確定に当たり、立案の精神と由来とを述べた説明が公にされている。いまここにいささか長文ではあるが、拓殖史上の分水嶺を图示する記念資料としてすて難いまま、左にこれを載録する。

「樺太領有以来ここに二十有九年、その間鋭意拓殖の経営に努むるところありしと雖も、その進程遅々として進まず、遺憾ながら未だ草創の域を脱せずと云はざるべからず。即ち樺太はその面積三万六千余平方料にして、海岸線の延長千三百余料を算し、所謂世界三大漁場の一を控へ、魚介藻類の棲息豊富なるのみならず、地勢概ね平潤沃饒にして七十余万陌の農牧適地あり、また埋蔵量二十億屯の炭田を有し、天然資源極めて豊富なるに拘はらず、現在人口は三十万に足らず、生産額亦一億円を算するに過ぎず、これ蓋し全島を蔽ひし原生美林に伴ふ各種の事業多く、農漁水産等の産業の進展を促進する機運未だ充分ならざりしに職由するものたるべし。しかるに今や樺太森林の将来に多くの期待を持つを得ざること瞭かとなり、殊に近時本島の現状を見るに、世界経済界の不況に伴ひ、産業は著しくその進展を阻害せられ、且つ兩三年来の不漁不作のため、各般の事業は

萎微沈衰し、島民の疲憊著しきものあり。加ふるに現在主として樺太の財政経済を維持するパルプ工場も、林木の減少に伴ひ近き将来において必ずやこれを整理するの時機到来するはまことに瞭然なり。故に現状のままにてこれに遭遇せんか、さらぬだに困憊の極にある島民は全く自活の途を失ひ、独り樺太の領有をして無意義ならしむるにいたるのみならず、内は民心を悪化し、外は殖民の失敗を中外に曝すにいたるべく、まことに寒心に堪へず、これ輓近識者の樺太拓殖の実を挙ぐることを要望して已まざる所以なり。

従来樺太庁の財政は、その財源を森林収入に求むるところ多く、歳入の約三分の一はこれに負ふ状態なりしが、林力の現状に稽へ、さきに林政改革を断行し、相当これが伐採数量を制限することとせり、しかるに幸ひにも本年度は一般物価の騰貴並びに木材の減少、市場の統制等により森林収入予想外に多額に達せるも、今後は漸次伐採数量減少し、将来においては今日の伐採数量に比し半減するにいたるべし。故に今において各種産業の発達を促し、以て庁財政を確立するの要切なるものあり。

叙上の趣旨に基き、この際一層剴切なる樺太拓殖の総合的方針を樹立し、諸般の施設の整備改善を図ると共に、既存産業の合理的経営、新興産業の創始助成に努め、以て本島拓殖の実を挙ぐるを緊要と認む」再言すれば、産業の均斉的発展の促進とその上に立つ庁財政の安定の確保とが本拓殖計画の直接のねらいであつて、これがため施設の重点的再整備が企画されているわけである。

しかして、拓殖計画の実施に対する財政的措置として次の三方針が一応決定した。

第三十七表 樺太拓殖十五カ年計画 (単位 千円)

科 目	総 額	事 業 内 容
道 路 開 鑿 費	15,080	重要幹線1,720キロ、各所連絡道路1,200キロを開鑿
道 路 改 良 費	11,211	1. 幹線および枢要連絡道路延長814キロの砂利敷 2. 重要市街11カ所の市街道路211,770平方メートルの路面を簡易舗装
鉄 道 建 設 費	17,701	1. 西海岸線北端終点泊居から恵須取まで117キロを延長 2. 久春内、真縫間縦断鉄道28キロを建設
鉄 道 改 良 費	8,578	車輛の増加改良ならびに線路施設物の改良
港 湾 修 築 費	21,525	1. 本斗、大泊、真岡の既成3港の完成 2. 恵須取、敷香2港の修築
船 澗 修 築 費	6,400	19カ所の重要船澗を修築
船 澗 改 良 費	1,200	既設船澗8カ所の改良
河 川 改 修 費	2,500	主要河川の護岸築堤および浚渫
電 信 電 話 拡 張 改 良 費	2,237	回線新增設その他
殖 民 費	10,134	移住奨励、開墾助成等
土 地 改 良 費	15,258	15カ年間の農家増加戸数6,500戸を予定
産 業 振 興 費	22,861	支線道路の開鑿、排水溝の掘鑿、酸性土壌改良、抜根等
水 産 増 殖 事 業 費	2,737	産業基本調査、農業、畜産、水産、燃料工業等の奨励
国 有 林 事 業 経 営 費	23,997	鮭、鱒人工孵化、浅海水族蕃殖等の事業
燃 料 資 源 調 査 費	1,500	9万陌の造林、1万陌の天然更新の補助、官行斫伐による更新等の事業
計	162,919	油田調査のため6年間に12本を試掘

備考：樺太庁『樺太庁施政三十年史』および樺太庁作成資料による。昭和8年調。

1、拓殖計画は十五カ年継続事業とし、その経費は主として公債金または借入金および補充金をもってこれにあてる。

2、継続事業費は庁財政の現状その他を考慮し、既定計画に属する分を合し、総額約一億六千万円とし、これが財源は約七千万円を公債金または借入金とし、約九千万円を樺太庁一般歳入および補充金とする。

3、公債金または借入金償還財源は官業創設および歳入の自然増をもってこれにあてる。

第三十七表に新拓殖計画の輪郭を前もって一覧表的に示してみた。

右の拓殖計画は昭和九年度から実行期に入ったのであるが、林政改革の結果木材の市価回復し昭和八年度には森林収入もまた著しい増収をみるにいたったため、計画遂行の財源にほとんど後顧の憂なきこととなり、第一年度は公債発行の必要なく、綽々たる財源の余裕をもって主要項目をひととおり予算に計上することができた。ただ、同年度は新規継続事業を絶対に認めない政府の方針にのっとり、継続費の形式を避けるの余儀なきにいたったのであるが、実質的には拓殖計画はすべてほぼ予定どおりに実行の緒につくことができたのである。

第二年度の昭和十年度には一般会計よりの補充金百万円の節減をみ、先きに決定された財政的措置の基本線に逆行する事実面に面するにいたったのであるが、森林収入の快調に支持され、全く自己財源をもって拓殖計画を遂行する新方針に切り替えることとなったのである。もっともその際一般会計の事情の許す限度において、補充金の繰り入れを考慮する旨の了解が政府部内において成立し、財源を将来に確保するだけの処置は臨機的に講ぜら

第三十八表  
樺太拓殖十五カ年計画に基づく拓殖事業費の支出予定額、予算額、決算額  
(単位 千円)

年 度	支 出 予 定 額	予 算 額	決 算 額
昭和 9	10,426	6,266	6,039
10	12,789	8,055	7,621
11	12,573	10,140	9,863
12	12,785	11,729	10,383
13	12,120	11,444	10,677
14	11,351	12,398	11,211
15	10,921	15,440	14,488
16	10,678	26,879	21,680
17	10,399	25,827	23,715
18	10,329	19,249	16,897
19	9,947	19,127	15,866
20	9,454	16,515	—
計 (19年度まで)	124,318	166,553	148,441

備考：大蔵省主計局、各年度『各特別会計歳入歳出決算』および樺太庁『樺太庁施政三十年史』により作成。

れたのである。  
いま右の十五カ年を用途とする拓殖事業費が、昭和九年度から二十年度までの十二年間に、いかに予算化されまた現実に支出されたかを、一応その総額だけについてかえりみてみよう。

第三十八表により、十九年度までの実績においては当初予定額を二千四百万円以上超過していることがわかる。十四年度までは大体予定額と予算額ないし決算額とは平

行的であったが、十五年度以降後者は前者を抜いてその距離が大となり、十七年度において極まるのであるが、これは主として鉄道改良費と港湾修築費との急増に基因するのであって、ともに拓殖計画設定当時には十分年度の割的に予定されていなかった新事業の所要費が追加されたためである。

とにかく、昭和九年度から発足した拓殖計画は、その後意想外な情勢の変化にあい、その実現を困難とする事情も加わったことは否み難いのであるが、しかも、樺太開発の根本目標には動揺なく、昭和二十年度にいたるま

で一貫して、よく計画の骨格を没却することなく、おおむね予定の方途に沿って施策をすすめ得たことは、誌して後に伝えるに足る一会心事と信ずるのであるが、計画の全き成果をみるにいたらずして、突如これをうち切らねばならなかったことは、まことに痛恨の念とどめ難きを覚えるのである。

拓殖事業費はその内容も多岐であり、かつ個々の部門はそれぞれ独自の重要性を蔵し、相寄り相結んで樺太の総合的開発の推進力としての機能を完了すべき連带的要素であることは疑いなく明らかであるから、以下拓殖事業費を構成する各部門について昭和年間の経歴を調べ、それぞれいずれがいかになされたかをひとたたり点検することも敢えて徒勞ではないと思われる。

### 1 道路開鑿および改良費

道路は拓殖の尖兵である。あらゆる拓殖施設に先行する。「道路開鑿費」は明治四十年から事業費管轄土木費内の一科目として起こされ、次いで大正十一年度特別事業費所属の一科目として引き継がれ、昭和九年度樺太拓殖事業費の第一項に位置することとなった歴史を有する。「道路改良費」はその起源はるかにおくれ、特別事業費所属として昭和四年度に始まり、樺太拓殖事業費の第二項にそのところを与えられた。この両科目は昭和十四年度相合して「道路新設および改良費」の新科目となった。

大正末年までの道路開鑿費の支出総額は七十七万六千二百四十七円であり、農耕道路を除く道路の延長約千三百七十キロに達し、昭和初頭においては基本幹線はその一部を残しおおよそ開通していたのであるが、なお道路

第三十九表 道路開鑿費、道路改良費  
(単位 千円)

年 度	道路開鑿費	道路改良費	計
昭和 1	150	—	150
2	229	—	229
3	228	—	228
4	777	522	1,299
5	486	336	822
6	211	19	230
7	568	147	714
8	874	320	1,194
9	844	398	1,241
10	838	394	1,231
11	892	445	1,337
12	946	483	1,429
13	494	646	1,140
14	(道路新設及改良費と改む)		1,092
15			1,101
16			1,364
17			1,733
18			1,407
19	(土木費・道路工事費と改む)		(予)923
20			(予)931

備考：大蔵省主計局、各年度『各特別会計歳入歳出決算』により作成。

の普及率は内地に比べはなはだ懸隔あり、北海道にすら遠く及ばない状況であつて、道路の新設とその利用度を維持するための改良とは、樺太拓殖促進のため最もゆるがせにするを許さざる緊要課題であり、昭和に入つても比較的多額の経費がこれに投ぜられて

おり、昭和九年度に始まる拓殖十五カ年計画においても総額の一割をこれに割当てているのである。

昭和年間に支出した道路開鑿および改良費を第三十九表に掲げる。

昭和元年度から十八年度まで道路の新設および改良のため、合計千七百九十四万千九百四十五円が投ぜられ、これに昭和六年度失業救済事業として支出された道路新設改良費九十一万五千二百三十九円を加えると、千八百八十五万七千八百八十四円となり、さらに明治、大正年間の工事費七十七万六千二百四十七円を合するとき総額千九百六十三万三千四百三十一円、すなわちほぼ二千万円が本島領有以来新道を造りまたこれを補強するために

使われたこととなる。このほかに農耕道路(殖民道路)と警備道路とがあるが、ともにこの費用外の施設に属する。

昭和八年の拓殖計画は十五カ年計画をもつて、重要幹線千七百七十二キロ、各所連絡道路千二百キロを新設し、既設の幹線道路千三百五十キロと合し三千七百二十二キロをもつて道路網を構成し、また当時既成道路中自動車の交通し得る道路はわずか五百八十六キロにすぎなかつたので、十五カ年計画をもつて延長八百四十四キロの幹線および枢要箇所連絡道路に改良工事を加え、市街道路は特に排水溝を設け、総面積二十一万一千七百七十平方メートル(重要市街十一カ所)の路面にアスファルト簡易舗装工事を施行することを予定したもので、おおむねこの用途に従い逐年予算が要求されたのである。西海岸北部縦貫線(延長七十二キロ、幅員五・五メートル)および北部横断線(延長一〇八キロ、幅員五・五メートル)はともに昭和九年着工、十二年竣工にかかり、本島交通上に一大利便をもたらした新施設であつて、拓殖計画の初期を飾る輝かしい事績の一つと目せられたほか、随処に新道の開鑿と旧道の改良とが行なわれ、着々本島の道路交通の面目を整えんとしつつあつたことは意を強うする事実であつた。昭和十三年には主要道路の延長千七百二十七キロに達し、拓殖計画設定当時より早くも四年にして三百八十キロの新道を加えるにいたつた例により、開鑿事業の進捗ぶりはかることができる。

道路施設費に関連し修繕費にも言及すべきであるが、このことは先きに本島の交通施設一般につき略述したうち一言触れるところがあつたので、ここでは重複を避けてこれを省く。ただ、樺太の気候と地質とが道路の築造と維持とにきわめて不利であり、そのため財政的にも技術的にも困難な問題を解決して行かなければならな

った一点だけをふたたび強調しておきたい。

## 2 鉄道建設および改良費

鉄道建設費は明治四十三年度、同改良費は大正五年度に始まる。大正末年までの投下額は建設費において千七百九万三千六百四十四円、改良費において五百三十万八千九百九円、計二千二百四十万二千五百五十三円である。しかして、右の建設費によって

東海岸線(大泊、栄浜間)	九五・一キロ
川上線(小沼、奥川上間)	一二・七キロ
西海岸線(本斗、野田間)	九四・九キロ
豊真線(一部)	九・九キロ
計	二二二・六キロ

が竣功開通したのである。

昭和に入つての鉄道建設上の当面の課題は、西海岸線の泊居までの延長(四十二・三キロ)、豊真線の完成(残部七十三・九キロ)の二つであり、さらに前途の問題としては西海岸線の恵須取までの延長(百七十七・三キロ)と中部横断線の建設(二十八・八キロ)との二つがあり、また一転して樺太鉄道株式会社経営線(落合、敷香間二百四十五・五キロ)の買収の一大懸案があつた。

右のうち、西海岸線の泊居までの延長は昭和元年十一月着手、同五年十一月竣功により実現し、豊真線は昭和三年九月全線(八十三・八キロ)開通をみ、ここに昭和初頭の建設工事はひとまず幕を閉じたのである。したがつて昭和六年度から九年度までの四年間は建設費の支出ほとんど皆無である。

昭和八年の拓殖計画は果たして西海岸線の再延長と中部横断線建設の二問題を取り上げ、前者は工費千五百三十九万七千四百七十円をもって、また後者は工費二百三十万三千九百五十七円をもって、合わせて十五カ年計画の下に建設を予定し、前者のうち泊居、久春内間(三十二・九キロ)をまず第一着手として工費三百十九万七千六百九十二円の子算をもって昭和十年度工を起し、十三年十二月には営業開始の運びとなり、さらに久春内以北の工事を進める第二段階に移つたのである。しかるに、本工事は爾来工程容易に捗らず、その後情勢の変化におされて資材、労力の供給ますます困難となり、ついに北部地帯開発に寄与する使命を果たすにいたらずして最後の延長工事は終止符を打たれる運命に面したのである。

しかるに一方、東海岸の動脈線たる樺太鉄道株式会社経営線の北端終点に接続し、さらに北上する一線を新設して、北部地帯東半部の交通の利便と開発の気運とを促進しようとする着眼が拓殖十五カ年計画とは別途に検討されていたが、とりあえず敷香、上敷香間に鉄道敷設の件が決定し、昭和十二年度から実測に着手し、十三年度には一部工事を終えたのであるが、十四年度には上敷香を越えて国境に向かつてこれを延ばし気屯を終点とする案に改め、西海岸延長線の資材を転用してまで緊急実現に努力し、十七年度にはまたもやいっそう国境に接近し

第四十表 樺太の鉄道建設費 (単位 千円)

年 度	金 額	備 考
昭和 1	2,323	西海岸線(野田, 泊居間)着工
2	1,959	
3	2,026	豊真線全通
4	1,028	
5	955	西海岸線(野田, 泊居間)開通
6	110	
7	—	
8	—	
9	—	
10	755	
11	1,401	
12	1,111	敷香上敷香線着工, 西海岸線(泊居, 久春内間)開通
13	1,402	西海岸線(久春内, 恵須取間)着工
14	1,309	敷香上敷香線を敷香気屯線に改む
15	1,992	
16	1,784	
17	1,985	西海岸線の工事を停止, 敷香気屯線を敷香古屯線に改む
計	20,141	

備考：大蔵省主計局，各年度『各特別会計歳入歳出決算』および樺太庁作成資料による。

た古屯を終点とする計画に切り替え、同年度には西海岸延長線の工事を全く停止して、本国境線の完成に全力を傾けたのである。十八年度以降本工事は鉄道省に引き継がれたのであるが、本鉄道がいかなる任務を与えられ、またいかにこれに応えたかの間に対しては、多く語るを要せずして明らかなるころである。

拓殖計画に予定された中央横断線の建設はついに全く着手の運びにいたらずして止み、西海岸延長線また前述のとおり終りをまっとうせずして工半ばに停滞したのであるが、多年の懸案としてその解決を待望せられた樺太鉄道

株式会社所有線買収の件は昭和十六年度においていよいよ実現し、本島鉄道の一元的運営による輸送能力の向上に大きく資することとなったのである。しかして、これがため同年度以降買収路線の全面的補修整備を行なうこととし、多額の改良費が投ぜられるにいたったのも余儀ないことである。

第四十表、第四十一表は右に述べた経緯を念頭において理解せらるべきであろう。

建設費および改良費の計は、三千九百七十七万五千二百九十円となり、これに大正末年までの両費計二千二百四十万二千五百五十七円を加えると、通計六千二百十七

第四十一表 樺太の鉄道改良費 (単位 千円)

年 度	金 額	備 考
昭和 1	126	
2	222	
3	2,584	豊真線, 西海岸線用の車輛増備等
4	2,405	
5	710	
6	182	
7	402	
8	408	
9	299	
10	468	
11	806	
12	786	
13	948	
14	793	
15	1,054	
16	2,885	買収路線改良費等新線車輛配備費等
17	4,557	
計	19,634	

備考：前掲『各特別会計歳入歳出決算』および樺太庁作成資料による。

万七千八百四十七円が領有以来の鉄道投資額(買収費を除き)となる。拓殖施設としては、鉄道が一頭地を抜いて多額の資本的支出を必要とする事は、ここにもその実例が提供されている。

### 3 港湾修築費

樺太拓殖の枢機をつかさどる港湾の布置およびその修築の概況についてはすでにこれを述べた。すなわち、本

第四十二表 樺太拓殖十五カ年計画による港湾拡充新営計画 (単位 千円)

名 称	金 額
敷 香 港	5,170
惠 須 取 港	4,050
大 泊 港	5,200
本 斗 港	3,320
真 岡 港	1,530

備考：樺太庁作成資料による。昭和8年調。

斗、真岡および大泊の三港は昭和初頭三年間に相次いで修築の功をおえ、それぞれ不十分ながらも一応その機能を發揮し得る施設が整えられたのであって、内樺連絡の要請に応じ時機をはかって施設の補強を図ることが後日の課題として残されていたわけである。

昭和年代における港湾問題が、主として北部開発計画と直結し、東西両海岸の北寄

りに各一港を築造することの具体化に集中することとなつたのは、拓殖進展の過程に照らしけだし当然のなりゆきである。かくして、昭和八年の拓殖計画は既成三港の拡充と北部の門戸敷香、恵須取両港の新営とを決し、第四十二表のとおり事業費を予定したのである。

右の五港の修築は昭和九年度からいっせいに出發し、昭和二十三年度に同時に終結するように企画されていたことは、総合的拓殖計画の遂行を確保するための形式上の調整にすぎないことは了解に難からぬところである。

第四十三表 樺太拓殖計画の変更に伴う継続費としての港湾修築費総費額の推移 (単位 千円)

年 度	既定額	節減額	追加額	改 定 額
昭和10	—	—	—	(新規継続費) 4,915
11	4,915	—	—	—
12	—	—	—	—
13	4,915	—	2,373	7,288
14	7,288	—	7,037	14,325
15	14,325	—	1,179	15,505
16	15,505	—	13,316	28,821
17	28,821	—	—	—
18	28,821	40	5,995	34,776
19	34,776	11	6,110	40,875

備考：大蔵省主計局、各年度『予算参考書』により作成。

第四十四表 港湾修築費支出額 (単位 千円)

年 度	港 湾 修 築 費	備 考
昭和 1	882	本斗港第一期修築終了
2	823	真岡港第一期修築終了
3	313	大泊港第一期修築終了
4	180	
5	147	
6	65	
7	124	
8	56	
9	315	本斗港第二期修築着手
10	1,075	大泊、真岡港第二期修築着手
11	1,336	
12	1,292	
13	832	
14	959	恵須取港修築着手
15	2,250	
16	4,745	
17	4,604	
18	5,215	
19	4,540	
20(予)	3,486	
計(昭和19年度まで)	29,754	

備考：大蔵省主計局、各年度『各特別会計歳入歳出決算』および樺太庁作成資料による。

拓殖計画に基づく港湾修築事業は、昭和九年度着手の本斗港のそれをさきがけとし、昭和十年度には大泊、真岡両港がそれぞれ五カ年継続事業として工事を開始し、敷香港もその本格的修築に先だち昭和九、十の両年度航路浚渫等を行なうことにより早くも一半は実現の軌道にのり、また恵須取港は昭和十四年度から五カ年目標をもって予算化され、ここに敷香港を除く以外の修築計画は、その財政的措置とともに決定をみるにいたつたのである。

ただ、修築費が累次その額を加えたことは、第四十三表の継続費としての港湾修築費の総費額の変更ぶりに徴してうなずけるところであろう。

すなわち、拓殖計画面の港湾修築費二千五百五十二万五千円に対し約倍額に達し、しかも敷香港はほとんど未着手同然なのである。

第四十四表に昭和年間における港湾修築費の支出額を示す。

大正末年までの港湾修築費累計は九百六十六万二千七百七十八円であるから、合算すると三千九百四十一万四千四百十六円となる。大雑把にみて四千万円の金が五港の修築に用いられたわけである。昭和二十年度では恵須取港と大泊港がなお修築工事進行中であつて、これより先き本斗港と真岡港はほぼ予定どおりその工事をおえていたのである。

#### 4 船澗修築および改良費

海岸線単調で天然の寄泊地に乏しい樺太では、漁船あるいは沿岸航行船の繫留所としていわゆる船澗の築設が最も要望され、すでに国費をもつてその計画的修築を行なうに先だち、有力な沿岸町村では樺太庁の補助の下に町村営をもつてこれを築設し、大正年間にその数六に達していた。樺太庁が直営事業として船澗修築にのり出したのは大正十年度のことであり、船澗修築費として特別事業費所属の一科目となつたのは翌十一年度のことである。

昭和以前において実現した船澗は、町村営で築設した後樺太庁へ移管したもの六、樺太庁が直営をもつて築設したもので、計九であり、また昭和元年度はじめにおいて築設中のものは、村営一、樺太庁営一の計三があつた。しかして、大正年間中直営事業のため支出した総額は三十三万七千七百七十二円である。

昭和に入つてはすべて国費修築の方針を採り、緊要の度合に応じて逐次修築計画をすすめ、昭和九年拓殖計画設定当時五カ所の築造を終わりました四カ所を築造中であつて、既成未成を合わせ二十一の船澗が沿岸に布置されて

いたのである。

拓殖計画は沿海漁業の発展、遠洋漁業の進出、海運業の趨向等にかんがみ、船澗の新設とともに既設船澗の改良を大規模に実施することとし、十五カ年、総工費六百四十万円の目途をもつて新設十九(内施工中三)、十二年総工費百二十万円の予定をもつて改良八の案を定め、昭和九年度から直ちにその実行に取りかかったのであるが、これがことごとく実現の暁には、島内沿岸要地三十七カ所に庁営船澗の設けをみることとなり、その便益大いに期待すべきものがあつた。いま船澗の分布を検すると、

昭和以前

東海岸 二

西海岸 七

昭和以後

拓殖計画以前

東海岸 二

西海岸 五

亜庭湾内 二

拓殖計画以後

第二節 歳 出

第四十五表  
船澗修築費および改良費支出額  
(単位 千円)

年 度	船 澗 修 築 費	船 澗 改 良 費	計
昭和 1	189	—	189
2	336	—	336
3	241	—	241
4	166	—	166
5	199	—	199
6	554	—	554
7	553	—	553
8	608	—	608
9	560	48	608
10	513	98	611
11	708	97	805
12	552	95	647
13	512	95	607
14	329	96	425
15	158	55	212
16	258	55	313
17	239	38	276
18	232	54	287
19(予)	—	—	265
20(予)	—	—	270
計(昭和18年 度まで)	6,906	731	7,637

備考：前表に同じ。

東 海 岸	四
西 海 岸	九
亜 庭 湾 内	六
東 海 岸	八
西 海 岸	二一
亜 庭 湾 内	八

の配置となり、西海岸が過半数を与えられることとなるのであるが、これはとりもなおさず漁業および海上交通上において占める同海岸地方の地の利を物語るものにほかならない。

さて昭和年間に船澗修築費および改良費がいかに支出されたかを第四十五表についてみる。改良費は昭和九年度の新設である。昭和十九年度には両費目は合して船澗工事費となる。

昭和以前の修築費三十三万七千七百七十二円を合するとき、昭和十八年度までの船澗施設費は通算七百九十七万四千七百二十六円となる。

## 5 河川改修費

邦領樺太には、北緯五十度以北に源を発し広漠たるツンドラ平原を洗って敷香でオホーツク海に注ぐ幌内川を除いて、舟運に便する江河は存しないのであるが、森林地帯に養われる小河川は東流し西馳しまた南下し、いたるところに小農耕適地を形づくり、あるいは流筏の用をなし、あるいは鮭鱒の溯上産卵に好都合の清流を供する等貴重な役割を任じているので、水源保護に深く留意するとともに、河川をしてその平和の営みをまっとうし得るようにこれを災害から安全ならしめることは、農、林、水産の各拓殖部門共通の要請であり、したがって河川改修は疑いもなく本島拓殖政策の一重点であるとしなければならぬ。しかるに、実際においては、昭和九年の拓殖計画説明書に

「本島河川の現状を見るに、河川の欠壊、耕土の流亡、河身の変転等殆んど停止するところを知らず、年々降雨時期にいたれば、河川氾濫し鉄道を破壊し道路を欠潰し永年苦心経営せる開墾地も一朝にして荒廢に帰せし

むる等産業の進展を阻害すること著しきものあり。」

と歎せしめたごとく、河川はむしろ酷使されまたは放任されたまま年を追って無惨にもその本来の姿をそこないつつあったのであって、治水費も全く名

第四十六表  
樺太の河川改修費に関する拓殖計画の年度別予定額および支出実績  
(単位 千円)

年 度	予 定 額	支 出 額
昭和 9	65	47
10	65	49
11	115	46
12	115	258
13	130	193
14	130	176
15	135	168
16	135	225
17	135	178
18	135	131
19	278	(予) 92
20	315	(予) 435

備考：大蔵省主計局、各年度『各特別会計歳入歳出決算』および樺太庁『樺太庁施政三十年史』により作成。

のみ掲げられて実を欠くありきまでであった。

拓殖計画が主要河川につき十五年継続事業として護岸築堤、浚渫、大排水掘鑿等を行なうため、総額二百五十万円を予定したことはまことに時宜を捉えた着意といわねばならない。

第四十六表に拓殖計画面の河川改修費年度別予定額と支出実績とを対照してみる。昭和九年度ないし二十年年度の支出予定額百七十四万九千六百六十四円に対し支出実績（十九、二十年度は予算額）百九十九万八千八百八十一円である。着々として治水の実をおさめつつあったことはおよそ想像に難くないところである。

#### 6 電信電話拡張および改良費

生活と事業とに対し形影相伴うようなものは通信施設である。母国を離れ小集団をもって遠隔辺陲の異域に新境地を打ち立てようとする開拓人にとっては、通信機関の整備は異常な関心事の一つであって、真の植民政策と棄民または流民による自然発展政策とを分かつ最も簡明な規準は、国家がいちはやく開拓地の第一線に通信の利便を備えるか否かであって、他の施設は敢えて問わず、通信施設こそは国家の新開拓地政策の触手としての微妙な職能を内につつんでいることを知らねばならない。交通は必ずしも官の施設にまつを要しないのであるが、通信はもっぱら国家事業に属するところに如上の意味をくみとるべきであろう。

樺太でも電信電話拡張および改良事業は道路開鑿事業とともに明治四十年からその緒に着いている。爾來拡張改良両事業ともに順調にすすみ、島内および内樺間の回線数も数を加え、昭和初頭すでに通信網の形成にみる

べき進程を示していたことは、先きに通信事業の概要について語ったとおりである。

昭和以前、電信電話施設費として支出された総額は、

明治時代 八九、二二七円

大正時代 一、一七四、六八六円

計 一、二六三、九一三円

であり、昭和以後支出額は第四十七表のとおりである。本事業は昭和十八年度以降当時の逋信省へ移管された。

右のうち昭和四年度以降の支出額は、当初同年度に始まり十四年度に終る継続事業費六百五十七万二千六百八十一円に、二百八十四万三千十四円を追加した改定額九百四十一万五千六百九十五円の年割支出額であって、本継続事業は昭和十八年度にひとまず終了することとなっていた。昭和九年の拓殖計画面にある電信電話拡張および改良費二百二十三万六千九百八十六円は、右の改定前の計画に基づく昭和九年度以後の年割額をそのままとり入れたものである。

第四十七表  
樺太における電信  
電話施設費支出額  
(単位 千円)

年 度	金 額
昭和 1	270
2	452
3	451
4	682
5	347
6	273
7	330
8	254
9	706
10	378
11	398
12	402
13	389
14	319
15	391
16	359
17	407
計	6,709

備考：前掲、各年度『各特別会計歳入歳出決算』により作成。

無線電信設備は大正十年設置の大泊局一カ所であったが、昭和六年度豊原局に短波無線

を併置し、十二年度には恵須取局を開設して本島北部、沿海州方面航行船舶との通信を取り扱わせることとなり、昭和に持ち越された課題の一つはここに解決をみたのである。

## 7 殖民費

殖民事業に関しては樺太の一般情勢を概説する際にやや詳述するところがあったので、ここには本事業の拓殖上における意義、昭和以前における樺太庁の奨励処置、その成果等については再言しない。昭和元年から三年まではいわゆる指定移民時代、それ以後はいわゆる集団移民時代を経て、昭和九年の拓殖計画が採用した新方針へと三段階の変転が記録されるのであるが、本島における殖民事業の困難性の克服は尋常の努力をもってしてはこれを望み難いのであって、本事業の遂行過程を通じ、あらゆる角度からの絶え間ない反省と検討とが強く要求され、これがため殖民政策のあり方につきしばしば修正が行なわれたことも当然としなければならぬ。

殖民事業として保護指導厚きにすぎるときは、新移住者の開拓精神を蝕みその自立自奮の気象をばむ悪作用がおそれられ、これに反し、助成措置が散発的かつ微温的であり、移住者をして方途に迷わせるような不十分な配慮の下にあっては、玉石相混る移住者群の総体の足並みを整え定着率を高めることは至難である。過去の失敗によって教えられる体験は、奨励目標をどこに定めるべきか、適確な保護施設の幅と厚みとはいかにあるべきかを指示するのであって、樺太庁の殖民政策も試練を越えてようやく本格の軌道に乗ろうとする時機に際会したのが、あたかも拓殖計画設定のその時なのである。しかれば、拓殖計画は自由、指定、集団の三移民方式のそれ

その功過を究明し批判していかなる帰結に達したか、この帰結を具体化するためどんな形を選んだか。筆者はむしろ拓殖計画説明書をして端的にそれを語らしめたい。

「新疆の国土を開拓し富源を開発せむと欲せば、先づ以て永住土着の農業移民を以て基調とすべきは言を俟たず。樺太は実に三百六十四万陌の広大なる地積を擁し、農牧適地七十二万八千陌、将来農民五万戸二十五万人を収容し得るは勿論、尚百万以上の民を植うる余地を有するに拘らず、領有三十年に垂んとして僅かに総戸数五万八千戸内農家一万戸に過ぎず。翻って本島移住民の定着状況を見るに、領有以来昭和六年にいたる移住農民の収容戸数は二万四千六百四十六戸に達す。しかるに同年末農家戸数は僅かに九千九百五十三戸にして定着歩合著しく不振の状態にあるはまことに看過すべからざる事象なりとす。よつて積極的に新移民を招来するよりも寧ろ主として既存移民の生活の安定充実を企図し、永住土着せしむるの方策を講ずるを以て最も急務なりとすべし。即ち従来は自由集団両殖民地の制を設け両者間に保護施設等に差等ありしも、これが差等を廃し全般に亘り開墾の助成促進を図り……等幾多の施設計画を樹立し、全力を挙げて定着的農民の扶植を図り以て本島における基本的産業の確立を期せんとす。」

- すなわち右により新方針の主眼が、
- (イ) 新移民の積極的誘致をさし控え既存移民の生活安定に施設を集中すること
  - (ロ) 自由集団両移民に対する施設上の差別を撤廃すること

第四十八表  
樺太拓殖計画に基づく  
殖民費支出予定額  
(単位 千円)

区 分	金 額
土地整理費	378
植民地区画費	336
開墾地検査費	93
移住奨励費	3,321
移住奨励補助	675
家屋建築補助	1,500
種子無償配布費	111
拓殖医補助	33
産婆補助	9
小学校建築補助	160
移民休泊所費	69
移民指導所費	145
畜産技術員設置補助	391
公獣医補助	177
その他	52
開墾奨励助成費	2,499
開墾補助奨励金	2,466
貸付農具購入費	483

備考：樺太庁作成資料による。

(ハ) 保護指導施設を全面的に調整し強化すること  
の三点に要約できるのであって  
樺太拓殖調査委員会の答申にお  
いても強く提唱された見解と基  
調を一つにするものである。

右の新方針に従って移住補助

金を交付する移民は毎年百五十戸程度に止め、これに自然増加による移民を合し、昭和九年度以降十五カ年間に  
おける農家増加戸数を六千五百戸と予定し、主力の大部を現住農家約一万戸の定着におくことを明らかにするこ  
ころがあった。

なお、拓殖計画に基づく殖民費は国有地、民有地および民有地相互間の境界査定を主とする土地整理費、植民  
地内の農耕地、牧場地、宅地等の区画測設に要する植民地区画費、貸付または条件付売払をした農耕地等が目的  
に合致して使用されているか否かを検査する開墾地検査費をも含め、移住奨励費と開墾助成費とを根幹とし、十  
五カ年間に総額千十三万四千三百四十円の支出を予定するものであって、第四十八表にその内訳を示す。

右の費目のうち、植民地区画費と開墾地検査費は、従来「事業費」中の「拓殖費」内の同一科目名をもって若

干額を計上していたものに該当し、移住奨励費および開墾助成費を構成する各種の補助は、これまた従来「補助  
費」の中におおむね同一科目名をもって存在したのであって、形式的にはこれ等の科目を殖民費として統合する  
とともに、実質的にはその支出年額を増加した点が注目に値するのである。

さて、拓殖計画の前後を通じ昭和時代にくばくの殖民費が支出されたか。拓殖計画前の支出については「拓

第四十九表  
樺太における昭和五  
年度殖民費決算額  
(単位 千円)

区 分	金 額
拓 殖 費	149
殖 民 費	93
殖民地選定費	7
植民地区画費	21
土地処分費	8
開墾地検査費	20
補 助 費	266
排水溝補助	20
移住奨励補助	95
家畜購入費補助	9
種畜飼養費補助	6
公獣医補助	9
産婆補助	.1
農業技術員補助	9
拓殖医補助	2
開墾助成費補助	81
農耕道路補助	35
計	415

備考：大蔵省主計局『昭和  
五年度樺太庁歳入歳  
出決定計算書』によ  
り作成。

殖費」および「補助費」  
中の該当科目を選び集計  
するほか道がないのであ  
るが、筆者の利用し得る  
資料はかかる細微な内容  
を探るべく余りに限られ

ている。ここでは試みに昭和五年度の決算書に基づき、拓殖計画の殖民費の組成要素に当ると認められる費目を

第五十表  
樺太の殖民費  
累年支出額  
(単位 千円)

年 度	金 額
昭和 9	452
10	480
11	505
12	500
13	485
14	482
15	568
16	590
17	533
18	535

備考：前掲、各年  
度『各特別  
会計歳入歳  
出決算』に  
よる。

拾って一応殖民費を第四十九表で推計して  
みる。

昭和元年度ないし八年度の殖民費の累年支  
出実績は、遺憾ながらこれを明らかにするこ

第五十一表  
樺太における作付面積および農家戸数

年 別	作付面積		農家戸数
	町	戸	
昭和14	27,899	8,708	
15	23,764	8,389	
16	24,330	8,343	
17	24,525	8,338	
18	25,991	8,291	

備考：樺太庁内政部『樺太庁統計書』により作成。

とができない。第五十表は拓殖計画以後の実績である。昭和十九年度には科目改訂のため殖民費は樺太拓殖事業費（款）の開発費（項）と、同款補助費（項）の開発費補助（目）に解体し、決算においては目金額不明のためこれを抽出することができない。また二十年度予算ではふたたび科目改訂のため殖民費は樺太拓殖事業費（項）の事業費（目）と、樺太拓殖事業補助（項）の開発費補助

（目）とに分かれ、前者事業費六百九十万二千九百二十七円のうち十六万五千二百四十五円が殖民関係にさかれ、後者開発費補助は五十三万六千八百三十円を殖民関係の補助に当てている。

拓殖計画による殖民費がいかなる成果を招いたか、毎年度の新入植戸数等を明らかにすることはできないが、第五十一表の数字はその実績の一端を知る上に幾分役立つであろう。時局の急激な変転により、内地農家の移住がはばまれ、また島内農業労力不足のため新農家の成立が妨げられ、相まって農家戸数がかえって漸減を示した事実は、殖民事業が事実上足ふみ状態に陥り、新農地の造成も停頓していたことを証拠立てるもので、ひとえに余儀ない事情によるものといわなければならない。

## 8 土地改良費

殖民事業の推進否むしろ農業自体の成立を可能ならしめる大前提と称すべきものは、樺太の農地のもつ自然的

素質を一変してこれに生産性を付与するため、いわゆる土地改良を大規模に実施する準備的事業にあることは前にこれを解明した。すなわち土壌の酸性を制し過湿を除く不撓の努力こそが、開拓の扉を開く第一の鍵であるとの切言をここで繰り返すにとどめたい。

明治三十九年始めて農業移民が豊原付近に入地したのであるが、地下水位高く土地低湿のため農耕難渋を極めたので、明治四十二年大排水溝を官営をもって掘鑿したのが本島における土地改良の嚆矢である。爾来大排水溝は国費をもって、小排水溝は補助により掘設せしめる方針を採り、普及の成績みるべきものがあつた。ただ、石灰施用による酸性の矯正は、当初河流汪溢土地帯の肥沃地のみの開墾が大部を占めていた関係上、その着手おくれようやく昭和六年試験的にこれを行ない、その本格的な実施は昭和八年特殊土壤改良奨励規程の公布の後とな

第五十二表  
樺太拓殖十五カ年計画に基づく土地改良事業関係計画  
(単位 千円)

区 分	金額
集団殖民地内土地改良	688
支線道路開鑿	270
排水溝掘鑿	418
新殖民地内抜根開墾	3,347
自由殖民地内土地改良	5,699
支線道路開鑿	3,644
排水溝掘鑿	2,055
特殊土壤改良	3,338
石灰施与	3,155
肥料施与	183

備考：樺太庁作成資料による。昭和8年調。

っている。これにより石灰必要量の八割を現品給与し、なお、集団殖民地の瘠薄な土地に入植した移民に對しては、自給肥料を得るまでの二年間、施肥面積二ヘクタールを限度として窒素および磷酸質肥料の五割まで給与することとし、昭和八年度からこれを実施したのである。

第五十三表  
 樺太における土地改良費支出額  
 (単位 千円)

年 度	金 額
昭和 1	117
2	140
3	138
4	327
5	385
6	310
7	460
8	476
9	587
10	631
11	891
12	752
13	664
14	697
15	776
16	1,056
17	1,112
18	1,353

備考：前掲、各年度『各特別会計歳入決算』により作成。

昭和九年の拓殖計画は、殖民事業の更新と相まって土地改良事業に力点をおき、十五カ年

間に千五百二十五万八千二百七十七円を配分し、右の区分による施設を行なうの案を決定したのであって、農地生産力の確保増進に資すること大なるべきを期待させるものがあつた(第五十二表)。

本計画による排水溝掘鑿は中排水溝および補助排水溝の新掘と改修を主とし、大排水溝の掘鑿は河川改修費中に十九万八千六百四十五メートル、六十四万七千七百九十円が予定され、また支線道路の新設は延長二百六十二万三十七メートル、石灰施与面積は七万四千四百八十一ヘクタール、肥料施与面積は一万八百八十三ヘクタールがそれぞれの計画量である。

昭和以後の土地改良費は第五十三表の数字となっている。昭和十九年度と二十年度は科目変更のため、正確な土地改良費を掲記することが困難である。それは殖民費と同様、拓殖事業費中の開発費と補助費とに分かれ、あるいは拓殖事業費中の事業費と、拓殖事業補助中の開発費補助とに分かれたためである。昭和元年度から十八年度までの支出済額は、千八十六万九千九百九十円であり、これに昭和以前の支出済額四十三万二千七百五十四円を加えるときは、千百三十一万一千九百四十四円が判明した土地改良費の支出総額である。

昭和十四年末の官営排水溝延長七百六十八・九キロ、補助排水溝延長二百二十八・三キロ、官営農耕道路延長千四百七十五・三キロ、補助農耕道路延長千九百五十四・五キロという数字が、右の計画の実施の結果を示すため、利用し得る限りの最も新しい数字である。

### 9 産業振興費

昭和九年の拓殖計画において一新機軸をうち出したものに産業振興費がある。本科目は従来補助費中に含まされた農業奨励補助、畜産奨励補助、水産業補助、商工業補助、博覧会品評会その他補助等の補助を統括し、加うるに事業費に属する拓殖費中の漁場測量費、勸業費、調査試験費をとり入れ、さらに新たに燃料工業奨励費を設け、なお、開発の将来に備え、奨励対象を拡大し調査試験題目を追加する等、一団として基幹産業の建設と発展を促進しようとする総合的構想を表明するため、独立部門の形を与えられたもので、林業を除く他の重要産業に対する樺太庁の積極的施策の見取図とも解し得るものである。このような見地に立つとき、「産業振興費」の内容を検することは、当時の樺太産業の成立または生育の段階を標示する具体的尺度を見いだす一つの便法でもある。第五十四表に本費目の全貌を掲げる。

右の奨励事業のうち特記すべきものに甜菜栽培および製糖事業と、鮭鱒人工孵化事業と、石炭低温乾溜工事との三つがある。

第一の甜菜栽培に対する奨励は文字どおり到れり尽せりの手段が講ぜられ、その奨励金(百四十万九千八百八十

第五十五表  
樺太拓殖十五カ年計画に基づ  
く甜菜栽培奨励の細目  
(単位 千円)

区 分	金 額
種子および原種圃経営費	81
甜菜栽培助成補助	823
模範耕作奨励補助	12
増収奨励補助	67
深耕プラウ購入補助	74
菜根掘器購入補助	6
甜菜貯蔵窖建設補助	124
甜菜収穫運搬費補助	146
甜菜栽培指導費	76
計	1,410

備考：樺太庁作成資料による。昭和9年調。

第五十六表  
樺太拓殖十五カ年計画に基づ  
く農産加工奨励補助の細目  
(単位 千円)

区 分	金 額
製糖事業助成費	174
甜菜歩減り補助	169
甜菜輸送費補助	284
計	628

備考：前表に同じ。

確立には甜菜栽培は不可欠の条件であるとの伝統的信条をすてず、まず指導農家の養成の目的をもって昭和二年から同六年にかけ第一回農家委

六円)は実に第五十五表のごとき細目からなり立っている。また、農産加工業奨励補助(六十二万七千七百三十円)は、製糖事業に対する助成の別名であって、第五十六表の内容を有する。

樺太庁が甜菜事業の育成に対して示す大きな関心と熱意とは一目瞭然である。樺太における甜菜栽培については、つとに明治四十三年農事試験場の栽培試験に端を発し、継続的試験の結果は、品質収量ともに先進地を凌駕することが確認されていたのである。大正九年、直営農場の甜菜自給による製糖事業の計画がすすめられたが、途中で挫折し、一時本事業の気運をそいだのであるが、樺太庁では樺太農業の

第五十四表 樺太拓殖十五カ年計画に基づく産業振興計画  
(単位 千円)

区 分	金 額	区 分	金 額
産業基本調査費	6,461	農作物優良種育苗生産配付事業費	46
土地利用基本調査費	1,384	畜産奨励費	3,532
地質調査費	350	貸付家畜購入費	1,419
漁場測量費	18	家畜購入補助	769
水産調査費	38	種畜飼養奨励補助	150
鉱物分析および試験費	87	サイロ建設費	72
農作物寒地帯栽培法ならびに有力野草作物化学調査試験費	76	種牡牛馬検査費	2
農作物品種改良試験費	79	去勢執行費	64
工芸作物病虫害防除費	38	畜牛結核予防費	71
試験調査	115	養狐事業助成費	23
農具改良調査試験費	52	小動物奨励費	43
畜産加工利用調査試験費	71	製酪事業助成費	236
冷温利用水産物加工製造調査試験費	165	チーズ製造助成費	17
人工造林法ならびに種子に関する調査試験費	48	肉類加工業助成費	33
家畜管理衛生調査試験費	100	種狐生産配付事業費	185
販路調査および拡張費	1,916	種牛馬生産貸付事業費	450
農畜産物販売幹旋奨励費	79	水産奨励費	4,898
見本陳列および移動陳列補助	118	漁業組合共同倉庫補助	225
輸出品製造販売補助	974	改良竈築設補助	300
博覧会品評会費	194	専用漁場拡張補助	466
販売幹旋所費	552	昆布増殖補助	750
農業奨励費	3,954	漁業組合共同施設事業助成補助	625
採種圃設置補助	157	鮭鱒人工孵化事業補助	1,184
農具購入費補助	437	冷蔵事業補助	185
興農会事業費補助	186	漁船建造および発動機取付補助	680
甜菜栽培奨励費	1,410	加工製造設備補助	250
堆厩肥舎建築費補助	238	水産会補助	135
篤農家表彰費	7	水産業視察補助	38
農産加工業奨励補助	627	臨食品評会補助	60
工芸作物奨励費	293	燃料工業奨励費	715
精粉事業助成費	553	石炭低温乾溜工業助成金	715

備考：樺太庁作成資料による。昭和9年調。

第五十七表  
拓殖計画完成後の甜菜栽培、製糖事業の予想成果

区 分	数 量
甜 菜 耕 作 面 積	4,000 ヘクタール
耕 作 農 家 戸 数	4,764 戸
平均0.1陌当収量	2,700 キ ロ ン
甜 菜 収 穫 高	108,000 ト ン
砂 糖 生 産 高	276,680 ト ン
製 糖 歩 留 り	15 %

備考：樺太庁『樺太庁施政三十年史』により作成。

第五十八表  
樺太の甜菜作付面積および収穫高

年 次	作付面積	収 穫 高
昭和12	ヘクタール 2,099	千キログラム 26,805
14	1,884	29,722
15	1,138	10,361
16	1,811	10,211
17	1,279	13,646
18	1,355	16,938

備考：樺太庁作成資料による。

い。また、甜菜製糖事業実現のため、北海道で経営の経験を有する明治製糖株式会社を本島に進出させることに成功し、昭和十年七月樺太製糖株式会社（資本金五百万円）が設立され、本事業の全面的進捗に対する準備がなつたのである。前記製糖事業助成費は該会社の工場建設費の四分の一を補助しようとするものである。

拓殖計画による甜菜栽培および製糖事業の奨励と助成とが功を奏するとして、十五年後の糖業は第五十七表のように想定されていた。

右の奨励措置は早くも中間的成果をおさめ、第五十八表の実績をうち立てている。ただ、十五年以降の成績が必ずしも優れないのは、時局の推移に起因するほか農作物の値上りと、労力不足により本作物のごとき集約的栽培が現われなかった。

培を次第に忌避する風が増大したためであつて、買上価格の引上げ、奨励金の増額等もこの傾向を抑制するの効果が現われなかった。

第二の鮭鱒人工孵化事業補助は、水産業の諸情勢を述べた中に本事業の必要性と有益性について若干触れるところがあつたので、重ねて説明を加えるまでもなく、その目ざすところは自から明らかであろう。本補助は別項の水産増殖事業費の運用と相連なつて所期の目的達成に寄与するもので、補助を受ける者は孵化場を経営する水産会、定置漁業者および漁業組合で、昭和九年当時の民営孵化場は八カ所（鮭、鱒各四カ所）であつた。また補助率は鮭にありては所要経費の八割、鱒にはその全額となつている。もっとも本事業に対する補助は大正十四年度以来続行されていたことを付記しておく。

第三の石炭低温乾溜工業の助成は、一つは液体燃料の増産に資し、一つは樺太炭田の開発を促進しようとする一石両鳥の効に着眼したもので、具体的には南部封鎖炭田の開放区域である内幌に工場建設中の乾溜事業（南樺太炭鉱鉄道株式会社）に対する七カ年の補助に帰するのである。本工場は昭和九年六月起工、翌十年四月操業開始、一年間約十万吨の内幌炭を処理し約七千五百トンの重油、約九百トンの揮発油の製品と、五万吨内外のコーライト、五千トンのピッチコークス、六百トンのパラヒン等の副産物とを製造しようとするもので、ルルギ方式によるものである。

樺太の封鎖炭田をもっとも国家的目的に沿うごとく活用することは、同炭田に課せられた使命に忠順なゆえん

第五十九表  
産業振興費支出実績  
(単位 千円)

年 度	金 額
昭和 9	519
10	682
11	1,030
12	1,151
13	1,246
14	1,688
15	2,218
16	2,714
17	2,572
18	2,740
19	1,777
20(予)	1,487
計 (20年度を除く)	18,337

備考：大蔵省主計局、各年度『各特別会計歳入歳出決算』および樺太庁作成資料による。

当然といわねばならない。

政府は封鎖炭田の開放につき液化事業のため特殊の利便を供与することに決し、昭和十四年三月、封鎖炭田制度の根拠法である明治四十五年法律第二十三号を改正し、競争入札の原則に対し、液化事業のため例外として随意契約により得る便法を設けてその誘致に努め、その結果同年樺太人造石油株式会社が設立され、中部封鎖炭田の内淵において事業を起こすにいたったのである。

内幌工場は年を重ねて生産能力充実し、昭和十九年には年約二十六万トンの石炭を処理し、揮発油約二千八百キロリットル、軽油約二千三百キロリットル、重油約一万キロリットル、計一万五千キロリットルを産し、当初の生産目標を優に上回るの成績に達したのである。

内淵工場は低温乾溜および直接水素添加の両式により、揮発油、重油合わせ年約十五万キロリットルの製油を

第一次目標とするもので、昭和十八年七月一部操業に入り、昭和二十年度においては約二十五万トンの石炭を処理し、揮発油約二千五百キロリットル、重油約二万三千キロリットル、計二万五千キロリットルを産出する段階へとすすんでいたのである。

拓殖計画の産業振興費は昭和九年度以降その内部科目に若干の追補があり、昭和十六年度では林業奨励費も新設されている。昭和十九年度には科目名を産業費と改め、二十年度予算では事業費として殖民費、土地改良費、水産増殖費、燃料資源調査費等と一括計上されている。第五十九表にその総体としての支出実績を示す。

### 10 水産増殖事業費

樺太の水産業は幾多の問題を内部にはらんで、その前途を模索しつつあったのが昭和初頭来の実情であった。樺太をめぐる豊富な海の資源はあくまでもこれを護り、これを用い、これを育ててゆかなければ、樺太の開拓の

第六十表  
樺太拓殖十五カ年計画に基づく水産増殖事業の細目  
(単位 千円)

区 分	金額
鮭鱒人工孵化事業	521
浅海水産増殖事業	375
漁業指導および取締	915
水産人工増殖試験	147

備考：樺太庁作成資料による。昭和9年調。

第六十一表  
樺太の水産増殖事業費支出額  
(単位 千円)

年 度	金 額
昭和 9	96
10	135
11	164
12	143
13	164
14	168
15	246
16	300
17	309
18	282
19	不詳
20(予)	242

備考：各年度『各特別会計歳入歳出決算』および樺太庁作成資料による。

第六十二表 樺太における魚の人工孵化成績  
(単位 千粒)

年次	魚種	ます	さけ	にしん
昭和9	採卵数	29,329	58,309	—
	孵化数	24,517	53,733	—
18	採卵数	13,485	46,534	9,199,600
	孵化数	11,566	40,741	7,452,191

備考：樺太庁作成資料による。

将来に断層が生じるおそれが多分にあった。

樺太庁が、とかく一時の漁獲を得ることに熱中して、他日の遠い計を忘れがちなのを常とする漁業者を説得して、徐々にかれらの自覚による結束を促がし、共同施設と共同事業との経営の有利性に向かって開眼させるため、行政措置の面においてまた試験研究の成果に基づく技術指導の面において、一貫した努力をつづけてきた意図と苦心とは、これを高く評価するに躊躇しないのである。樺太の水産業がよく累次の危機を乗り越えて次第に生気をとり戻し、活路の打開に積極的な身構えを整えるきざしはまさに歴然となりつつあったのである。

昭和九年の拓殖計画は、この水産業界の新しい鼓動を十分にくみ取って、前項産業振興費に属する水産奨励費のほか別途に水産増殖事業費を特設し、漁場の開拓、沖合漁業の奨励、一般漁業の指導と統制、鮭鱒人工孵化事業の強化等の旗じるしをかかげ、漁業者に健全な希望と着実な意欲とを確守させようと企てたのであって、内容としては、総額二百七十三万七千二百六円をもって第六十表の事業を実施しようとするにであった。

右の各事業費の金額は必ずしも大としないのであるが、そのもたらす有形無形の効果は軽視すべきでないことは、事業の背後に立つ漁業者の、一体となった関心と協力とがこれを補って余りあるからである。

本事業費は第六十一表のとおり支出されている。

鮭鱒とならんで三大漁族の一つである鱒についても人工孵化の研究が行なわれていたが、その回帰性についてはなお、若干の疑問が残るので、本格的事業としてとり上げられるまでにいたらなかったが、昭和十五、六年の頃から試験的にこれを実施することとなり、その後その規模が拡大され、ほとんど事業化されるにいたった。

いま参考のため昭和十八年中における人工孵化成績を第六十二表にかかげる。

右のうち、鮭鱒の採卵数および孵化数が、同表の昭和九年の成績表と対比し低くなっているのはいかなる理由が潜むのであるか、一見奇異の感なしとしない。

### 11 国有林事業経営費

樺太森林の利用、保護および撫育の三部面の施設の概要についてはあらかじめ説くところがあった。しかし、利用面については細密な林地区分に基づく確乎たる施業案の編成、保護については不法伐採および山火防止のためにする諸措置、撫育については人工造林および天然更新による林力の保続をその眼目とすることは熟知されるところである。

第一の林地区分調査および施業案作成は、従来の部分的成果を参照しつつ、昭和八年度から両者を結合する本格的作業に入ったのであって、同年度においては国有林事業経営費としてその経費(経営調査費)七万四千八百三十円が支出されている。しかし、施業案編成に真に計画性を与えたのは次年度の拓殖計画であって、昭和九年度

第六十三表 樺太拓殖計画における国有林施業計画

区 分	1カ年施業標準	15カ年施業目標
苗木養成	千本 14,499	千本 317,490
人工造林	ヘクタール 6,000	ヘクタール 90,000
天然更新	" 600	" 9,000

備考：樺太庁『樺太庁施政三十年史』により作成。

年間に二百二十五万メートルを築設しようとするものである。

第三の撫育については、当初森林蓄積量の余りにも豊富なのに安んじ、もっぱら天然更新による林力の自然的回復に依存し、進んでその積極的助長を図るの策すら講じなかつたのであるが、山火および虫害の猛威に驚き、大正九年初めて人工造林の要を認めて、造林用苗木養成に着手するとともに播種造林を試み、爾来播種および植樹の両方法により山火跡地の復旧に努力してきたのである。ただ、右の森林育成は財政その他の関係上、確乎たる継続的計画に基づく実施の時機熟せず、撫育部門は国有林経営上もつとも立ち遅れの観を免れなかつたのである。拓殖計画はこの旧態を一新し、林力の涵養に能う限り実行力を傾注することを表明し、第六十三表の施業標準と目標とを予定したのである。

右の人工造林は昭和八年五月現在山火跡地、推定面積五十万ヘクタールおよび天然更新不可能と認められる未立木地十萬ヘクタール計六十萬ヘクタールのうち、将来林業用地に属すべき見込地十八萬ヘクタールを三十年間に更生するものとし、その一半を本計画にとり入れたのである。

なお、国有林経営費に含まれる斫伐費は従来の斫伐事業を継続しようとするもので、主として三十年回帰四〇パーセントの択伐作業により、森林更新の適確を期することが官行斫伐を是認するよりどころとなっている。国有林経営に関する経費は、昭和七年度までは林務署費中の斫伐費および造林費と拓殖費中の森林経営費とに分かれていたが、昭和八年度国有林事業経営費の科目を設けて造林費をこれに収め、昭和九年度さらに森林経営費をこれにいれ、斫伐費のみはこれを林務署費中に残した事となつてゐる。

第六十四表 樺太拓殖計画における国有林事業経営費細目 (単位 千円)

区 分	金額
森林保護施設費	3,895
斫伐費	8,835
経営調査費	1,317
造林費	6,515

備考：樺太庁作成資料による。

拓殖計画における国有林事業経営費は、総額二千三百九十九万六千五百円でその事業別予定額は第六十四表のとおりである。昭和以後の国有林事業経営関係費の支出額を第六十五表に示す。右の支出額が事業上どんな結果をもたらしたかの一端を調べてみる。まず斫伐費の執行による結果を造材石数について測定すれば第六十六表のとおりである。このほか枕木、木炭等の生産もあるがこれは省く。

第六十五表 国有林事業経営関係費支出額  
(単位 千円)

年 度	斫伐費	造林費	森林 経営費	計
昭和 4	1,284	281	387	1,951
5	992	214	326	1,532
6	516	163	255	934
7	480	250	234	964
8	534	(以下国有林事業経営費) 686		1,220
9	536	1,046		1,582
10	616	1,074		1,690
11	777	1,088		1,865
12	789	1,827		2,615
13	905	2,498		3,403
14	1,270	2,958		4,227
15	1,913	3,356		5,269
16	3,212	5,052		8,263
17	3,200	5,179		8,379
18	3,016	4,946		7,962
19(予)	3,074	(決)3,861		6,934
20(予)	3,074	2,356		5,430

備考：大蔵省主計局，各年度『各特別会計歳入歳出決算』および樺太庁作成資料による。8年度の国有林事業経営費には林務署費中の造林費44千円，拓殖費中の森林経営費153千円を合算。

十九、二十両年度の造材予定石数は各二十万石であった。次いで造林成績は第六十七表のとおりであった。前二表のうち、昭和十六年度分から支出額も造林成績も目立って上昇しているのは、同年度に昭和九年度から進行途中の造林計画を改め、さら

にその規模を拡大した新造林計画を立て、昭和十六年度から同三十九年度までの十五カ年間に天然更新三十万ヘク

第六十六表 樺太の斫伐による造材石数  
(単位 千石)

年 度	造材石数
昭和 4	138
5	546
6	556
7	568
8	543
9	469
10	547
11	566
12	574
13	591
14	603
15	703
16	1,033
17	566
18	275
計	7,810

備考：樺太庁作成資料による。

タール、人工造林十一万二千ヘクタールを官行をもって強力に実施する方針にのり換えたためであるが、その実績は第六十七表の示すとおり

第六十七表 樺太における造林成績  
(単位 ヘクタール)

年 度	天 然 更 新	人 工 造 林	計	計画に 対する 実行率
自大正 9 至昭和 9	1,662	65,671	67,333	% —
昭和10	370	4,597	4,967	138
11	370	3,250	3,620	101
12	10,120	3,530	13,650	97
13	12,353	3,717	16,070	86
14	14,117	2,904	17,021	91
15	10,196	3,424	13,620	73
16	13,798	6,407	20,205	76
17	11,973	5,729	17,702	66
18	7,015	4,799	11,814	43
19	7,395	3,244	10,639	39
計(昭和10 ~19年)	87,708	41,601	129,307	57

備考：樺太庁，各年『樺太庁統計書』および樺太庁作成資料により作成。

力不足等のため著しく計画量を下回るものとなっている。

施業案編成は昭和八年度から着手され、同十二年度をもって全管内二十五事業区について一応これを完了したのであるが、昭和十三年度以降第一次検討調査をすすめ、同十八年度までにその大半を終わっている。ただ、昭和十九年度からは時局の要請に迫られ施業方針に大変更を加え、いわゆる戦時植伐案の編成調査を開始し、伐採方法も択伐を止め、特殊の個所を除いて全面的に皆伐作業

を採用する等の急角度の変転を示したのである。

## 12 燃料資源調査および開発助成費

樺太はソ連領樺太から北海道に連なる含油層胚胎地域の中間に位し、諸処に石油の表面徴候が発見され、石油資源の開発上有望な一地带と目されており、大正十二年には樺太庁主官をもって西海岸南部にて一坑試掘した記録が存しているのであるが、その後絶えて試掘の計画なく、昭和四年に及んで日本石油株式会社が樺太庁の懇

第六十八表  
樺太の油田  
試掘補助金  
(単位 千円)

年 度	金 額
昭和 4	56
5	64
6	62
7	64
8	64
計	310

備考：前掲、各年  
度『各特別  
会計歳入歳  
出決算』に  
よる。

源と助成とに促され西海岸南部に一坑試掘を開始し、爾来昭和八年末までに計五坑の試掘を行なったのである。しかし、そのいずれも出油に成功せずして終わっている。この間、樺太庁の交付した試掘補助金は第六十八表のとおりで

第六十九表  
樺太の燃料資源  
調査および開発  
助成費支出額  
(単位 千円)

年 度	金 額
昭和 9	123
10	52
11	56
12	85
13	108
14	147
15	156
16	71
計	798
17	26
18	26
(予)19	20
(予)20	20

備考：前表に同じ。

ある。  
昭和九年の拓殖計画は油田の開発を焦眉の急務なりとして、油田調査をいっそう促進するとともに、さらに試掘事業に拍車を加える

ため、昭和九年度から同十四年度にいたる六年間に毎年度補助金二十万円の支出を予定し、十二本の試掘鑿井を  
実行させるために企図したのであって、そのため百五十万円の調査費を計画面に掲げ、油田調査費に十七万七百  
八十六円、試掘補助に百二十万円を支出する用意を明らかにするところがあった。

新坑の試掘は、昭和九年および同十年に各一カ所着手されたが、前者は間もなく成功の見込なくして廢坑に帰  
し、後者は昭和十四年まで掘進作業をつづけもつとも期待されたのであるが、ついに油をみるにいたらず、また  
昭和十三年に一坑の試掘を開始したが、同じく功なくして同十六年にこれをうち切るにいたり、補助試掘計八坑  
をもって本事業も終止符が点ぜられたことは惜しむべしとの感を残すのである。

昭和九年度以降同十六年度までの燃料資源調査および開発助成費の支出額は第六十九表のとおりである。

昭和十七年度からはもっぱら油田調査を続行するため産業振興費中の燃料資源調査費の科目の下に第六十九表  
の金額が支出されている。

## 七 補 助 費

開発途上にあつてまだすべての部面に経済力の充実しない樺太では、経済、社会、文化等の各域においてそれ  
ぞれ貢献する役割をもつて存立し、また活動する幾多の事業団体は、ひとしく財政的基盤が確保されていないの  
で、有益な事業もそのために停頓し中絶するおそれが多く、これ等の事業の存続と発展とを擁護し助長するため  
には、いきおい民間財力の不足を補う位置を樺太庁がとらざるをえないのである。また、樺太開発のため協力さ  
せるべく樺太庁が進んで呼びかける相手方に対して、その決意と行動とを促すために、いわゆる呼び水の効果を  
をねらう財政援助をなす必要も少なくない。また、公共的奉仕を旨とする事業で、ほとんど国家機関的な性格を  
有する組織に対して、その運営費を償うために樺太庁が母体的資格で助力しなければならない立場におかれるこ  
とも想定される。そのほか、国家機関としてよりも地方自治団体と同格の地位で、一種の地方的限定をもつ事業  
に対しても、ときによって適宜の支持を与えなければならぬ事態も考えられる。

樺太庁特別会計における補助費の組み立てとその個々の補助費の沿革とは、到底これを系統的に詳述するには

余りに寄せ集めであり、余りに固有的であり、かつまた財政的にみて意義と価値とに乏しい。とにかく、補助費の内容は年代の移るままにしばしば変遷を遂げているのであるが、広義の産業、教育、社会事業、交通、土木、衛生、警防等々の部類を包んでおり、補助科目も毎年度おむね四十内外を数えるありさまである。昭和九年の拓殖計画で補助費の中の相当数が殖民費、土地改良費、産業振興費、燃料資源調査および開発助成費へ振り替えられ、独立科目としての補助費の内容は縮小されたが、その絶対額においては必ずしも格段の減をみせていない。

ここでは歳出臨時部の一款である補助費の総体としての推移を概観するのであるから、その内容の一部がたまたま他の款へ移行した場合または逆の場合の前後の比較においては、そのことを念頭において理解しないかぎり、表面の数字の変動に迷わされるおそれなしとしないのである。極端な例を引くならば、昭和十九年度の補助費を前年度のそれと対照して、その異常な大膨脹ぶりに驚きを喫するがごときそれである。これは石炭増産対策諸費の款が消えてそれが補助費の中に再現したからである。

昭和の補助費支出額は第七十表のとおりである。

この補助費年表は、前言のごとく、形式的に補助費の款におさめられた種目の金額を集計したもので、実質的な補助で他の款として独立し、または他の款に含まれているものはこのほかにおかれている。昭和九年度以降拓殖事業費に一括された各種補助、または昭和十五年度以降同十八年度まで別款として存した石炭増産対策諸費系

統の補助のごときそれである。前者についてはすでに縷述したところであるが、後者については十九年度補助費の款に転属することとなったので、ここで便宜簡単な説明を加えておきたい。

樺太炭田の開発が昭和十年代に入りには活発を加えきたった顛末については、鉱業の一般事情を述べた中において明らかにしたところである。西海岸北部の優秀な炭田が黎明を迎えていっせいに活動を開始し、目覚ましいいきおいで出炭量を増加し、新興炭坑の称をもつばらにするにいたり、なかなしく強粘結性で発熱力高い一

第七十表 樺太における補助費支出額  
(単位 千円)

年 度	金 額	備 考
昭和 1	955	
2	1,341	
3	1,802	私設鉄道に対する補助限度を50万円から120万円に引き上げ
4	2,308	
5	2,468	
6	2,396	
7	2,336	
8	2,195	
9	1,759	
10	1,783	産業振興、殖民、土地改良、石油試掘等に対する補助を拓殖事業費へ振り替え
11	2,144	
12	2,145	
13	2,208	
14	2,300	
15	2,581	
16	2,005	私設鉄道買収により補助金減
17	1,551	
18	1,812	
19	71,883	石炭増産対策諸費を本科目へ組み替え、石炭礦業整備補償金を追加
(予)20	42,547	

備考：大蔵省主計局、各年度『各特別会計歳入歳出決算』および樺太庁作成資料による。

部良質炭はもつとも声価を博したのである。さりながら樺太特に国境にほど遠からぬ地帯の炭坑は著しく地の利を欠き、採掘、輸送等すべての点に不便支障が少なくなく、炭坑経営したがって生産条件も内地に比し不利を免れず、国策としてその増産を促進するためには、事業上の犠牲を償

第七十一表 樺太における石炭増産奨励金、新坑開発助成金および買取価格補償金予算額累年表  
(単位 千円、千トン)

区 分	数 量 また は 金 額					
	昭 和 15年度	16	17	18	19	
増産奨励金	前年度出炭高	5,000	6,700	6,500	—	—
	当年度出炭高	6,700	8,630	7,300	—	—
	差引増産高	1,700	1,930	800	—	—
	配当補償金	円 2	2	2	—	—
新坑開発助成金	奨励金	3,400	2,860	1,600	—	—
	掘進延長	メートル 35,000	44,100	44,100	28,000	28,000
	米当補助単価	円 35	35	35	60	60
	助成金	1,225	1,544	1,544	1,680	1,680
	当年度	—	1,029	1,029	1,120	1,120
買取価格補償金	翌年度	—	515	514	560	560
	当年度出炭高	6,700	8,630	5,058	5,200	7,135
	坑所用および生産条件良好のもの	4,500	5,830	1,882	2,816	764
	差引要補償量	2,200	2,800	2,176	3,086	7,786
	配当補償金	円 1.40	1.40	5.00	6.05	5.152
	補償金	3,080	3,920	16,213	18,868	40,117
当年度	1,540	1,960	9,975	11,684	32,777	
	翌年度	1,540	1,960	1,229	7,184	7,340

備考：樺太庁作成資料による。

い、適正な利潤を保障するんらかの措置を講ずる必要がありと認められ、内地においても増産奨励の方策が実施されているのでその釣合上、昭和十五年度から樺太庁でも石炭増産奨励金、石炭新坑開発助成金、石炭買取価格補償金の三通りの補助方式を実行すること

となったのである。

いま昭和十五年度予算につき右三種の補助金の構成を略解する。

第一の増産奨励金は、前年度出炭量と当年度出炭量との差増量に対しトン当り二円の補助をなすもので、十五年度予算では第七十一表のように見積られている。

第二の新坑開発助成金は、当年度の掘進延長に対し一メートル三十五円の単価で補助するもので、十五年度予算では、掘進延長三五キロメートル、助成金百二十五万五千円が計上されている。なお助成金の大部は当年度、一部は翌年度支出することとし予算外契約の形を採っていた。

第三の買取価格補償金は、当年度出炭量から坑所用と生産条件良好ものを除き、生産費と買取価格との開きを補償する主旨に基づき、トン当り一・四〇円を補助するもので、補償は当年度と次年度とに分割支出することとしている。十五年度予算での所要額は第七十一表のようになっている。

以下昭和十六年以降同十九年度までの右三種の補助金の内訳を、各年度の予算に基づいて対照すれば第七十一表のとおりである。

右の三方式の補助によって極力石炭増産を誘動し激励してきたのであるが、昭和十九年後半に及んで海上輸送力がいよいよ逼迫し、樺太炭も貯炭山積して稼行意欲衰え、せつかくの増産施設もその効率低下する行きづまりの局面を呈し、樺太炭業は深刻な危機の襲来を予想せざるをえなくなった。しかるに、一方内地炭坑は労働力

第七十二表  
樺太の石炭増産関係補助金  
(単位 千円)

年 度	支出炭
昭和15	5,184
16	9,089
17	14,908
18	18,472
(予)19	41,641
(予)20	7,427

備考：前掲、各年度『特別会計歳入歳出決算』による。

不足のため、出炭成績の上昇意のごとくはかどらない実情に面していた矢先のこととて、ここに政府は非常措置として、昭和十九年八月十一日閣議において、樺太炭坑の徹底的整理を断行するに決し、西海岸北部の十四炭坑を整理

第七十三表  
樺太庁特別会計  
へ一般会計からの経費補充金  
(単位 千円)

年 度	金 額
昭和15	4,408
16	5,926
17	11,153
18	13,743
19	62,594
(予)20	42,143

備考：前表に同じ。

三千百二十一万六千六百三十八円を計上したのである。これ等の金額が前示兩年度の補助金総額をさらにいっそう膨脹させるにいたったことを知るべきである。

石炭増産関係の補助金の決算額または予算額は第七十二表のとおりである。

しかして、右の増産関係補助金および整備補償金は、その国策的性質にかんがみ、一部は樺太庁がこれを負担するも、大部は一般会計の負担とする建前により、第七十三表歳入の部でも一言したごとく経費補充金が一般会計から樺太庁特別会計へ繰り入れられている。もつとも増産関係補助金に対する補充金は、朝鮮総督府特別会計でもその一部を分担することとし、同会計から一般会計へ分担相当額が繰り入れられていたのである。

### 八 一般会計および臨時軍事費特別会計への繰入

昭和九年度まで一般会計から補充金を受けていた樺太庁特別会計は、一年おいた昭和十一年度から逆に一般会計への繰入を行なうこととなり、第七十四表のように繰り入れられた。

右の一般会計への繰入は昭和十一年法律第四号（昭和十一年度一般会計歳出の財源に充つるため特別会計に属する資金の繰替使用等に関する法律）に根拠するもので、繰入金額は後日一般会計から返還されることが定められている。翌十二年法律第九号（一般会計歳出の財源に充つるため特別会計より繰入金に関する法律）は繰入年度を「当分の内」としてこれを延長したのであるが、実際には一般会計への繰入は昭和十一、十二の兩年度で終わって、同十三年度からは臨時軍事費特別会計への繰入に切り替えられた。すなわち、昭和十三年三月法律第二十二号（支那事変—後に大東亞戦争—に関する臨時軍事費の財源に充つるため特別会計より繰入金に関する法律）に基づき、

同年度から一般財源繰入として毎年度相当巨額を臨時軍事費特別会計へ繰り入れたほかに、昭和十三年法律第二

第七十四表  
樺太庁特別会計からの一般  
会計繰入金  
(単位 千円)

年 度	金 額
昭和11	1,450
12	2,019
計	3,469

備考：前表と同じ。

十三号によりさらに租税収入の一部を同年度から同特別会計へ繰り入れることとなり、両者合わせての繰入金額は毎年度急激に増大し、ついには意外とする数字にまで達したことは第七十五表の示すところである。

昭和十三年法律第二十三号（関東局、朝鮮総督府、台湾総督府および樺太庁

の各特別会計に於ける租税収入の一部に相当する金額等を臨時軍事費特別会計に繰入るることに関する法律)は、その後の改正による追加を加え、樺太庁特別会計としては次に列記する収入額を、臨時軍事費特別会計に繰り入れることを規定している。

- 1、所得税、営業収益税、法人資本税、酒造税、砂糖消費税、出港税、印紙税、臨時利得税、外貨債特別税、揮発油税、資本利子税の昭和十三年度以降の増徴による増収額
  - 2、相続税、骨牌税の昭和十六年度以降の増徴による増収額
  - 3、特別法人税、利益配当税、公債及社債利子税、通行税、入場税、特別入場税、広告税、馬券税、物品税、建築税、遊興飲食税の創設による収入額
  - 4、鉄道運賃、自動車運賃、通信料金の改正による昭和十七年度以降の増収額
  - 5、北支事件特別税収入額より徴税費を控除した金額
- 右の(1)ないし(2)の繰入金額は勅令の定める金額にすることが定められている。
- 昭和十三年法律第二十三号は昭和十八年法律第八号により改正され、その収入を繰り入れる租税の種目と繰入金額の基準を勅令をもって定めることとし、同年勅令第二百五五号(昭和十三年法律第二十三号により繰入るべき金額を定むるの件)は、樺太庁特別会計についてはこれを左のとおり指定している。
- 一、左の金額の合計額より徴税費を控除した残額の八割に相当する金額

- 1、所得税、営業収益税、資本利子税、法人資本税、相続税、砂糖消費税、出港税、印紙税、臨時利得税の昭和十三年度以降の増徴による増収額より鉱産税廃止による減収額に相当する金額を控除した残額
- 2、酒造税の昭和十五、十六年度の増徴による増収額
- 3、骨牌税の昭和十六年度以降の増徴による増収額
- 4、特別法人税、利益配当税、公債及社債利子税、通行税、入場税、特別入場税、広告税、馬券税、物品税、建築税、遊興飲食税の収入額

## 二、鉄道運賃、通信料金の昭和十七年の改正による同年度以降の増収額の六割に相当する金額

右の兩種の根拠法規に基づいて昭和十三年度以降樺太庁特別会計から臨時軍事費特別会計へ繰り入れられた金額は第七十五表のとおりである。

昭和十三年度ないし同十九年度までの臨時軍事費特別会計への繰入総額は、

一般財源繰入	四二、五五〇、〇〇〇円
租税収入繰入	五四、五四七、〇六五円
計	九七、〇九七、〇六五円

第七十五表 樺太庁特別会計の臨時軍事費特別会計繰入額  
(単位 千円)

年 度	一般財源繰入	租 税 収 入	計
昭和13	2,300	371	2,671
14	4,000	677	4,677
15	4,600	2,176	6,776
16	7,200	3,683	10,883
17	11,850	7,171	19,021
18	10,000	12,174	22,174
19	2,600	28,294	30,894
(予)20	1,300	43,485	44,785
計(19年度まで)	42,550	54,547	97,097

備考：大蔵省主計局，各年度『特別会計歳入歳出決算』および樺太庁作成資料による。

これに前記の一般会計への繰入三百四十六万八千六百五十円を加算するときはまさに一億五十六万五千七百十五円となり、樺太庁特別会計の国家財政への協力の少なからざることが理解されるのである。樺太庁特別会計が領有以来一般会計から受けた補充金は、石炭増産および炭業整備関係の特殊補充金を除き、総額二千八百五十四万三千三百六円であることはすでに知られるとおりである。

### 第三章 樺太の内地行政編入とその財政的影響

昭和十七年十一月一日拓務省の廃止と同時に樺太は内務省の所管に移り、さらに翌十八年四月一日を期し樺太の内地行政編入が実施され、行政上の様相を一変するの画期的段階に会するにいたつたのである。もちろん、政府は樺太における施政の沿革、行政の事情、開拓の現勢、住民の要望等にかんがみ、にわかに従来の総合行政を解体し、都道府県とその行政組織をひとしくすることの適実妥当ならざるを認め、昭和十九年二月閣議決定をもつて「樺太内地行政編入に伴ふ行政財政措置要綱」を定め、陸運、通信、海事、航空および気象に関する事項を除き、その他の一般事項は樺太庁長官の総合行政の下に処理せしめることとし、樺太開発についてはつとめて一元の方針と、その有機的運営とによりこれを促進する主旨を明らかにしたのである。左に参考のため右の要綱の全文を録す。

#### 樺太内地行政編入に伴ふ行政財政措置要綱

#### 方 針

樺太内地編入に当りては、行政財政の完全なる内地化を目的としこれが実現の促進を図るべきは勿論なりと

雖も、樺太の地理的特性、開発の現状並びに統治の沿革等の諸事情に鑑み、特殊の必要ある事項を除き、樺太庁長官をして主務大臣の指揮監督下になるべく広汎且つ総合的に行政の実施に当らしむるを適當とす。

尚、法制、財政については諸般の準備整ふるに應じ漸次内地行政への編入を行ふ等その措置に遺憾なきを期するものとす。

#### 措 置

1、樺太庁長官は内務大臣の指揮監督を受け、各省の主務については各省大臣の指揮監督を受け、法律命令を執行し樺太の拓地殖民の事務及び部内の行政事務を管理するものとする。

2、陸運、通信（郵便為替、郵便貯金、簡易生命保険及び郵便年金を含む）、海事、航空及び気象に関する事務は、昭和十八年度よりそれぞれ鉄道省、通信省又は文部省に移管し、各省直轄官庁を設置してこれに当らしむること。

3、前項以外の一般行政事務（例えば拓殖、森林、鉱山、税務等）は各主務大臣の指揮監督下に樺太庁長官をしてこれが綜合実施に当らしむること。

森林行政については拓殖行政との密接な関連に鑑みこれが運営上農林、内務両省間に緊密なる連繫を保持するものとする。

4、樺太庁特別会計は差当り昭和十八年度においてはこれを存置すること。

地方費、地方議会の設置等に関しては慎重考究の上これを決定すること。

5、昭和十八年四月一日以降公布せらるる法令は原則として樺太にも施行するを建前とし、ただ樺太の特殊事情により必要ある場合においては特例を設けることとする。

現に樺太に施行せられざる法律はなるべく速に樺太に施行することとするも、これが施行並びに現に樺太に施行せらるる法律の施行関係については仍従前の例によること。

特に税制については急激なる負担を来さざるやう漸進的に内地税制との統合を図ること。

6、右各項実施のため必要な法律勅令の制定、官制の改正等の措置を講ずること。

7、衆議院議員選挙法はなるべく速にこれが樺太施行につき考慮すること。

市町村制度については必要な特例を設け内地市町村制との統合を図ること。

8、樺太拓殖計画の再検討を行ひ、今後の開拓方針を審議するため内務省に樺太拓殖調査会を設置すること。  
右の措置条項中、表現上直接財政とのつながりをもつものは第四項と第五項第三段とであるが、事実上財政的影響をもたらすものは第二項による陸運以下の業務、なかんずく鉄道と通信との両事業の移管である。

鉄道と通信との両事業は、現業収入としてはたとえ、移管直前の昭和十七年度では歳入総額の一一パーセント、また現業費としては同年度は歳出総額の一六パーセントであるが、これに建設改良費等の歳出臨時部の支出を加えるときは、両事業関係の支出額は歳出総額の二二パーセント、すなわち五分の一強に当たることとなり、

歳出面では相当の比重を有していることがわかる。

歳出入両面から前記の割合の金額が脱落することは、歳計をそれだけ縮小する直接の結果を生ずることは当然である。しかし、両事業の収支を一括比較するときは、たとえば昭和十七年度では、

収 入	一七、三一五、七四八円
支 出	二五、〇九四、七〇五円
差引支出超過	七、七七八、九五七円

となり、その後も支出超過の勢のつづくものとすれば、樺太庁特別会計としてはその限り財源の余裕を獲得することとなり、財政上有利な結果が期待されるものと見得るわけである。

文部省へ移管された气象台は、昭和十七年度の事業費三十六万五千五百八十円で事業収入は皆無であり、その移管は財政上影響するところきわめて軽微である。

医学専門学校、師範学校、青年師範学校の三校は昭和二十年度から文部省へ移管されたのであるが、昭和十九年度における三校の所要経費予算額は百十九万七千二百四十三円で、収入面では医学専門学校の授業料収入だけであるから、樺太庁特別会計としては移管によりそれだけ負担減となる見込みがなり立ち得たわけである。

右の鉄道、通信、气象台の三事業移管により、それぞれ主務省へ引継がれた国有財産の総額は第七十六表のとおりとなっている。

第七十六表  
樺太の内地編入に伴う主務省移管国有財産総額  
(単位 千円)

区 分	総 額
鉄道省へ引継	67,098
逓信省へ引継	6,799
文部省へ引継	755
計	74,652

備考：樺太庁作成資料による。

樺太の内地編入に伴う直接の財政的影響は前記のとおりである。ただし、措置条項第五項第三段のうたうごとく、税制がたとえ漸進的にもせよ、内地税制と規を一にするように改められるとすると、その財政上および住民の負担上に及ぼす影響は決して軽視できないものがあることが十分想定されるのであって、特に所得税の分域において然りである。またもし、内地同様分与税制度を採用するものとするにおいては、ひと

り税制上の変革ばかりでなく財政上もまた重大な転換を必至とすることにより、実に容易ならぬ困難がその実施過程に生起するであろうことが明らかに予測できたのである。

措置条項第四項に掲げる樺太庁特別会計の存続は、結局昭和十八年度限りにとどまらず、昭和二十年度まで現状のままとなったのである。

## 第四章 各年度歳計概要

昭和元年度から同二十年度までの歳計の骨組みを款本位により、便宜予算、決算を対照しつつ、第七十七表により一覽することとする。項以下の細部にわたることは余りにも繁雜に失するのですべて省略する。

第七十七表 樺太庁特別会計

科 目	昭和1年度			昭和2年度		
	予算額	決算額	備 考	予算額	決算額	備 考
歳入総額	18,791	22,322		20,154	26,877	
経常部	12,091	14,648		13,862	16,978	
租 税	1,965	1,965		1,963	2,530	
官業及官有財産収入	8,794	11,279	{森林収入 (予) 4,998 (決) 7,467}	10,412	12,704	{森林収入 (予) 6,230 (決) 8,374}
印紙収入	301	285		209	267	
煙草専売益金受入	925	925		1,123	1,123	
雑収入	106	194		155	354	
臨時部	6,700	7,674		6,212	9,899	
官有物払下代	361	213		352	280	
官行斫伐収入	2,760	3,476		1,829	1,155	
補充金	1,577	1,577		2,030	2,030	
公債金	2,000	1,787		2,000	1,845	
雑収入	2	3	{定期および 据置資金 返納金}	2	2	
前年度剰余金繰入	—	619		—	4,588	
歳出総額	18,791	17,734		20,154	19,982	
経常部	9,382	8,937		10,163	9,869	
神社費	13	13		13	13	
樺太庁	1,397	1,385		1,541	1,531	
教育費	1,407	1,336		1,637	1,569	
警務費	541	517		541	539	
林務署	—	—		—	—	

備考：大蔵省主計局『各特別会計歳入歳出決算』および『樺太庁作成資料』

歳入歳出予算決算(一)

(単位 千円)

昭和3年度			昭和4年度			昭和5年度		
予算額	決算額	備 考	予算額	決算額	備 考	予算額	決算額	備 考
27,332	32,646		33,037	32,340		30,676	26,545	
17,896	18,056		24,758	18,612		26,294	21,029	
1,997	1,811		2,077	2,260		2,321	2,388	
13,961	14,154	{森林収入 (予) 6,230 (決) 8,276}	20,610	14,173	{森林収入 (予) 11,534 (決) 7,036}	21,689	16,228	{森林収入 (予) 12,417 (決) 9,591}
289	320		289	301		289	300	
1,444	1,444		1,484	1,484		1,581	1,581	
205	328		298	393		415	533	
9,436	14,590		8,279	13,728		4,382	5,516	
121	153		259	281		248	162	
3,137	3,653		883	3,385		—	—	
2,022	2,030		3,600	3,100		1,600	1,600	
2,000	1,858		1,056	5		—	—	
2	1		2	3		2	2	
2,154	6,895		2,480	6,955		2,532	3,752	
27,340	25,691		33,037	28,587		30,676	24,629	
14,349	12,672		19,508	16,640		20,493	15,627	
13	13		13	13		13	13	
1,871	1,844		1,863	1,734		1,631	1,438	
1,757	1,738		2,023	1,984		2,189	2,040	
606	600		754	726		866	712	
—	—		2,852	2,298	{科目新設 試験所費 は次款へ 組替}	3,705	2,061	

による。\* 実行予算。

第七十七表 樺太庁特別会計

科 目	昭和1年度			昭和2年度		
	予算額	決算額	備 考	予算額	決算額	備 考
現 業 費	4,234	4,017	鉄道, 通信, 試験所, 測候所, 医院の各事業の各費を含む	4,434	4,451	
中央試験所	—	—		—	—	
諸 支 出 金	202	261		203	262	
国債整理基金 特別会計繰入	1,408	1,408		1,504	1,504	
予 備 金	180	—	第一予備金6万円, 第二予備金12万円	180	—	
臨時部	9,409	8,797		9,992	10,113	
事 業 費	3,360	2,758		3,736	3,605	
特別事業費	3,599	3,711		3,270	3,551	
鉄道改良費	150	126		250	222	
道路改良費	—	—		—	—	
官行斫伐費	1,293	1,253		2,306	2,246	
国勢調査費	29	24		—	—	
補助費	—	—		—	—	
災 害 費	977	924	一般会計よりの補充金を以て支弁(追加予算)	430	489	
教育費補足	—	—		—	—	
大札施設費	—	—		—	—	
奉迎諸費	—	—		—	—	
差引剰余金	—	4,588		—	6,895	

備考：大蔵省主計局『各特別会計歳入歳出決算』および『樺太庁作成資料』

歳入歳出予算決算(二)

(単位 千円)

科 目	昭和3年度			昭和4年度			昭和5年度		
	予算額	決算額	備 考	予算額	決算額	備 考	予算額*	決算額	備 考
	8,129	6,053		9,145	7,112		9,114	6,714	
	—	—		779	404	科目新設	551	424	
	223	865		223	730		231	230	
	1,604	1,559		1,675	1,639		2,013	1,995	
	180	—		180	—		180	—	
	12,957	13,019		13,529	11,947		10,183	9,003	
	4,200	4,038		4,292	3,139		3,944	3,457	
	2,833	2,958		2,624	2,568		2,390	1,940	
	2,635	2,584		2,637	2,405		549	710	
	—	—		524	522	特別事業費より分離, 科目新設	419	336	
	2,306	2,473		753	867		—	—	
	—	—		28	11		109	64	
	—	—		2,671	2,308	事業費等より分離, 科目新設	2,772	2,468	
	969	932		—	23		—	—	
	—	20		—	—		—	28	
	14	14		—	—		—	—	
	—	—		—	105	伏見宮	—	—	
	—	6,895		—	3,752		—	1,915	

による。\* 実行予算。

第七十七表 樺太庁特別会計

科 目	昭和 6 年度			昭和 7 年度		
	予算額	決算額	備 考	予算額*	決算額	備 考
歳入総額	26,124	23,369		23,567	22,638	
経常部	22,630	18,237		18,861	17,090	
租 税	2,194	1,569		1,402	1,241	
官業及官有財産収入	18,055	14,420	{ 森林収入 (予) 8,704 (決) 8,465	15,250	13,790	{ 森林収入 (予) 7,368 (決) 8,005
印紙収入	296	255		285	250	
煙草専売益金受入	1,602	1,602		1,413	1,413	
雑収入	482	390		512	397	
臨時部	3,494	5,132		4,705	5,548	
官有物払下代	313	208		138	103	
臨時利得税	—	—		—	—	
補充金	1,600	1,600		1,600	1,600	
公債金	1,500	1,408		1,656	1,656	
雑収入	2	0.5		2	0.5	
前年度剰余金繰入	79	1,915		1,309	2,189	
歳出総額	26,124	21,180		23,567	20,864	
経常部	18,589	14,581		16,794	14,657	
神社費	13	13		13	13	
樺太庁	1,499	1,296		1,334	1,298	
教育費	2,215	1,910		2,078	1,975	
警務費	879	771		844	792	
林務署	2,055	1,324		1,811	1,504	
現業費	8,835	6,483		7,892	6,439	
中央試験所	501	327		346	324	

備考：大蔵省主計局『各特別会計歳入歳出決算』および『樺太庁作成資料』

歳入歳出予算決算(三)

(単位 千円)

昭和 8 年度			昭和 9 年度			昭和 10 年度		
予算額	決算額	備 考	予算額	決算額	備 考	予算額	決算額	備 考
23,567	27,841		25,929	40,040		28,703	42,905	
17,547	21,439		25,301	33,256		24,776	27,469	
1,238	1,197		1,266	1,809		1,674	1,956	
14,386	18,051	{ 森林収入 (予) 6,792 (決) 11,602	17,956	29,279	{ 森林収入 (予) 10,288 (決) 21,681	20,978	23,138	{ 森林収入 (予) 12,593 (決) 15,210
255	218		267	329		277	311	
1,229	1,229		1,245	1,245		1,253	1,253	
440	744		567	594		594	812	
6,019	6,402		4,628	6,784		3,927	15,435	
131	72		90	151		92	71	
—	—		—	—		22	24	科目新設
1,600	1,600		1,000	1,000		—	—	
3,500	2,955		3,500	5	起債なし	—	—	
1	0.2		1	1		0.4	0.5	
788	1,775		37	5,627		3,812	15,339	
23,567	22,215		25,929	24,700		28,703	27,462	
16,574	15,234		17,129	16,196		17,799	17,051	
13	13		13	13		18	18	
1,289	1,257		1,314	1,279		1,353	1,309	
2,113	2,055		2,200	2,152		2,302	2,260	
829	815		855	847		860	851	
1,540	1,482		1,635	1,596		1,772	1,749	
7,861	6,822		7,982	7,458		8,178	7,786	
337	331		237	333		337	331	

による。\* 実行予算。

第七十七表 樺太庁特別会計

科 目	昭和6年度			昭和7年度		
	予算額	決算額	備考	予算額*	決算額	備考
恩給負担金	152	152	科目新設	156	156	
諸支出金	231	290		231	279	
国債整理基金 特別会計繰入金	2,029	2,014		1,909	1,877	
予備金	180	—		180	—	
臨時部	7,535	6,599		6,772	6,207	
事業費	2,336	1,847		2,085	1,919	
營繕土木費	—	—		—	—	
特別事業費	741	721		1,583	1,322	
樺太拓殖事業費	—	—		—	—	
土地改良費	—	—		—	—	
鉄道改良費	250	182		457	402	
道路改良費	—	19		147	147	
国有林事業経営費	—	—		—	—	
失業救済事業費	1,500	1,340	科目特設	—	51	
国勢調査費	20	24		39	27	
補助費	2,648	2,396		2,460	2,336	
拓殖調査費	—	—		—	—	
公債端金	—	—		3	3	
奉迎諸費	—	35	閑院宮	—	—	
災害費	41	35		—	—	
差引剰余金	—	2,189		—	1,775	

備考：大蔵省主計局『各特別会計歳入歳出決算』および『樺太庁作成資料』

歳入歳出予算決算(四)

(単位 千円)

昭和8年度			昭和9年度			昭和10年度		
予算額	決算額	備考	予算額	決算額	備考	予算額	決算額	備考
193	193		253	253		311	311	
221	236		221	196		221	237	
1,997	1,931		2,077	2,069		2,206	2,198	
180	—		240	—	第一予備金12万円, 第二予備金12万円	240	—	
6,992	6,980		8,801	8,504		10,904	10,412	
1,166	1,082		—	—	事業費の変 更, 拓殖 費を省く	—	—	
—	—		709	698		828	805	
2,157	2,055		—	—	特別事業 費その他 を統合し 科目新設	—	—	
—	—		6,266	6,039		8,055	7,621	
479	476	事業費よ り分離, 科目独立	—	—	—	—	—	
330	408		—	—	—	—	—	
—	—		—	—		—	—	
533	489	科目新設	—	—	—	—	—	
—	—		—	—	—	—	—	
26	48		8	7	一部樺太 拓殖事業 費へ統合	38	37	
2,270	2,195		1,818	1,759		1,818	1,783	
30	23		—	—	—	—	—	
—	—		—	—		—	—	
—	40	閑院若宮, 東伏見宮	—	—	—	—	—	
—	166		—	—	—	166	166	
—	5,627		—	15,339		—	15,442	

による。\* 実行予算。

第七十七表 樺太庁特別会計

科 目	昭和 11 年度			昭和 12 年度		
	予算額*	決算額	備 考	予算額	決算額	備 考
歳 入 総 額	33,334	48,469		37,274	57,004	
経 常 部	29,285	32,843		32,774	41,393	
租 税	1,850	2,216		2,847	3,401	
官業及官有財産収入	25,042	27,768	{ 森林収入 (予)16,246 (決)19,068	27,377	35,412	{ 森林収入 (予)18,046 (決)25,569
印 紙 収 入	282	385		311	396	
煙草専売益金受入	1,459	1,459		1,460	1,460	
雑 収 入	652	1,014		778	724	
臨 時 部	4,048	15,627		4,500	5,610	
官有物払下代	127	143		84	113	
臨時利得税	23	41		38	176	
北支事件特別税	—	—		75	79	科目新設
利益配当税	—	—		—	—	
公債及社債利子税	—	—		—	—	
道 行 税	—	—		—	—	
入場税及特別入場税	—	—		—	—	
物 品 税	—	—		—	—	
建 築 税	—	—		—	—	
遊 興 飲 食 税	—	—		—	—	
補 充 金	—	—		—	—	
雑 収 入	1	1		1	1	
前年度剰余金繰入	3,898	15,442		4,303	15,241	
歳 出 総 額	33,334	33,228		37,274	35,806	

備考：大蔵省主計局『各特別会計歳入歳出決算』および『樺太庁作成資料』

歳入歳出予算決算(五)

(単位 千円)

昭和 13 年度			昭和 14 年度			昭和 15 年度		
予算額	決算額	備 考	予算額	決算額	備 考	予算額	決算額	備 考
39,017	64,964		50,033	84,180		66,971	115,588	
36,024	41,773		44,133	55,301		59,052	70,808	
3,926	4,630		4,186	5,885		5,798	6,560	{ 特別法人 税新設
29,133	34,669	{ 森林収入 (予)19,139 (決)22,874	36,836	46,389	{ 森林収入 (予)23,022 (決)31,236	49,973	61,075	{ 森林収入 (予)32,345 (決)43,497
346	307		366	444		363	525	
1,560	1,560		1,851	1,851		2,002	2,002	
1,058	607		894	732		917	645	
2,993	23,191		5,900	28,879		7,919	44,780	
96	110		79	267		154	185	
226	1,425		603	2,263		1,964	1,582	
42	203		—	32		—	1	
33	47	科目新設	88	94		0.1	10	
2	0.03	"	1	0.09		0.3	0.1	
45	44	"	46	66		76	130	
8	11	"	8	21		19	46	
105	151	"	235	378		562	744	
—	—		1	5	科目新設	1	1	
—	—		46	241	"	188	799	
—	—		—	—		4,814	4,408	
1	1		1	1		1	2	
2,436	21,198		4,793	25,510		140	36,871	
39,136	39,453		49,926	47,309		67,069	65,051	

による。\* 実行予算。

第七十七表 樺太庁特別会計

科 目	昭和 11 年度			昭和 12 年度		
	予算額*	決算額	備 考	予算額	決算額	備 考
経 常 部	18,655	18,317		19,394	18,848	
神 社 費	18	18		18	18	
樺 太 庁	1,434	1,393		1,912	1,843	
教 育 費	2,450	2,409		2,603	2,560	
警 務 費	866	859		958	950	
林 務 署	1,959	1,944		1,987	1,974	
現 業 費	8,417	8,379		8,497	8,491	
中 央 試 験 所	367	361		415	399	
職 業 紹 介 所	—	—		—	—	
恩 給 負 担 金	340	340		344	344	
諸 支 出 金	221	272		221	303	
国 債 整 理 基 金 入 特 別 会 計 繰 入	2,344	2,343		2,120	1,966	
予 備 金	240	—		320	—	第一予備金12万円, 第二予備金20万円
臨 時 部	14,678	14,911		17,880	16,957	
營 繕 土 木 費	944	946		1,057	1,052	
補 助 費	2,174	2,144		2,202	2,145	
樺 太 拓 殖 事 業 費	10,067	9,863		11,729	10,383	
臨 時 軍 事 費 入 特 別 会 計 繰 入	—	—		—	—	
一 般 会 計 へ 繰 入	1,450	1,450	科目新設	2,019	2,019	
国 有 財 産 法 施 行 準 備 費	11	10	科目特設	—	—	
市 町 村 財 政 援 助 費	—	—		305	302	科目新設
国 民 精 神 総 動 員 諸 費	—	—		15	15	"

備考：大蔵省主計局『各特別会計歳入歳出決算』および『樺太庁作成資料』

歳入歳出予算決算(六)

(単位 千円)

昭和 13 年度			昭和 14 年度			昭和 15 年度		
予算額	決算額	備 考	予算額	決算額	備 考	予算額	決算額	備 考
20,887	22,014		26,403	25,843		31,460	30,354	
18	18		18	18		18	18	
2,067	2,012		2,295	2,211		2,600	2,566	
2,713	2,655		2,952	2,841		3,485	3,427	
1,080	1,075		1,878	1,842		1,810	1,764	
2,305	2,257		2,735	2,693		3,617	3,526	
9,317	10,670		13,178	13,194		16,375	15,954	
442	427		442	433		625	508	
—	—		26	13		36	27	
366	366		351	351		360	360	
337	617		313	354		345	335	
1,922	1,916		1,894	1,894		1,869	1,868	
320	—		320	—		320	—	
18,249	17,439		23,524	21,466		35,609	34,697	
1,308	1,263		2,092	1,556		2,942	2,312	
2,239	2,208		2,361	2,300		2,697	2,581	
11,444	10,677		12,398	11,211		15,440	14,488	
2,671	2,671	科目新設	4,677	4,677		6,776	6,776	
—	—		—	—		—	—	
—	—		—	—		—	—	
306	305		306	304		306	305	
20	17		20	17		20	19	

による。\* 実行予算。



第七十七表 樺太庁特別会計

科 目	昭和16年度			昭和17年度		
	予算額	決算額	備 考	予算額	決算額	備 考
歳入総額	116,437	146,770		132,695	151,693	
経常部	90,376	84,938		96,150	83,285	
租 税	5,767	7,096		7,628	10,230	
官業及官有財産収入	78,646	72,052	{ 森林収入 (予)48,616 (決)53,371	83,625	67,846	{ 森林収入 (予)49,891 (決)49,602
印紙収入	509	831		585	391	
煙草専売益金受入	2,376	2,376		2,648	2,648	
雑収入	3,077	2,583		1,664	1,621	
一般会計より受入	—	—		—	—	
臨時部	26,061	61,833		36,546	68,408	
官有物払下代	259	720		283	272	
経費補充金	—	—		—	—	
保険会社納付金	—	—		—	—	
公債金	—	—		—	—	
臨時利得税	973	1,307		1,350	2,602	
利益配当税	0.1	12		0.1	4	
公債及社債利子税	0.1	0.1		0.1	0.1	
通行税	129	159		409	426	
入場税及特別入場税	56	106		210	384	
物品税	1,100	1,495		2,125	3,268	
北支事件特別税	—	5		—	0.3	
建築税	2	44		4	5	
遊興飲食税	717	1,484		2,032	4,072	

備考：大蔵省主計局『各特別会計歳入歳出決算』および『樺太庁作成資料』

歳入歳出予算決算(八)

(単位 千円)

昭和18年度			昭和19年度			昭和20年度	
予算額	決算額	備 考	予算額	決算額	備 考	予算額	備 考
106,239	129,846		163,914	181,357		154,755	
65,228	50,799		68,986	56,861		80,853	
11,426	12,010		23,874	21,749		35,707	
48,777	34,476	{ 森林収入 (予)47,967 (決)33,345	39,763	30,220	{ 森林収入 (予)38,827 (決)29,085	40,265	{ 森林収入 39,456
650	1		—	—		1,349	{ 雑収入の款, 他会計より受 入の項に所属
2,918	2,918		2,946	2,946		2,580	"
808	746		1,132	675		952	{ 雑収入の款, 雑収入の項所属
648	648	{ 収入印紙 売捌収入 受入	1,271	1,271	{ 印紙売捌 収入受入	—	
41,012	79,048		94,927	124,496		73,902	{ 臨時租税収入 および雑収入 の款に所属
63	169		93	141		114	"
—	—		62,842	62,594		42,143	"
—	—		—	224		—	
—	—		—	—		1,500	
1,553	2,035		2,321	2,672		—	
0.1	0.2		0.1	3		—	
0.1	0.1		0.2	0.2		—	
412	423		673	671		—	
306	509		562	1,075		—	
4,794	16,268		8,885	16,347		—	
—	0.002		—	—		—	
17	50		17	53		—	
3,887	7,643		5,880	9,274		—	

による。

第七十七表 樺太庁特別会計

科 目	昭和16年度			昭和17年度		
	予算額	決算額	備 考	予算額	決算額	備 考
特別法人税	22	19		30	28	
馬券税	—	—		4	9	科目新設
広告税	—	—		10	17	科目新設
特別行為税	—	—		—	—	
臨時租税収入	—	—		—	—	
補充金	6,822	5,926		11,457	11,153	
雑収入	31	19		1	3	
前年度剰余金繰入	15,950	50,537		18,630	46,164	
歳出総額	117,301	100,606		132,695	119,987	
経常部	49,944	38,248		55,809	39,052	
神社費	18	18		23	23	
樺太庁	3,059	3,030		3,368	3,187	
樺太庁本庁	—	—		—	—	
樺太庁各庁	—	—		—	—	
教育費	4,001	3,801		4,951	4,745	
諸学校	—	—		—	—	
警務費	2,103	2,043		2,351	2,335	
林務署	5,385	5,107		5,401	5,205	
現業費	30,095	20,446		32,195	19,253	
医院及結核療養所	—	—		—	—	
中央試験所	602	561		619	595	

備考：大蔵省主計局『各特別会計歳入歳出決算』および『樺太庁作成資料』

歳入歳出予算決算(九)

(単位 千円)

昭和18年度			昭和19年度			昭和20年度	
予算額	決算額	備 考	予算額	決算額	備 考	予算額	備 考
83	122		114	149		—	
7	16		—	—		—	
10	23		—	—		—	
149	306	科目新設	—	—		—	
—	—		—	—		21,059	{臨時租税収入 及雑収入の款 に所属
13,706	13,743		—	—		—	"
2	34		94	368		3	"
16,023	37,706		13,540	31,291		9,083	
106,239	98,556		163,914	152,455		154,755	
22,918	19,354		24,609	20,645		25,846	
24	24		24	24		24	
2,361	2,252		—	—		—	
—	—		10,521	10,025	{科目整理 により警 務費, 林 務費を統 合	11,271	{一般費の款に 所属
—	—		—	—		7,672	
5,795	5,370		—	—		—	
—	—		7,508	6,927	{樺太庁各 庁の款に 所属	—	
2,571	2,548		—	—		—	
5,294	4,972	{林務費に 科目名変 更	—	—		—	
—	—		—	—		—	
702	681	{現業費廃 止, 本科 目設定	314	281	{樺太庁各 庁の款に 所属	—	
604	575		653	649	"	—	

による。

第七十七表 樺太庁特別会計

科 目	昭和16年度			昭和17年度		
	予算額	決算額	備 考	予算額	決算額	備 考
職 業 紹 介 所	72	43		67	59	
家 畜 検 疫 所	18	—		12	—	
種 馬 所	—	—		52	17	科目新設
恩 給 負 担 金	386	386		465	465	
諸 支 出 金	394	405		644	513	
国 債 整 理 基 金 入 特 別 会 計 繰 入	2,690	2,408		2,660	2,654	
予 備 金	1,120	—	第一予備金12万円, 第二予備金100万円	3,000	—	第一予備金50万円, 第二予備金250万円
臨 時 部	67,357	62,358		76,886	74,935	
營 繕 土 木 費	3,546	3,417		3,441	2,844	
補 助 費	2,291	2,005		1,998	1,551	
樺太拓殖事業費	26,879	21,680		25,827	23,715	
樺太港湾事業費	—	—		—	—	
臨時軍事費入 特別会計繰入	10,883	10,883		19,021	19,021	
樺太臨時行政諸費	—	—		—	—	

備考：大蔵省主計局『各特別会計歳入歳出決算』および『樺太庁作成資料』

歳入歳出予算決算(十)

(単位 千円)

昭和18年度			昭和19年度			昭和20年度	
予算額	決算額	備 考	予算額	決算額	備 考	予算額	備 考
65	61	国民職業指導所 に科目名変更	—	—		—	
—	—		—	—		—	
70	67		144	133	樺太庁各 庁の款に 所属。種 馬所及種 畜所	—	
551	551		583	583	他会計へ 繰入の款 に所属	626	他会計へ繰入 の款に所属
1,116	1,513		1,131	1,295	補充費の 款に所属	1,015	補充費の款に 所属
765	741		731	729	他会計へ 繰入の款 に所属	1,258	他会計へ繰入 の款に所属
3,000	—		3,000	—		4,000	第一予備金 100万円 第二予備金 300万円
83,321	79,201		139,305	131,811		128,909	
3,891	2,514		8,358	6,370		301	一般費の款に 所属, 營繕 継続事業費
1,747	1,812		75,719	71,883	石炭増産 対策諸費 等を統合	55,811	臨時諸補助金 に所属
19,249	16,897		19,127	15,866		9,664	一般費の款に 所属
—	—		—	—		3,486	"
22,174	22,174		30,894	30,894	他会計へ 繰入の款 に所属	44,785	
—	—		2,805	3,927	科目新設, 防空及警 備費, 経 済統制費, 時局対策 等を 含む	—	

による。

第七十七表 樺太庁特別会計

科 目	昭和16年度			昭和17年度		
	予算額	決算額	備 考	予算額	決算額	備 考
市町村財政援助費	306	305		585	585	
物資需給調整諸費	119	97		121	107	
臨時軍事援護諸費	100	89		180	71	
物 価 調 整 及 貯 蓄 奨 励 費	84	72		99	101	
臨 時 警 察 費	347	303		353	345	
防空及警備費	832	846		1,014	1,372	
昭和15年国勢調査費	69	45		38	48	
国家総動員諸費	232	199		358	303	
労務需給調整諸費	45	65		121	101	
協 和 事 業 費	22	19		20	18	
石炭増産対策諸費	8,832	9,089		15,260	14,908	
国民体力管理諸費	60	9	科目新設	65	26	
臨時木材供出諸費	261	226		265	239	
部 落 振 興 費	15	14	科目新設	—	—	
国土計画設定費	55	26	"	47	29	
臨時道路及電信電話 施設建設費	719	1,029	"	1,286	958	
南名好国有炭田 採掘準備費	727	679		—	—	
樺太開発株式会社 設立準備費	50	34	科目新設	—	—	
臨時出資金	10,000	9,999	樺太開発 株式会社 出資金	4,800	4,800	樺太食糧 営団出資 金
災 害 費	155	220		64	1,022	
臨時家族手当	416	433		816	1,041	
国民奉公運動諸費	70	67	科目新設	77	73	

備考：大蔵省主計局『各特別会計歳入歳出決算』および『樺太庁作成資料』

歳入歳出予算決算(十一)

(単位 千円)

昭和18年度			昭和19年度			昭和20年度	
予算額	決算額	備 考	予算額	決算額	備 考	予算額	備 考
625	624		—	—		—	
102	92		—	—		—	
222	90		—	—		—	
140	120		—	—		—	
399	378		—	—		—	
1,370	1,206		—	—		—	
17	32		—	—		—	
375	312		—	—		—	
136	100		—	—		—	
20	19		—	—		—	
18,431	18,472		—	—		—	
51	23		—	—		—	
247	218		—	—		—	
15	15		—	—		—	
47	14		—	—		—	
2,430	2,828	臨時道路 施設費	—	—		—	
—	—		—	—		—	
—	—		—	—		—	
1,600	1,600	樺太食糧 営団出資 金	—	—		—	
1,055	1,014		512	578	科目名変更 災害 対策費	—	
—	—		—	—		—	
97	94		—	—		—	

による。

第七十七表 樺太庁特別会計

科 目	昭和16年度			昭和17年度		
	予算額	決算額	備 考	予算額	決算額	備 考
重要物資調査費	22	20		22	19	
食糧対策施設諸費	198	74		594	256	
臨時手当	20	264		269	279	
金属類特別回収諸費	—	2	科目新設	—	25	
重要食糧貯蔵 対策施設費	—	150	"	—	—	
戦争保険臨時諸費	—	—		8	2	科目新設
戦時勤勉手当	—	—		105	194	
臨時海運統制諸費	—	—		17	12	科目新設
樺太食糧営団 設立準備費	—	—		15	15	科目特設
臨時鉄道施設費	—	—		—	853	"
中小商工業対策費	—	—		—	—	
他会計へ繰入	—	—		—	—	
補 充 費	—	—		—	—	
奉 迎 諸 費	—	—		—	—	
諸新営及補修費	—	—		—	—	
樺太庁舎火災復旧費	—	—		—	—	
臨時諸要務費	—	—		—	—	
樺太拓殖事業補助	—	—		—	—	
臨時緊急対策諸費	—	—		—	—	
差 引 剰 余 金	—	46,164		—	37,706	

備考：大蔵省主計局『各特別会計歳入歳出決算』および『樺太庁作成資料』

歳入歳出予算決算(十二)

(単位 千円)

昭和18年度			昭和19年度			昭和20年度	
予算額	決算額	備 考	予算額	決算額	備 考	予算額	備 考
20	17		—	—		—	
1,421	1,168		—	—		—	
1,572	1,613	{臨時諸手 当	—	—		—	
—	—		—	—		—	
—	—		—	—		—	
13	11		—	—		—	
—	—		—	—		—	
—	—		—	—		—	
—	—		—	—		—	
54	33	科目新設 {一般会計 へ 789 通信事業 特別会計 へ 961 鉄道特別 会計へ 3,960	—	—		—	
5,711	5,711		—	—		—	
—	—		1,891	2,217		2,264	
—	—		—	75	三笠宮	—	
—	—		—	—		2,724	{一般費の款に 所属
—	—		—	—		310	"
—	—		—	—		5,597	"
—	—		—	—		3,765	"
—	—		—	—		4,000	"
—	31,291		—	28,902		—	

による。